

事 務 運 營



## 1 電子計算組織による県税事務処理の概要

### 1 移行事務の経過

昭和43年	4月	自動車税の賦課事務、収納事務及び統計事務
	同 8月	個人事業税の賦課事務、収納事務及び統計事務
昭和44年	10月	自動車税納税証明（継続検査用）事務
昭和46年	4月	娯楽施設利用税、料理飲食等消費税、軽油引取税の賦課事務、収納事務及び統計事務
	同	鉦区税の定期賦課事務及び定期賦課に係る統計事務
	同	法人県民税及び法人事業税に係る申告書用紙及び納付書用紙の作成
昭和47年	4月	法人県民税及び法人事業税の賦課事務、収納事務及び統計事務
	同 5月	自動車登録情報（分配テープ）の利用による自動車税の賦課事務
昭和48年	4月	不動産取得税の賦課事務、収納事務及び統計事務
	同	滞納繰越分の管理事務、収納事務及び統計事務
昭和50年	4月	証紙徴収に係る自動車税、自動車取得税の賦課事務及び統計事務
昭和53年	1月	県税・県税税外調定収入等管理事務
昭和58年	7月	「税務事務オンライン化検討プロジェクト」発足。オンライン化の可能性について検討
昭和59年	4月	昭和61年4月稼動を目途に税務オンライン・システムの開発に着手
	同 6月	税務事務のオンライン化に関する要望等について調査
昭和60年	4月	磁気テープ交換による口座振替分収納事務
	同 7月	たばこ流通情報管理システムの事務
昭和61年	4月	税務オンライン・システム運用開始
昭和62年	4月	県税決算事務
昭和63年	1月	過誤納金等還付充当事務
	同 4月	県民税利子割の賦課事務、収納事務及び統計事務
平成 元年	4月	ゴルフ場利用税及び特別地方消費税の賦課事務、収納事務及び統計事務
平成 2年	4月	軽油流通情報管理システムの事務
平成 5年	4月	オンラインによる軽油引取税免税証発行
平成 8年	4月	「税務電算システム調査研究会」を設立し、トータルシステム化を検討
平成 9年	4月	地方消費税市町村交付金算定システムの事務
	同	平成12年7月稼動を目途に税務トータルシステムの開発に着手
平成12年	9月	税務トータルシステム運用開始
平成15年	4月	産業廃棄物埋立税システム運用開始
平成16年	2月	県民税配当割・株式譲渡所得割システム運用開始

平成16年11月	外形標準課税に対応する法人二税システム等運用開始
平成18年 1月	地方税電子申告システム運用開始
平成18年 5月	自動車税のコンビニ収納開始
平成19年 4月	納税証明書（自動車継続検査用）自動発行機の運用開始
同	税務システムの効率化（ダウンサイジング）を検討
平成20年 2月	端末機器の一括更新（パソコン、プリンター、OCR機器）
平成21年 4月	組織再編に伴う税務トータルシステム端末機器等の再配置
同	県税事務所へ地方税電子申告端末配置
平成21年 6月	地方法人特別税に対応する法人二税システム等運用開始
平成23年 3月	ダウンサイジング終了、新システムの運用開始
	端末共用化の整備（LANPC共用化）
	税務システムにEUC機能を追加
	徴収支援システムの運用開始
平成23年 4月	eLTAX国税連携システムに係る個人事業税賦課処理の運用開始
平成23年 5月	口座振替分収納事務を磁気テープ交換からデータ伝送方式に変更
平成24年 4月	マルチペイメント納付を開始（個人事業税、不動産取得税、自動車税）
	コンビニ納付対象税目を拡大（個人事業税及び不動産取得税を追加）
	口座振替対象機関にゆうちょ銀行を追加
平成25年 8月	端末機器の一括更新（パソコン、プリンター、OCR機器、自動発行機）
平成26年 4月	法人二税申告書等のPDF化による保管作業
平成26年 7月	徴収状況集計システムの運用開始
平成26年10月	税務ファイルサーバの運用開始
平成27年 4月	自動車税納付確認システム（JNK S）稼動に係る連携開始
平成28年 2月	税務サーバ等一部更新（運用管理サーバ、バックアップサーバ、ラインプリンター等）
平成28年 3月	番号制度（マイナンバー）に対応する法人二税システムの運用開始
平成28年 5月	自動車税（定期賦課分）のクレジット収納開始
平成28年10月	税務サーバ等機器更新
平成29年 4月	自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の運用開始
平成30年 7月	自動車税納付確認システム（JNK S）の自動連携開始
平成31年 4月	Pay B（ペイビー）納付を開始（個人事業税、不動産取得税、自動車税）
令和 元年 9月	新税務トータルシステム運用開始
	webシステム化
	仮想端末を使用し、手のひら静脈とパスワードによる二要素認証によるセキュリティ向上
令和 元年10月	共通納税の運用開始

令和 2年 3月	産業廃棄物埋立税の電算税目化
令和 2年 9月	特別法人事業税に対応する県税管理システム等運用開始
令和 3年 1月	PayPay、LINEPay 納付を開始（個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割）
令和 3年 10月	共通納税対象税目の拡大（金融所得課税）
令和 5年 1月	自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）更新 軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（軽OSS）運用開始
令和 5年 4月	自動車税種別割納税通知書等に eL-Q R を印字

## 2 事務処理の範囲

### (1) 法人県民税及び法人事業税の賦課事務

- 課税額及び加算金額の計算（手作業分を除く。）
- 申告書用紙、納付書用紙及び申告書受付整理簿の作成
- 更正・決定通知書兼納付通知書の作成
- 課税標準額等の通知書、同計算書及び同報告書の作成
- 調定決議書兼調定集計書の作成
- 主要法人調定状況一覧表及び法人事業税調定状況調の作成
- 法人索引簿及び未処理（不申告）法人調査表の作成
- 各種統計資料の作成

### (2) 個人事業税の賦課事務

- 課税額の計算
- 納税通知書、納付書の作成
- 決定決議書兼調定集計書及び決定決議書兼調定異動集計書の作成
- 個人事業税台帳一覧表の作成
- 各種統計資料の作成

### (3) 不動産取得税の賦課事務

- 評価額（評価計算を除く。）、控除額及び課税標準額等の検算並びに課税額の計算
- 納税通知書及び不動産取得税の納付について（お知らせ）の作成
- 決定決議書兼調定集計書、調定異動集計書、調定明細書、調定異動明細書、不動産の価格決定通知書等の作成
- 各種減額及び徴収猶予処理
- 各種統計資料の作成

### (4) ゴルフ場利用税及び軽油引取税の賦課事務

- 課税額及び加算金額の計算
- 申告書用紙及び納入（付）書用紙の作成
- 更正・決定通知書兼納入（付）通知書の作成
- 申告納入・納付決議書（不申告加算金決定決議書）、調定集計書及び調定異動集計書の作成
- 特別徴収義務者等一覧表及び申告書受付整理簿の作成
- 軽油引取税報償金算定資料の作成
- ゴルフ場利用税市町村交付金算定資料の作成
- 各種統計資料の作成

### (5) 自動車税種別割の賦課事務

- 課税額の計算
- 納税通知書及び納付書の作成
- 納税証明書（継続検査用）の作成

- 調定明細書甲、納付異動決議書（証紙徴収分）及び調定明細書乙の作成
- 各種統計資料の作成
- (6) 鉦区税の賦課事務
  - 課税額の計算
  - 納税通知書の作成
  - 決定決議書兼調定集計書の作成
  - 台帳一覧表の作成
- (7) 県民税利子割の賦課事務
  - 課税額及び加算金額の計算
  - 申告書用紙の作成
  - 調定決議書兼調定集計書の作成
  - 更正・決定通知書兼納入通知書の作成
  - 特別徴収義務者一覧表の作成
  - 利子割市町村交付金算定資料の作成
  - 各種統計資料の作成
- (8) たばこ流通情報管理システムの事務
  - 申告書のデータチェック及びチェック済報告データの作成
- (9) 軽油流通情報管理システムの事務
  - 各種報告書の作成
  - 不突合リストの作成
- (10) 地方消費税市町村交付金算定システムの事務
  - 地方消費税市町村交付金算定資料の作成
- (11) 証紙徴収に係る自動車税種別割及び自動車税環境性能割の賦課事務
  - 証紙徴収税額の計算
  - 納付（異動）決議書兼調定（異動）集計書の作成
  - 自動車税環境性能割市町村交付金算定資料の作成
  - 各種統計資料の作成
- (12) 滞納処分等の管理事務
  - 徴収簿兼滞納整理簿（収納マスタ）の作成、整理
  - 欠損処分該当者一覧表の作成
  - 欠損処分完結者一覧表の作成
  - 各種統計資料の作成
  - 徴収支援システムによる徴収整理票の作成、収入・未納の管理
- (13) 収納事務
  - 徴収簿兼滞納整理簿（収納マスタ）の作成、整理
  - 個人事業税及び自動車税種別割に係る口座振替データの作成及び金融機関への伝送

- 領収済明細一覧表、未納額異動一覧表、消込保留等一覧表及び県税収入取消等一覧表の作成
  - 延滞金の計算
  - 督促状、催告書及び差押予告通知用納付書の作成
  - 納期内納入（付）状況一覧表の作成
  - 徴収猶予に係る納入（付）書及び徴収猶予状況調（法人二税、不動産取得税及び軽油引取税のみ）の作成
  - 確定延滞金納付書（法人二税、個人事業税、不動産取得税、自動車税、軽油引取税、ゴルフ場利用税）の作成
- (14) 過誤納金等還付充当事務
- 還付加算金の計算
  - 過誤納金・未済金明細一覧表、廢誤納リスト、還付追加項目チェックリスト、モニタリスト（外形対象法人）、延滞金確認リスト（外形対象法人）、県税過誤納金等整理簿、過誤納金等還付充当計算書兼還付加算金計算書、過誤納金等還付充当通知書、戻出充当調書、支出調書、送金通知書、送金案内書（案内発行簿）、振出通知書合計表、口座振替通知書、口座振替案内書（案内発行簿）及び債権者内訳書の作成
  - 口座振替払データ及び指定隔地払データの作成及び金融機関への伝送
- (15) 県税管理事務
- 県税調定収入済額調及び税外調定収入済額調の作成
  - 調定収入状況調の作成
  - 収入報告データ及び調定報告データの作成
  - 歳入歳出外現金受払報告データ及び支出報告データの作成
- (16) オンライン処理事務
- 入力（宛名、課税、収入未納、還付充当、徴収支援、処分等）業務
  - 照会（宛名、課税、収入未納、還付充当、徴収支援、処分等）業務
  - 発行（納税証明書、納付書、軽油免税証等）業務
  - 配信（各種エラーリスト、未納額異動一覧表）業務
- (17) 県税決算事務
- 滞納繰越分明細一覧表の作成
  - 県税収入状況報告書の作成
  - 県税・県税に係る税外収入欠損処分報告書の作成
  - 県税・県税に係る税外収入繰越状況報告書の作成
  - 滞納繰越状況調書の作成
  - 県税徴収猶予状況報告書の作成
  - 県税・県税に係る税外収入滞納処分の停止状況報告書の作成
  - 県税過誤納金処理状況報告書の作成
  - 決算報告資料の作成
- (18) 産業廃棄物埋立税の賦課事務
- 特別徴収義務者一覧表の作成

- 課税額及び加算金額の計算
  - 申告書用紙及び納入（付）書用紙の作成
  - 更正・決定通知書兼納入（付）通知書の作成
  - 申告納入・納付決議書（不申告加算金決定決議書）、調定集計書及び調定異動集計書の作成
  - 産業廃棄物埋立税報償金算定資料の作成
  - 各種統計資料の作成
- (19) 県民税配当割・株式譲渡所得割の賦課事務
- パソコンによる課税・収入・未納の管理
  - 申告書用紙の作成
  - 調定決議書兼調定明細書及び調定集計書の作成

3 端末機器等の設置状況

令和5年8月1日現在

区分	パソコン	ページプリンタ	インサータプリンタ	OCR読取機	エルタックス端末	
本庁	8	3	1	0	2	
西部県税事務所	本所	17	32	2	0	34
	(観音庁舎)	5	3	0	0	0
	廿日市分室	2	4	1	0	0
	呉分室	2	4	1	0	0
	東広島分室	6	5	2	2	0
東部県税事務所	本所	6	14	1	0	12
	(松永庁舎)	2	2	0	0	0
	尾道分室	2	3	1	0	0
北部県税事務所	3	4	1	0	2	
合計	53	74	10	2	50	

(注) 1 パソコンの台数は税務TS専用端末のみを計上  
2 ページプリンタは税務TS用を計上

4 オンライン稼動状況

(令和2年4月1日～令和5年3月31日)

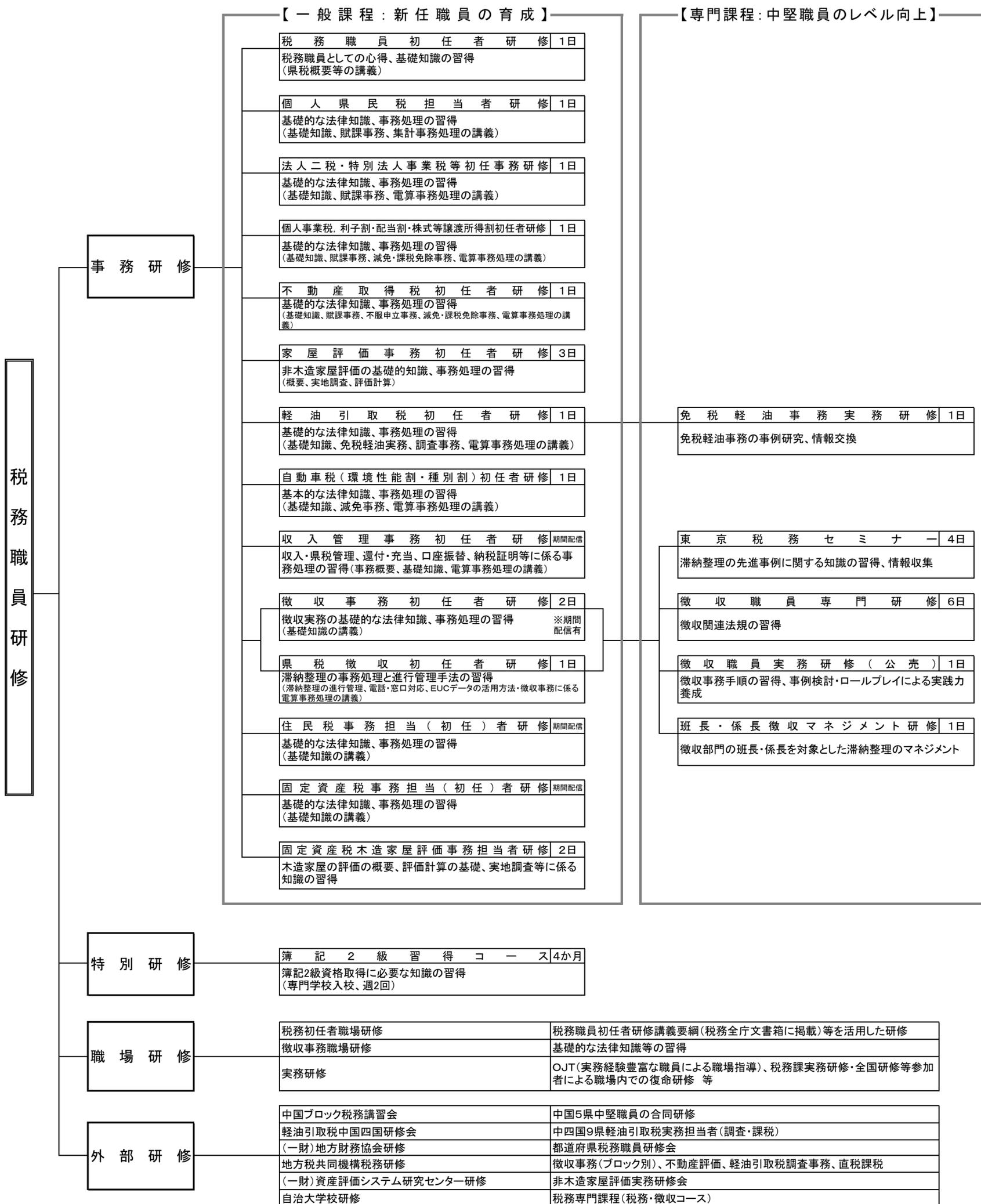
業務ID	業務名	オンラインアクセス数		
		令和4年度	令和3年度	令和2年度
J A	県税管理	26,178	29,020	31,060
J B	納税者情報	52,766	49,954	54,952
J E	収入管理	1,806,336	1,801,073	1,928,381
J F	不動産取得税	434,068	493,060	511,423
J G	間税	21,032	22,495	20,257
J H	法人二税	3,054,330	2,725,695	2,699,608
J J	自動車税種別割	1,273,177	1,270,261	1,260,952
J K	個人事業税	376,205	342,697	311,503
J L	発行	634,386	636,414	706,264
J M	還付充当	269,403	259,049	266,400
J N	納税者管理/納税者情報	58,053	49,375	56,946
J O	産業廃棄物埋立税	3,131	3,557	3,688
J R	県民税利子割	20,213	26,644	19,606
J T	県税決算	2,434	1,993	3,128
J U	県たばこ税	255	200	197
J V	徴収支援	4,069,334	3,747,824	4,194,578
J W	徴収	54,237	57,741	100,288
J X	口座振替	77,278	96,870	122,975
J Z	共通	4,338,252	4,313,070	4,556,093
合計		16,571,068	15,926,992	16,848,299

5 サーバ等の機器構成

令和5年8月1日現在

区分	数量	備考
仮想化基盤サーバ	4	(仮想サーバ数) Webサーバ:5、EUCサーバ:2、SVFサーバ:2、ADサーバ:2、 電子帳票/プレブリサーバ:1、運用管理サーバ:1、SI管理サーバ:1、 vCenterサーバ:1、保守・検証用サーバ:6
仮想化基盤サーバ(障害時切替機)	1	
バックアップサーバ	1	
APDBサーバ基盤	2	(仮想サーバ数)DBサーバ:2、APサーバ:2
保守・検証サーバ基盤	1	(仮想サーバ数)DBサーバ:2、APサーバ:2
ページプリンタ	73	
ラインプリンタ	2	
インサータプリンタ	10	

## 2 令和5年度税務職員研修体系



※「固定資産評価審査申出制度研修」は、市町職員対象(県税職員対象外)のため研修体系・実施計画には含まない。

※(一財)資産評価システム研究センター研修「固定資産税事務研修会(旧 固定資産税事務地方研修会)」は、市町職員対象(県税職員対象外)のため研修体系には含まない。

### 3 令和5年度税務職員研修実施計画

実施月	科 目	実施日	日程	会場	主 な 研 修 内 容	対象者
4月	税務職員初任者研修	6日(木)	1日	広島	税務職員の心得・危機管理・服務・接遇、財政と税金、県税の概要、滞納処分、税務T Sの概要及びマイナンバー制度の概要	県税事務所職員 臨時職員 会計年度任用職員
	個人県民税担当者研修	【視聴期間】 4月7日(金) ～5月12日(金)	1日	オンライン	基礎的な法律知識、賦課事務、集計事務処理	県税事務所職員
	利子割・配当割・株式等譲渡所得割初任者研修	【視聴期間】 4月7日(金) ～5月12日(金)	1日	オンライン	基礎的な法律知識、賦課事務、電算事務処理	県税事務所職員
	県税徴収初任者研修	11日(火)	1日	オンライン	税目毎の滞納整理の進行管理、電話・窓口対応、EUCデータの活用方法、徴収事務に係る電算事務処理	県税事務所職員
	自動車税(環境性能割・種別割)初任者研修	13日(木)	1日	オンライン	基礎的な法律知識、事務処理(基礎知識・減免事務・電算事務処理)	県税事務所職員
	不動産取得税初任者研修	14日(金)	1日	オンライン	基礎的な法律知識、賦課事務、不服申立事務、減免・課税免除事務、電算事務処理	県税事務所職員
	軽油引取税初任者研修	19日(水)	1日	オンライン	基礎的な法律知識、免税軽油実務、調査事務、電算処理事務	県税事務所職員
	個人事業税初任者研修	20日(木)	1日	オンライン	基礎的な法律知識、賦課事務、減免・課税免除事務、電算事務処理	県税事務所職員
	収入管理事務初任者研修	【視聴期間・予定】 4月3日(月) ～5月12日(金)	1日	オンライン	収入管理事務(収入・県税管理、還付・充当、口座振替、納税証明等)、電算事務処理	県税事務所職員
	徴収事務初任者研修	24日(月) ～25日(火)	2日	オンライン	基礎的な法律知識(地方税法総則・国税徴収法)、徴収事務の基礎知識、徴収実務者体験談	県税事務所職員 県公債権徴収職員 市町職員
法人二税・特別法人事業税等初任事務研修及び電算事務処理研修	24日(月)	1日	広島	基礎知識、賦課事務、税務トータルシステムの事務処理(入力方法・エラー回復等)	県税事務所職員	
6月	班長・係長徴収マネジメント研修	7日(水)	1日	広島	徴収部門の班長・係長を対象とした滞納整理のマネジメント	県税事務所職員 県公債権徴収職員 市町職員
	家屋評価事務初任者研修	7日(水) ～9日(金)	3日	広島	非木造家屋評価の概要、実地調査、評価計算	県税事務所職員 市町職員
	固定資産税事務担当(初任)者研修 <音声解説付きの資料掲載を検討>	6月中～下旬	-	-	基礎的な法律知識、賦課事務	県税事務所職員 市町職員
7月	住民税事務担当(初任)者研修 <音声解説付きの資料掲載を検討>	7月中	-	-	基礎的な法律知識、賦課事務	県税事務所職員 市町職員
	徴収職員実務研修(公売)	12日(水)	1日	広島	公売に伴う事務手順の習得、事例検討による実践力の養成	県税事務所職員 市町職員
	固定資産税木造家屋評価事務担当者研修	27日(木) ～28日(金)	2日	広島	木造家屋の評価の概要、評価計算の基礎等	県税事務所職員 市町職員
7月～8月	東京税務セミナー	7月～8月	2日×2 コース	オンライン	滞納整理の先進事例に関する知識の習得及び情報収集	税務課職員 県税事務所職員
9月	徴収職員専門研修(国税徴収法・地方税法総則)	11日(月) ～13日(水)	3日	オンライン	徴収関連法規の習得	県税事務所職員 市町職員
10月	中国ブロック税務講習会	11日(水) ～13日(金)	3日	広島	中国5県の合同研修	県税事務所職員
12月	徴収職員専門研修(徴収担当者のための民法)	6日(水) ～8日(金)	3日	広島	債権としての租税(納税義務の成立と確定)、連帯債務と連帯納税義務、親族法と納税義務の承継等	県税事務所職員 県公債権徴収職員 市町職員
	徴収職員実務研修(搜索・質問及び検査)	13日(金)	1日	広島	徴収事務手順の習得、事例検討・ロールプレイによる実践力養成	県税事務所職員 市町職員
	免税軽油事務実務研修	20日(金)	1日	広島	免税軽油事務の事例研究	県税事務所職員

### 2 その他

- (1) 実施に関する具体的な事項は、その都度通知する。
- (2) 上記1以外の科目について研修を実施する場合には、別途通知する。

4 令和5年度県税広報計画(令和5年4月1日現在)

実施月	広報事項	時期	媒体	摘要	
4月	自動車税種別割の納期内納付の勧奨	1日	新聞朝刊折込	ひろしま県民だより	
	自動車税種別割・環境性能割のグリーン化税制について	上旬	ホームページ		
	県税のあらまし	上旬	県税のしおり	冊子配布、ホームページ掲載	
		上旬	あなたと県税	リーフレット配布、ホームページ掲載	
		上旬	ホームページ	各税目ページ(税制改正分等を更新)	
	産業廃棄物埋立税の申告納入について	中旬	ホームページ		
5月	自動車税種別割の納期内納付の勧奨及び納税方法について	中旬 ～ 下旬	ポスター、チラシ	金融機関、各庁舎等に掲示及び配架するほか、県政情報コーナーにチラシ配架	
			デジタルサイネージ	広島銀行店舗等	
			全庁掲示板	庁内広報	
			パソコン啓発画面	庁内広報	
			SNS	ツイッター、フェイスブック	
			ホームページ	PRページ	
	自動車税種別割の納期内納付の勧奨について	上旬～下旬	懸垂幕	本庁南館に掲出	
口座振替加入勧奨について	随時	ホームページ			
6月	—	—	—	—	
7月	産業廃棄物埋立税の申告納入について	中旬	ホームページ		
	不正軽油ホットラインについて	随時	ホームページ		
	軽油の県内購買勧奨について	随時	ホームページ		
8月	個人事業税(1期分)の納期内納付の勧奨について	中旬	ホームページ		
			SNS	ツイッター、フェイスブック	
	インボイス制度について	中旬	チラシ	個人事業税納税通知書(1期分)とともに送付	
	口座振替加入勧奨について	随時	ホームページ		
9月	不正軽油ホットラインについて	随時	ホームページ		
10月	不正軽油撲滅の強化月間について	上旬	新聞朝刊折込	ひろしま県民だより	
			ホームページ		
				SNS	ツイッター、フェイスブック
	個人事業税(2期分)の納期内納付の勧奨について	中旬	ホームページ		
SNS			ツイッター、フェイスブック		
	産業廃棄物埋立税の申告納入について	中旬	ホームページ		
11月	地方税納税推進強化月間の実施について	上旬	ポスター	各庁舎、市町で掲示	
			ホームページ		
	自動車の移転・抹消登録の促進について	上旬	ホームページ		
	税を考える週間について	上旬 ～ 中旬	ポスター	各庁舎、市町で掲示	
			全庁掲示板	庁内広報	
			ホームページ	PRページ	
			SNS	ツイッター、フェイスブック	
	税務統計要覧について	下旬	ホームページ	令和4年度版を掲載	
12月	自動車税種別割納税通知書用封筒裏面広告の募集について	上旬	ホームページ		
	広島県知事賞受賞作品の紹介(税に関する作文・書写・納貯連主催)	上旬	ホームページ	県知事賞の表彰後、ホームページ掲載	

実施月	広報事項	時期	媒体	摘要
1月	森林環境税について	3日	新聞朝刊折込	ひろしま県民だより
		随時	ホームページ	
	産業廃棄物埋立税の申告納入について	中旬	ホームページ	
2月	所得税・贈与税・個人住民税・消費税及び地方消費税の確定申告について	中旬	ホームページ	PRページ
			SNS	ツイッター、フェイスブック
		下旬	全庁掲示板	庁内広報
			パソコン啓発画面	庁内広報
			懸垂幕	本庁南館に掲出
	自動車の移転・抹消登録の促進について	中旬	リーフレット	各庁舎、市町で配布
			ホームページ	
		下旬	SNS	ツイッター、フェイスブック
	広島県知事賞受賞作品の紹介 (税に関する作文・書写:納貯連主催)	中旬	県民ギャラリー展示	R5年2月27日(月)～3月10日(金)予定
		中旬	SNS	ツイッター、フェイスブック
3月	所得税・贈与税・個人住民税・消費税及び地方消費税の確定申告について	初旬～中旬	ホームページ	PRページ
		初旬～中旬	SNS	ツイッター、フェイスブック
	森林環境税について	初旬	SNS	ツイッター、フェイスブック
	自動車の移転・抹消登録の促進について	下旬	SNS	ツイッター、フェイスブック
通年	電子納付について	随時	ホームページ、チラシなど機会があるごとに	
	コンビニ収納について	随時	ホームページなど機会があるごとに	
	口座振替について	随時	ホームページ、チラシなど機会があるごとに	
	個人住民税の特別徴収の徹底について	随時	ホームページ、イベントなど機会があるごとに	
	ふるさと納税について	随時	ホームページ	

【広報課所管の広報媒体】

令和5年4月1日現在

媒体	名称等	時間等	発行回数等
印刷 広報	ひろしま県民だより	新聞朝刊折込	年4回（4、7、10、1月の1日） ※1月は3日
（包括連携協定） チラシ配架	スーパー、百貨店、高速道路SA・PAなどのラックへの チラシ配架		
ホーム ページ	広島県ホームページ ( <a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/</a> )		
S N S	広島県公式Facebook ( <a href="https://www.facebook.com/pref.hiroshima">https://www.facebook.com/pref.hiroshima</a> ) 広島県公式Twitter ( <a href="https://twitter.com/hiroshima_pref">https://twitter.com/hiroshima_pref</a> ) 広島県公式LINE ( <a href="https://page.line.me/tcu5165v">https://page.line.me/tcu5165v</a> ) 広島県公式TikTok (@hiroshima_pref)		
映像	デジタルサイネージ	原則 15秒	3か月に1回（4、7、10、1月）更新：広島銀行、広島産業会館、ふくやま産業交流会館
退職者会 広報紙	県職員退職者会広報紙ふれあい		年4回 (5、8、10、1月の10日発行)



県 税 機 構

---



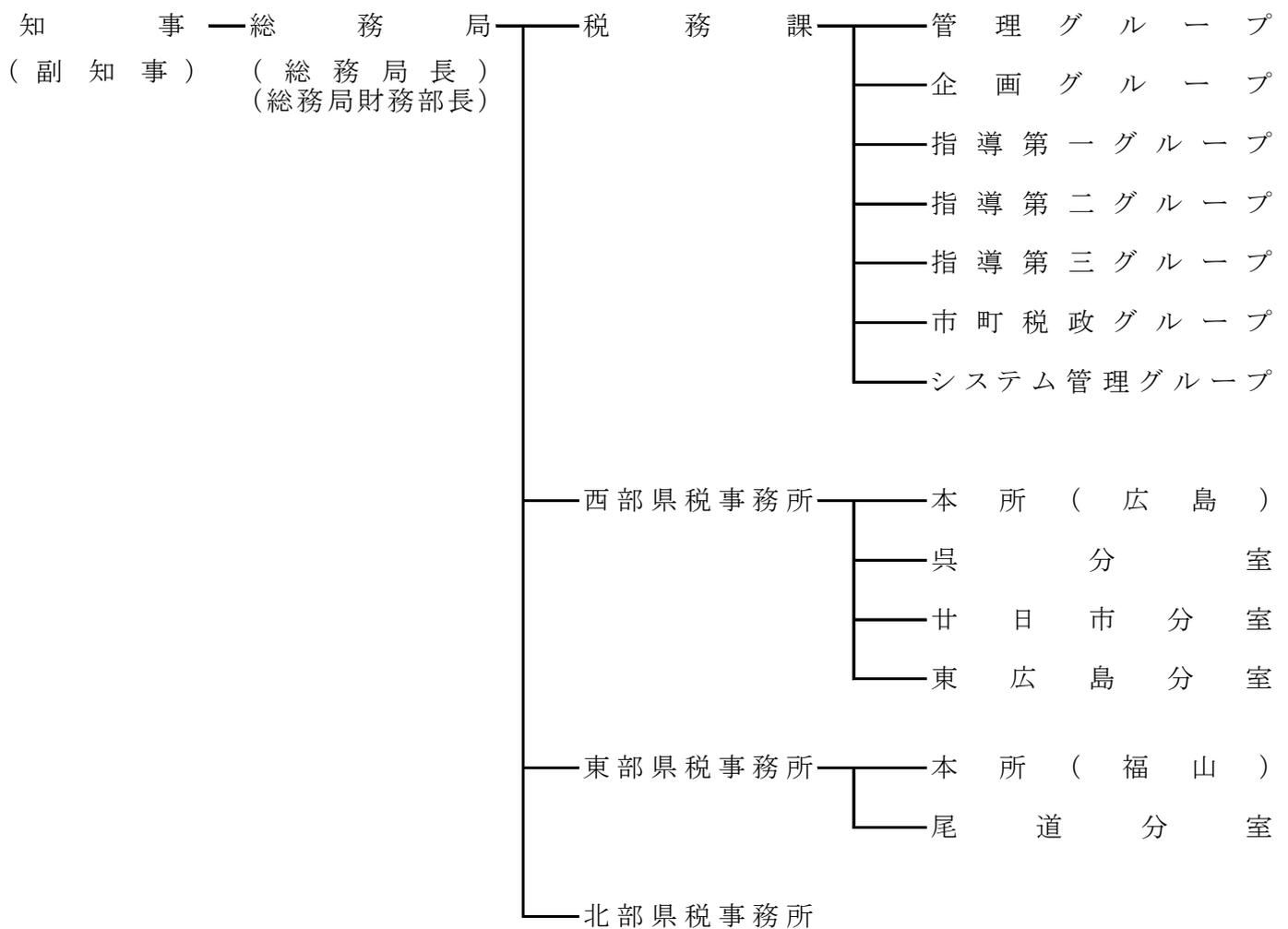
# 1 税 務 機 構

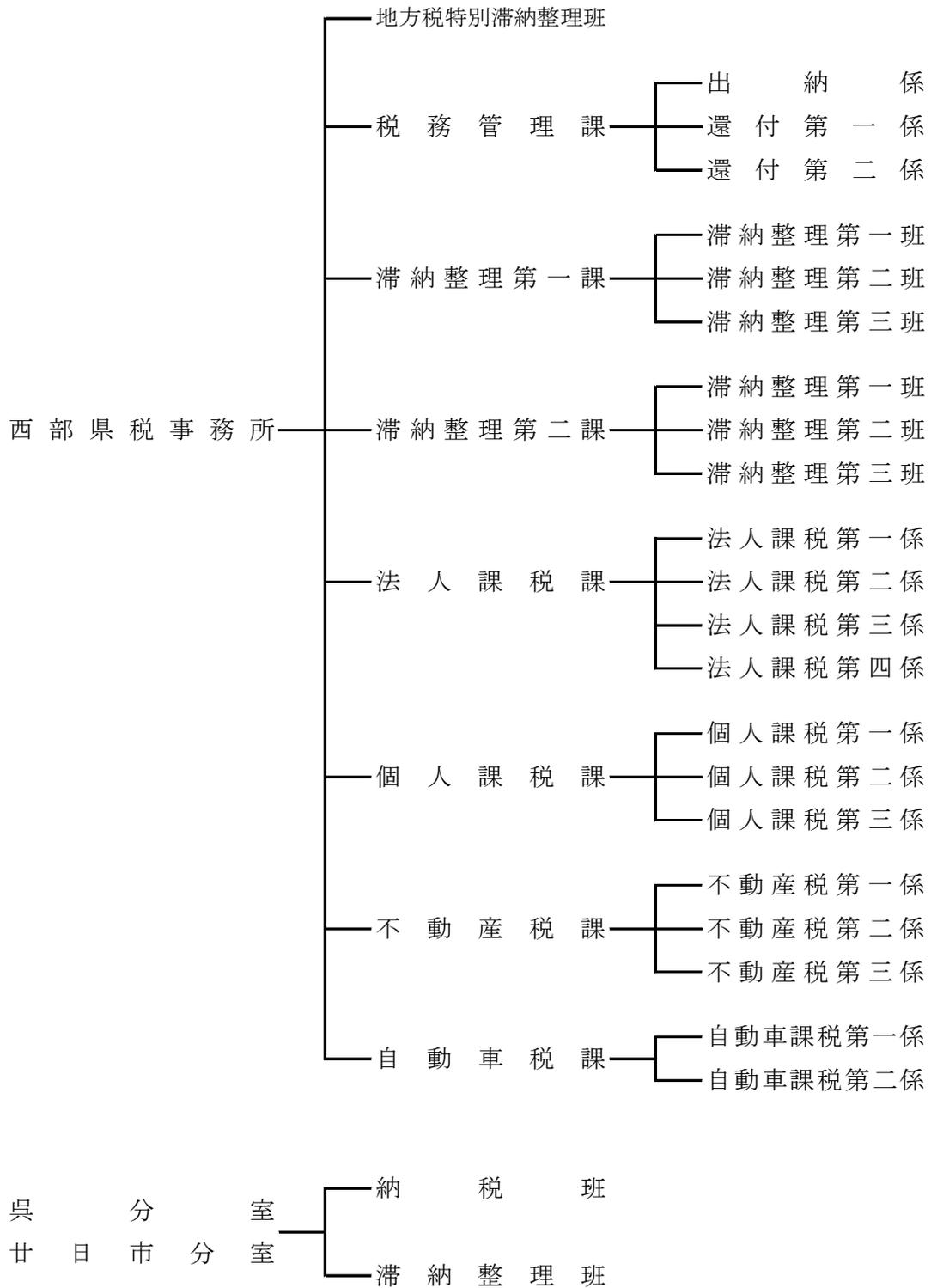
## (1) 機構の概要

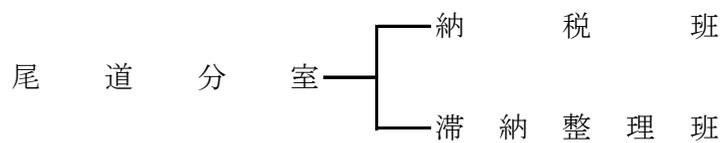
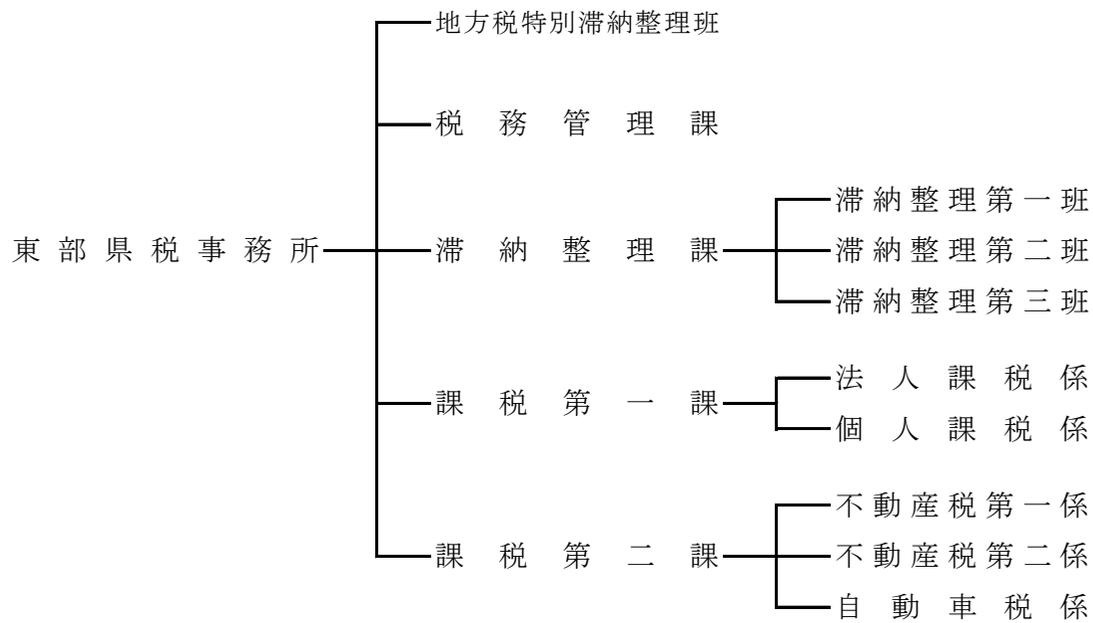
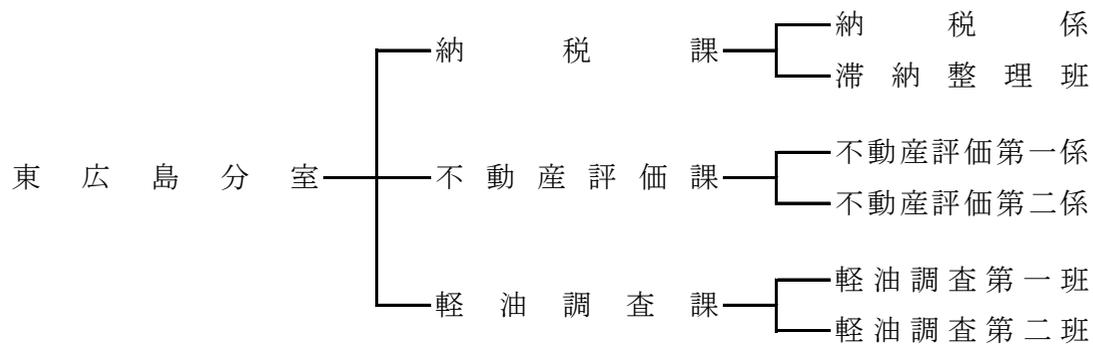
県税の賦課徴収事務を担当する行政機関として、本庁では総務局に税務課、地方機関として西部・東部・北部に県税事務所を設置している。

税務に関する知事の権限は、一部を除きこれらの県税事務所長に委任されており(広島県税条例第6条)、県税に関する事務は、県税事務所において所掌することとなっている。

## (2) 機 構







## 2 事務分掌

### 税務課

令和5年4月1日現在

グループ	分 掌 事 務
管理グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の身分、服務及び福利厚生に関すること</li> <li>2 税務組織に関すること</li> <li>3 歳出予算及び支出に関すること</li> <li>4 物品の出納及び管理に関すること</li> <li>5 文書の収発整理に関すること</li> <li>6 公有財産の管理に関すること</li> <li>7 税務職員の研修に関すること</li> <li>8 県税事務所の事務実態調査及び定例監査（包括外部監査及び委員監査を除く）に関すること</li> <li>9 他のグループの所掌に属さないこと</li> </ol>
企画グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県税及び県税に係る税外収入の予算の整理</li> <li>2 県税関係法規及び通達に関すること</li> <li>3 納税貯蓄組合に関すること</li> <li>4 特別法人事業譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、森林環境譲与税及び航空機燃料譲与税に関すること</li> <li>5 課税状況等の報告に関すること</li> <li>6 県税統計に関すること</li> <li>7 地方交付税の基準財政収入に関すること</li> <li>8 県税に係る陳情、請願に関すること</li> <li>9 県税に係る広報に関すること</li> <li>10 定例監査（職員監査を除く）に関すること</li> </ol>
指導第一グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法人二税及び自動車税（自動車税環境性能割・自動車税種別割・軽自動車税環境性能割）の総括</li> <li>2 税理士資格に関すること</li> <li>3 指導第一グループに係る県税の不服申立及び訴訟に関すること</li> </ol>
指導第二グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人県民税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、個人事業税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、不動産取得税の総括</li> <li>2 産業廃棄物埋立税に関すること</li> <li>3 県税の犯則取締に関すること</li> <li>4 県税のほ税調査及びその指導に関すること</li> <li>5 県税の課税免除に関すること</li> <li>6 地方消費税に関すること</li> <li>7 鉦区税の賦課徴収に関すること</li> <li>8 県たばこ税及び狩猟税に関すること</li> <li>9 指導第二グループに係る県税の不服申立及び訴訟に関すること</li> </ol>

グループ	分 掌 事 務
指導第三グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県税の滞納整理に関する事</li> <li>2 インターネット公売に関する事</li> <li>3 市町税の徴収指導（個人県民税の徴収対策を含む。）に関する事</li> <li>4 税外債権の管理回収に係る研修に関する事</li> <li>5 広島県債権管理会議に関する事</li> <li>6 その他、税外債権の管理・回収に係る支援全般に関する事</li> <li>7 県税及び県税に係る調定収入の整理</li> <li>8 県税事務所の事務実態調査及び定例監査（包括外部監査及び委員監査を除く）に関する事</li> </ol>
市町税政グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町の徴収対策に関する事</li> <li>2 個人住民税特別徴収の推進に関する事</li> <li>3 固定資産税の課税免除に関する事</li> <li>4 市町村民税に関する事</li> <li>5 国民健康保険税に関する事</li> <li>6 普通交付税（基準財政収入額）に関する事</li> <li>7 特別土地保有税に関する事</li> <li>8 固定資産税・都市計画税に関する事</li> <li>9 固定資産評価審議会に関する事</li> <li>10 市町村交付金・納付金に関する事</li> <li>11 基地交付金に関する事</li> <li>12 個人県民税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割の総括</li> <li>13 利子割精算金に関する事</li> <li>14 寄付金税制及びふるさと納税に関する事</li> </ol>
システム管理グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 税務トータルシステムの運用管理に関する事</li> <li>2 地方税電子申告審査システムの運用管理に関する事</li> <li>3 軽油流通情報管理システム及びたばこ流通情報管理システムに関する事</li> <li>4 県税領収済通知書の管理に関する事</li> <li>5 自動車登録手続のワンストップサービス（OSS）に関する事</li> <li>6 電子納税に関する事</li> <li>7 EUCシステムに関する事</li> <li>8 税務端末機器等の管理に関する事</li> </ol>

所	課	係・班	分 掌 事 務
西 部 県 税 務 所 （ 本 所 ）	地方税特別滞納整理班		1 大口・徴収困難に係る徴収金及び過料の徴収並びに滞納処分に関すること 2 個人住民税直接徴収及び併任徴収に関すること 3 納税貯蓄組合の育成指導に関すること
	税務管理課	出 納 係 還 付 第 一 係 還 付 第 二 係	1 所の総合調整及び他所との連絡調整に関すること 2 納税意欲の高揚に関すること 3 徴税吏員証その他身分証票の管理に関すること 4 県税領収証、徴収金出納簿、現金引継簿及び納付（納入）受託証書の管理に関すること 5 徴収金及び過料の収入整理に関すること 6 督促状の発付及び過誤納金還付充當に関すること 7 納税証明に関すること 8 前各号のほか、他課の所掌に属しないこと
	滞納整理第 一課	滞納整理第一班 滞納整理第二班 滞納整理第三班	1 県税、特別法人事業税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に関すること 2 県税、特別法人事業税及び地方法人特別税の欠損処分並びにこれらに係る延滞金の減免に関すること
	滞納整理第 二課	滞納整理第一班 滞納整理第二班 滞納整理第三班	1 県税、特別法人事業税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に関すること 2 県税、特別法人事業税及び地方法人特別税の欠損処分並びにこれらに係る延滞金の減免に関すること
	法人課税課	法人課税第一係 法人課税第二係 法人課税第三係 法人課税第四係	1 法人の県民税、法人の事業税、特別法人事業税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の賦課に関すること 2 法人の県民税、法人の事業税、特別法人事業税及び地方法人特別税の課税標準の調査に関すること 3 eLTAXの普及・利用促進に関すること
	個人課税課	個人課税第一係 個人課税第二係 個人課税第三係	1 個人の県民税、利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、個人の事業税及び狩猟税並びにこれらの県税に係る税外収入の賦課に関すること 2 個人の県民税、利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、個人の事業税及び狩猟税の課税標準の調査に関すること 3 市町が処理する県民税に係る事務に関すること 4 軽油引取税の免税証の管理に関すること
	不動産税課	不動産税第一係 不動産税第二係 不動産税第三係	1 不動産取得税及び固定資産税並びにこれらの県税に係る税外収入の賦課に関すること 2 不動産取得税及び固定資産税の課税標準の調査に関すること 3 不動産取得税及び固定資産税に係る犯則取締に関すること
	自動車税課	自動車課税第一係 自動車課税第二係	1 自動車税の種別割及び同税に係る税外収入の賦課に関すること 2 自動車税の種別割の課税標準の調査に関すること 3 証紙徴収に係る自動車税及び軽自動車税（環境性能割に限る。）の申告書の受理等（広島運輸支局所管の自動車に限る。） 4 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例第四条の自動車税の種別割の徴収に関すること

所	課	係・班	分 掌 事 務
呉・廿日市・尾道分室	納 滞 納 税 整 理 班	納 滞 納 税 整 理 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県税領収証、徴収金出納簿、現金引継簿及び納付（納入）受託証書の管理に関する事</li> <li>2 徴収金及び過料の収入整理に関する事</li> <li>3 納税証明に関する事</li> <li>4 県税等及びこれらに係る税外収入の徴収に関する事</li> <li>5 県税等の延滞金の減免に関する事</li> <li>6 不動産取得税の減額及び徴収猶予に関する事</li> <li>7 自動車税等の減免に関する事</li> <li>8 軽油引取税の免税証の管理に関する事</li> </ol>
東広島分室	納 税 課	納 税 係 滞 納 整 理 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県税領収証、徴収金出納簿、現金引継簿及び納付（納入）受託証書の管理に関する事</li> <li>2 徴収金及び過料の収入整理に関する事</li> <li>3 納税証明に関する事</li> <li>4 県税等及びこれらに係る税外収入の徴収に関する事</li> <li>5 県税等の延滞金の減免に関する事</li> <li>6 不動産取得税の減額及び徴収猶予に関する事</li> <li>7 自動車税等の減免に関する事</li> </ol>
	不動産評価課	不動産評価第一係 不動産評価第二係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 不動産取得税及び固定資産税の課税標準となるべき価格の調査及び決定に関する事</li> </ol>
	軽油調査課	軽油調査第一班 軽油調査第二班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 軽油引取税及び同税に係る税外収入の賦課に関する事</li> <li>2 ゴルフ場利用税及び同税に係る税外収入の賦課に関する事</li> <li>3 軽油引取税及びゴルフ場利用税の課税標準の調査に関する事</li> <li>4 軽油引取税及びゴルフ場利用税に係る犯則取締に関する事</li> <li>5 軽油引取税の免税証の管理に関する事</li> </ol>

所	課	係・班	分 掌 事 務
東 部 県 税 務 所  ( 本 所 )	地方税特別滞納整理班		1 大口・徴収困難に係る徴収金及び過料の徴収並びに滞納処分に関すること 2 個人住民税直接徴収及び併任徴収に関すること 3 納税貯蓄組合の育成指導に関すること
	税 務 管 理 課		1 所の総合調整及び他所との連絡調整に関すること 2 納税意欲の高揚に関すること 3 徴税吏員証その他身分証票の管理に関すること 4 県税領収証、徴収金出納簿、現金引継簿及び納付（納入）受託証書の管理に関すること 5 徴収金及び過料の収入整理に関すること 6 督促状の発付及び過誤納金還付充当に関すること 7 納税証明に関すること 8 前各号のほか、他課の所掌に属しないこと
	滞納整理課	滞納整理第一班 滞納整理第二班 滞納整理第三班	1 県税及び特別法人事業税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に関すること 2 県税及び特別法人事業税及び地方法人特別税の欠損処分並びにこれらに係る延滞金の減免に関すること
	課税第一課	法人課税係 個人課税係	1 県民税、事業税、特別法人事業税、地方法人特別税及び狩猟税並びにこれらに係る税外収入の賦課に関すること 2 県民税、事業税、特別法人事業税、地方法人特別税及び狩猟税の課税標準の調査に関すること 3 県民税、事業税、特別法人事業税、地方法人特別税及び狩猟税に係る犯則取締に関すること 4 市町が処理する県民税に係る事務に関すること
	課税第二課	不動産税第一係 不動産税第二係 自動車税係	1 不動産取得税、自動車税の種別割及び固定資産税並びにこれらの県税に係る税外収入の賦課に関すること 2 不動産取得税、自動車税の種別割及び固定資産税の課税標準の調査に関すること 3 不動産取得税、自動車税の種別割及び固定資産税に係る犯則取締に関すること 4 証紙徴収に係る自動車税等の申告書の受理等（福山自動車検査登録事務所所管の自動車に限る。） 5 軽油引取税の免税証の管理に関すること
北 部 県 税 務 所	収納管理課	出 納 班 滞 納 整 理 班	1 所の総合調整及び他所との連絡調整に関すること 2 納税意欲の高揚に関すること 3 徴税吏員証その他身分証票の管理に関すること 4 県税領収証、徴収金出納簿、現金引継簿及び納付（納入）受託証書の管理に関すること 5 徴収金及び過料の収入整理に関すること 6 督促状の発付及び過誤納金還付充当に関すること 7 納税証明に関すること 8 県税等及びこれらに係る税外収入の徴収に関すること 9 県税等の欠損処分並びにこれらに係る延滞金の減免に関すること 10 納税貯蓄組合の育成指導に関すること 11 前各号のほか、他課の所掌に属さないこと
	課 税 課	事 業 税 係 不 動 産 自 動 車 税 係	1 県税等及びこれらに係る税外収入の賦課に関すること 2 県税等の課税標準の調査に関すること 3 軽油引取税の免税証の管理に関すること 4 市町が処理する県民税に係る事務に関すること

### 3 税務職員配置状況(1)

令和5年4月1日現在

区 分	総 数	所 長 ・ 分 室 長	次 長 ・ 地 方 税 総 括 管 理 監	課 長 ・ 参 事	主 幹 員 ・ 係 長 ・ 主 査 ・ 主 任 税 務 査 察 員 ・ 事 業 調 整 員 ・ 税 務 査 査 員	主 任	主 任 ( エ ル ダ ー )	主 事	事 務 種 類 別 内 訳			
									総 務	収 納	直 税	間 税
平成23年度総計	359	8	14	36	201	66	23	11	36	145	148	30
平成24年度総計	346	8	15	38	203	50	20	12	35	139	142	30
平成25年度総計	337	8	14	37	210	39	15	14	35	138	142	22
平成26年度総計	335	8	13	35	199	37	26	17	33	143	137	22
平成27年度総計	328	8	13	34	210	23	21	19	33	140	134	21
平成28年度総計	327	8	13	34	191	25	39	17	33	134	139	21
平成29年度総計	336	8	13	34	201	21	38	21	34	136	144	22
平成30年度総計	335	8	13	34	199	21	39	21	34	136	143	22
令和元年度総計	331	8	13	33	188	20	39	30	35	130	145	21
令和2年度総計	325	8	13	33	175	20	40	36	33	130	141	21
令和3年度総計	312	8	13	33	158	24	35	41	32	119	140	21
令和4年度総計	307	8	13	33	156	21	33	43	31	115	140	21
令和5年度総計	305	8	13	34	148	21	33	48	30	118	137	20
( 内 訳 )												
税 務 課	35	1	1	2	22	5	0	4	19	4	11	1
西部県税事務所	127	1	4	15	60	10	19	18	2	58	66	1
西呉 西部県税事務所 分室	11	1	1	0	4	0	4	1	1	6	3	1
西廿 西部県税事務所 分室	12	1	1	0	4	2	3	1	1	7	3	1
西東 西部県税事務所 分室	33	1	1	5	18	1	2	5	2	5	13	13
東部県税事務所	58	1	3	9	27	2	4	12	2	25	30	1
東尾 東部県税事務所 分室	10	1	1	0	6	0	0	2	1	5	3	1
北部県税事務所	19	1	1	3	7	1	1	5	2	8	8	1

(注1) 税務課長は所長・分室長欄へ、税務システム担当監は次長・地方税総括管理監の欄へ計上。

(注2) 市町からの派遣職員及び会計年度任用職員(令和元年度までは嘱託員)を除く。

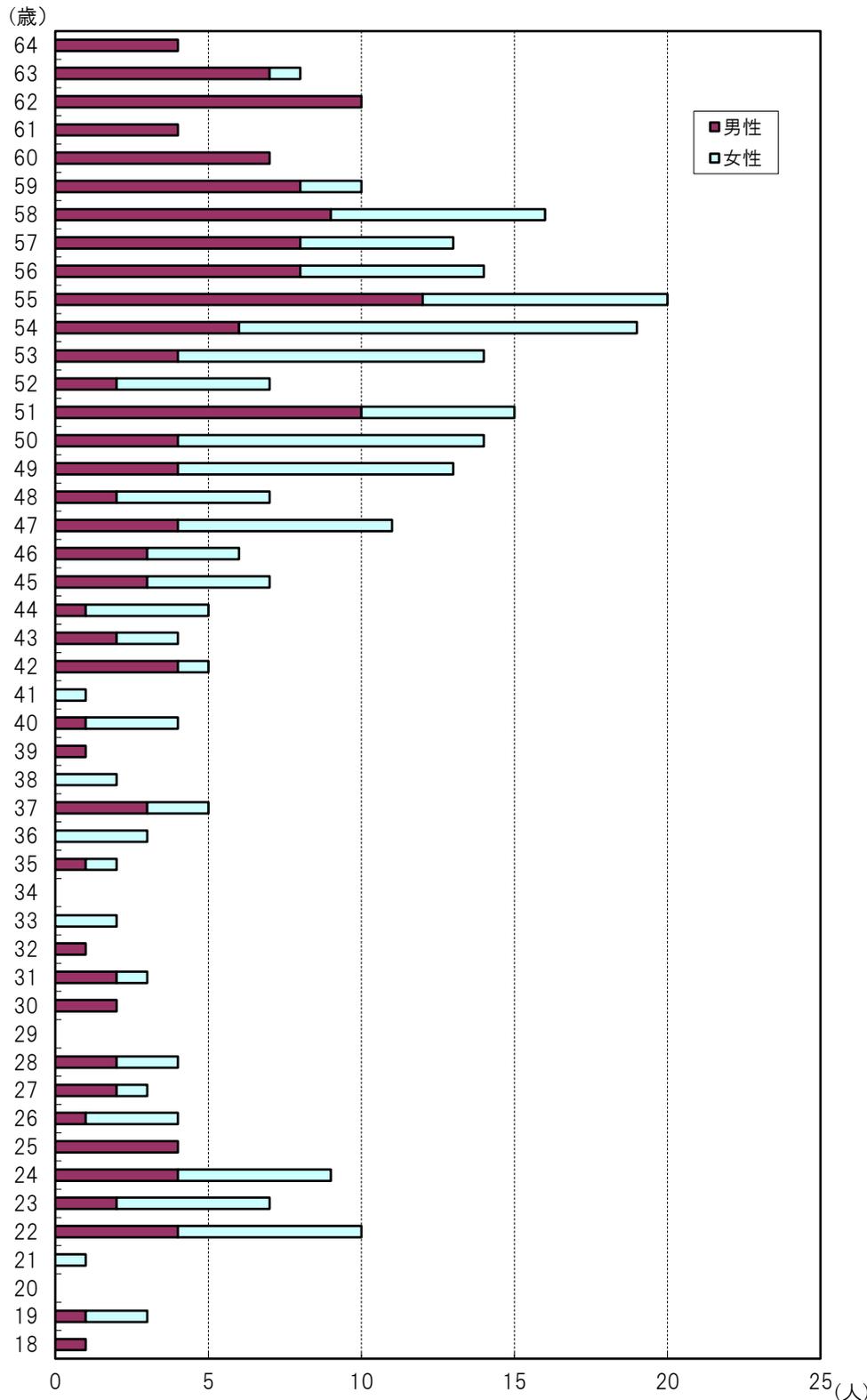
### 3 税務職員配置状況(2)

令和5年4月1日現在

所名	課名	職員数 (人)	所名	課名	職員数 (人)
西部県税事務所	地方税特別滞納整理班	8	東広島分室	納税課	11
	税務管理課	19		不動産評価課	9
	滞納整理第一課	17		軽油調査課	13
	滞納整理第二課	17		小計	33
	法人課税課	19	東部県税事務所	地方税特別滞納整理班	6
	個人課税課	14		税務管理課	10
	不動産税課	20		滞納整理課	12
	自動車税課	13		課税第一課	11
	小計	127		課税第二課	19
呉分室	納税班	5	小計	58	
	滞納整理班	6	尾道分室	納税班	5
	小計	11		滞納整理班	5
小計	11	小計		10	
廿日市分室	納税班	5	北部県税事務所	収納管理課	10
	滞納整理班	7		課税課	9
	小計	12		小計	19
				税務課	35
				合計	305

(注)市町からの派遣職員及び会計年度任用職員を除く。

#### 4 税務職員年齢別・男女別人員分布



令和5年4月1日現在

年齢 (歳)	総数 (人)	男性 (人)	女性 (人)	構成比 (%)	構成比 (%)
64	(4)	(4)	(0)		(1.3)
63	(8)	(7)	(1)		(2.6)
62	(10)	(10)	(0)		(3.3)
61	(4)	(4)	(0)		(1.3)
60	(7)	(7)	(0)		(2.3)
59	10	8	2	3.7	(3.3)
58	16	9	7	5.9	(5.2)
57	13	8	5	4.8	(4.3)
56	14	8	6	5.1	(4.6)
55	20	12	8	7.4	(6.6)
54	19	6	13	7.0	(6.2)
53	14	4	10	5.1	(4.6)
52	7	2	5	2.6	(2.3)
51	15	10	5	5.5	(4.9)
50	14	4	10	5.1	(4.6)
49	13	4	9	4.8	(4.3)
48	7	2	5	2.6	(2.3)
47	11	4	7	4.0	(3.6)
46	6	3	3	2.2	(2.0)
45	7	3	4	2.6	(2.3)
44	5	1	4	1.8	(1.6)
43	4	2	2	1.5	(1.3)
42	5	4	1	1.8	(1.6)
41	1	0	1	0.4	(0.3)
40	4	1	3	1.5	(1.3)
39	1	1	0	0.4	(0.3)
38	2	0	2	0.7	(0.7)
37	5	3	2	1.8	(1.6)
36	3	0	3	1.1	(1.0)
35	2	1	1	0.7	(0.7)
34	0	0	0	0.0	(0.0)
33	2	0	2	0.7	(0.7)
32	1	1	0	0.4	(0.3)
31	3	2	1	1.1	(1.0)
30	2	2	0	0.7	(0.7)
29	0	0	0	0.0	(0.0)
28	4	2	2	1.5	(1.3)
27	3	2	1	1.1	(1.0)
26	4	1	3	1.5	(1.3)
25	4	4	0	1.5	(1.3)
24	9	4	5	3.3	(3.0)
23	7	2	5	2.6	(2.3)
22	10	4	6	3.7	(3.3)
21	1	0	1	0.4	(0.3)
20	0	0	0	0.0	(0.0)
19	3	1	2	1.1	(1.0)
18	1	1	0	0.4	(0.3)
計	272 (305)	126 (158)	146 (147)	100.0	(100.0)

(注) ( ) 内はエルダー職員を含む構成比。

※平均年齢の推移

区分	5年度	4年度	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度	20年度
全体 平均	45.7 (47.5)	46.2 (47.9)	45.7 (47.4)	46.3 (48.2)	46.5 (48.3)	47.2 (48.9)	46.6 (48.3)	46.6 (48.3)	46.6 (47.6)	46.2 (47.5)	46.4 (47.1)	46.0 (47.0)	45.8 (46.8)	45.8 (46.7)	45.7 (46.5)	45.4 (46.1)
男性 平均	46.4 (49.5)	47.7 (50.5)	47.7 (50.4)	48.7 (51.5)	48.9 (51.3)	49.4 (51.6)	48.6 (50.7)	48.3 (50.4)	48.6 (49.7)	48.5 (50.0)	49.0 (49.9)	48.5 (49.6)	48.3 (49.4)	48.3 (49.3)	48.4 (49.2)	48.0 (48.7)
女性 平均	45.2 (45.3)	44.8 (45.0)	43.8 (44.2)	43.8 (44.2)	43.8 (44.3)	44.2 (44.7)	43.7 (44.3)	44.0 (44.6)	43.2 (43.7)	42.5 (42.8)	41.8 (41.8)	40.9 (41.1)	40.5 (40.9)	40.2 (40.6)	39.1 (39.9)	38.6 (39.3)

(注) ( ) 内はエルダー職員を含む平均年齢。

5 事務所別管轄区域面積・人口一覧

課・所名	管轄区域	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	備 考
税 務 課		5.1.1現在 (県計) <b>8,478.97</b>	5.1.1現在 (県計) <b>2,770,623</b>	
西部県税事務所	広島市中区	15.32	136,435	東区の一部、安芸区及び安芸郡の府中町・海田町・熊野町・坂町は海田県税事務所廃止により平成13年度に移管された。 佐伯郡の沖美町・能美町・大柿町は昭和56年度に呉県税事務所から移管され、平成13年度の組織再編により呉地域事務所へ移管された。 平成21年度の組織再編により芸北税務局の廃止、廿日市・呉・東広島の分室化に伴い、広島市の安佐南区・安佐北区・佐伯区、呉市・竹原市・大竹市・東広島市・廿日市市・安芸高田市・江田島市及び山県郡・豊田郡の各市区町が移管された。
廿日市分室	〃 東区	39.42	118,603	
呉分室	〃 南区	26.46	141,179	
東広島分室	〃 西区	35.61	186,779	
	〃 安佐南区	117.03	244,053	
	〃 安佐北区	353.33	139,552	
	〃 安芸区	94.08	77,232	
	〃 佐伯区	225.43	140,898	
	呉市	352.83	209,241	
	竹原市	118.23	23,586	
	大竹市	78.66	26,064	
	東広島市	635.15	190,353	
	廿日市市	489.49	116,219	
	安芸高田市	537.71	26,979	
	江田島市	100.72	21,393	
	安芸郡府中町	10.41	52,891	
	〃 海田町	13.79	30,639	
	〃 熊野町	33.76	23,485	
	〃 坂町	15.69	12,839	
	山県郡安芸太田町	341.89	5,700	
	〃 北広島町	646.20	17,471	
	豊田郡大崎上島町	43.11	7,022	
	計	<b>4,324.32</b>	<b>1,948,613</b>	
東部県税事務所	三原市	471.51	89,154	福山市の芦田町・駅家町は昭和51年度に府中県税事務所から移管された。 府中市、旧芦品郡新市町（現：福山市）、甲奴郡の各町、神石郡の各町は府中県税事務所廃止により平成5年度に移管された。 うち甲奴郡の各町は平成13年度の組織再編により備北地域事務所に移管された。 甲奴郡上下町は、府中市との合併により、平成16年度に備北地域事務所から移管された。 平成21年度の組織再編により、三原市・尾道市・世羅町が尾三税務局から移管された。
尾道分室	尾道市	284.88	130,007	
	福山市	517.72	460,684	
	府中市	195.75	36,563	
	世羅郡世羅町	278.14	15,167	
	神石郡神石高原町	381.98	8,249	
	計	<b>2,129.98</b>	<b>739,824</b>	
北部県税事務所	三次市	778.18	49,557	庄原市及び比婆郡の各町は庄原県税事務所廃止により昭和51年度に移管された。 甲奴郡の各町は平成13年度に福山県税事務所から移管された。 甲奴郡上下町は、府中市との合併により、平成16年度に福山地域事務所へ移管された。
	庄原市	1,246.49	32,629	
	計	<b>2,024.67</b>	<b>82,186</b>	

(注)

\*管轄区域面積は、国土交通省国土地理院の「令和5年全国都道府県市区町村別面積調（1月1日時点）」による。

\*管轄区域人口は、令和5年1月1日現在の住民基本台帳による（住民基本台帳法の適用対象となる外国人を含む）。

\*各県税事務所の管轄区域は、令和5年4月1日現在のものである。

事務所名	電話	郵便番号	所在地
西部県税事務所	(082)228-2111	730-0011	広島市中区基町10-23
〃 廿日市分室	(0829)32-1181	738-0004	廿日市市桜尾二丁目2-68
〃 呉分室	(0823)22-5400	737-0811	呉市西中央一丁目3-25
〃 東広島分室	(082)422-6911	739-0014	東広島市西条昭和町13-10
観音庁舎	(082)232-7694	733-0036	広島市西区観音新町四丁目13-13-1 (中国運輸局広島運輸支局内)
東部県税事務所	(084)921-1311	720-8511	福山市三吉町一丁目1-1
〃 尾道分室	(0848)25-2011	722-0002	尾道市古浜町26-12
松永庁舎	(084)933-3171	729-0115	福山市南今津町45 (福山自動車検査登録事務所内)
北部県税事務所	(0824)63-5181	728-0013	三次市十日市東四丁目6-1
税務課	(082)513-2319	730-8511	広島市中区基町10-52



徵 稅 費 等

---



1 徴税費

(単位：千円)

区 分		3 年 度 決 算 額	4 年 度 決 算 額	5 年 度 当 初 予 算 額	
税 収 入	予 算 額 ①	328,068,096	340,428,482	341,743,020	
	調 定 ( 見 込 ) 額 ②	342,026,948	343,832,096	345,554,000	
	収 入 ( 見 込 ) 額 ③	337,499,388	339,579,632	—	
徴 税 費	職 員 給	1,269,735	1,272,272	1,266,752	
	人 件 費	超 過 勤 務 手 当	45,100	44,452	44,643
		税 務 特 勤 手 当	49,154	49,289	43,514
		そ の 他 の 手 当	698,671	709,442	727,622
		小 計	792,925	803,183	815,779
	そ の 他 の 人 件 費	588,319	583,751	601,635	
	計 A	2,650,979	2,659,206	2,684,166	
	旅 費 B	7,928	9,356	22,574	
	需 用 費	需 用 費	49,250	48,712	53,970
		通 信 運 搬 費	98,587	93,959	109,627
		備 品 費	558	8	1,230
		そ の 他	548,552	720,799	718,870
	計 C	696,947	863,478	883,697	
徴 収 取 扱 費	県 民 税 の 徴 収 取 扱 費	県 納 税 義 務 者 数	4,283,698	4,266,675	4,284,892
		県 民 税 払 込 金 額 分	1,633	1,396	2,584
		そ の 他	216,801	207,696	205,697
	地 方 消 費 税	194,596	189,275	177,000	
	小 計	4,696,728	4,665,042	4,670,173	
納 税 貯 蓄 組 合 関 連 費	355	360	370		
取 扱 費	特 別 徴 収 義 務 者 対 する 交 付 金	産 業 廃 棄 物 埋 立 税	14,213	14,239	17,125
		ゴ ル フ 場 利 用 税	1,396	1,397	1,500
		軽 油 引 取 税	570,440	574,396	575,700
	小 計	586,049	590,032	594,325	
そ の 他	41,701	54,974	82,491		
計 D	5,324,833	5,310,408	5,347,359		
合 計 A + B + C + D ④	8,680,687	8,842,448	8,937,796		
税 収 入 対 徴 税 費 の 割 合	対 予 算 額 ④ / ①	2.65	2.60	2.62	
	対 調 定 額 ④ / ②	2.54	2.57	2.59	
	対 収 入 額 ④ / ③	2.57	2.60	—	
徴 税 吏 員 数	吏 員	309	307	307	
	そ の 他 の 職 員	40	38	38	
計 ⑤	349	345	345		
徴 税 吏 員 1 人 当 たり 徴 税 額 ③ / ⑤		967,047	984,289	—	
徴 税 吏 員 1 人 当 たり 徴 税 費	人 件 費 ( 含 旅 費 )	7,619	7,735	7,846	
	物 件 費 ( 含 徴 収 取 扱 費 等 )	17,255	17,896	18,062	
	計 ④ / ⑤	24,874	25,631	25,907	

## 2 還付金の状況

(単位：円、%)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度(A)	令和4年度(B)	対前年比 (B)/(A)×100	
出	法人県民税	196,847,519	136,718,362	124,935,070	178,893,181	143.2
	県民税利子割	64,461	501,233	104,732	155	0.1
	県民税配当割	—	1,374	268	—	—
	県民税株式等譲渡所得割	—	87,125	—	—	—
	個人事業税	15,639,484	9,761,475	11,144,190	12,894,900	115.7
	法人事業税	1,569,992,401	1,630,092,731	2,654,246,791	2,143,042,768	80.7
	地方消費税譲渡割	—	—	—	—	—
	地方消費税貨物割	—	—	—	—	—
	不動産取得税	151,688,260	150,444,000	203,225,600	146,490,500	72.1
	県たばこ税	16,075	128,836	234,023	3,638	1.6
	ゴルフ場利用税	7,735,000	4,118,700	1,300	3,326,000	255,846.2
	自動車税環境性能割 (自動車税種別割) 注2	1,604,900	4,597,200	4,393,400	6,210,800	141.4
	自動車税種別割 (自動車税種別割) 注2	1,201,690,804	1,108,806,471	1,081,484,390	1,029,699,541	95.2
	鉦区税	32,200	—	—	1,500	—
	軽油引取税	6,593,293	11,061,349	6,730,908	11,591,955	172.2
	狩猟税	—	—	—	—	—
産業廃棄物埋立税	7,295,330	—	100	—	—	
その他	6,531,000	45,700	—	—	—	
合 計	<b>3,165,730,727</b>	<b>3,056,364,556</b>	<b>4,086,500,772</b>	<b>3,532,154,938</b>	<b>86.4</b>	
分	法人県民税	434,919,610	477,018,318	857,711,100	204,621,216	23.9
	確定減	405,709,972	424,934,500	118,310,200	176,008,116	148.8
	更正減	29,200,050	29,534,400	739,400,900	28,613,100	3.9
	利子割控除	9,588	22,549,418	0	0	—
	県民税利子割	81,403	104,896	60,289	1,840,975	3,053.6
	個人事業税	27,416,500	8,477,700	12,089,800	10,230,800	84.6
	法人事業税	1,928,235,964	2,364,380,006	3,965,934,665	2,430,605,265	61.3
	確定減	1,631,654,182	2,107,425,406	2,088,012,365	2,146,921,059	102.8
	更正減	296,581,782	256,954,600	1,877,922,300	283,684,206	15.1
	地方消費税譲渡割	—	—	—	—	—
	地方消費税貨物割	—	—	—	—	—
	不動産取得税	252,602,700	278,261,100	308,402,500	235,063,500	76.2
	県たばこ税	—	—	—	—	—
	ゴルフ場利用税	205,100	—	—	—	—
	自動車税環境性能割 (自動車税種別割) 注2	—	104,700	1,070,100	1,168,800	109.2
	自動車税種別割 (自動車税種別割) 注2	—	1,992,000	4,423,906	4,130,600	93.4
鉦区税	—	—	—	—	—	
軽油引取税	9,224,459	6,586,394	2,993,948	4,862,849	162.4	
狩猟税	—	—	—	—	—	
産業廃棄物埋立税	—	—	—	—	—	
小 計	<b>2,652,685,736</b>	<b>3,136,925,114</b>	<b>5,152,686,308</b>	<b>2,892,524,005</b>	<b>56.1</b>	
その他	12,078,311	20,991,286	1,290,810	13,829,146	1,071.4	
還付加算金	27,378,027	36,314,579	26,292,696	18,505,110	70.4	
小 計	<b>39,456,338</b>	<b>57,305,865</b>	<b>27,583,506</b>	<b>32,334,256</b>	<b>117.2</b>	
合 計	<b>2,692,142,074</b>	<b>3,194,230,979</b>	<b>5,180,269,814</b>	<b>2,924,858,261</b>	<b>56.5</b>	

(注) 1「その他」は、個人県民税、旧法による自動車税・自動車取得税（R元.9.30廃止・見直し）、延滞金及び各種加算金を示す。  
2 令和元年10月1日に導入。

### 3 各種交付金等の推移

(単位：円)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
徴収取扱費	支 出	個人県民税徴収取扱費 市町交付金	4,408,964,975	4,404,520,012	4,465,361,455	4,501,095,000	4,474,366,197
		地方消費税事務取扱費	234,356,895	221,175,089	232,427,174	195,632,175	189,274,756
		合 計	4,643,321,870	4,625,695,101	4,697,788,629	4,696,727,175	4,663,640,953
市町交付金	支 出	利子割交付金	914,114,000	430,293,000	417,410,000	399,568,000	197,846,000
		地方消費税交付金	53,162,965,000	51,106,943,000	62,227,122,000	67,707,714,000	70,434,536,000
		ゴルフ場所在市町交付金	452,000,000	477,000,000	464,554,000	510,807,829	500,413,471
		自動車取得税交付金	3,229,999,172	1,781,858,844	0	0	306,828
		軽油引取税指定市交付金	5,606,582,560	5,414,240,282	5,131,965,000	5,330,346,427	5,256,112,361
		法人事業税交付金	—	—	3,726,461,000	6,417,641,000	7,339,493,000
		配当割交付金	1,592,837,000	1,869,977,000	1,731,120,000	2,541,000,000	2,147,988,000
		株式等譲渡所得割交付金	1,153,121,000	978,989,000	1,712,206,000	2,762,875,000	1,498,987,000
		分離課税所得割指定市交付金	234,973,000	233,000,000	252,360,000	247,396,000	210,661,000
		県民税所得割 指定市臨時交付金	3,099,887,000	0	0	0	0
		環境性能割市町交付金	0	0	1,136,702,698	1,203,480,901	1,289,999,286
		合 計	69,446,478,732	62,292,301,126	76,799,900,698	87,120,829,157	88,876,342,946
都道府県 精算金	収 入	利子割精算金	1,501	1,120	0	0	0
		地方消費税清算金	103,778,851,000	101,982,496,000	122,656,788,014	133,750,334,396	139,252,099,000
		合 計	103,778,852,501	101,982,497,120	122,656,788,014	133,750,334,396	139,252,099,000
	支 出	利子割精算金	0	0	0	6	0
		地方消費税清算金	63,840,000,000	62,347,000,000	78,434,705,014	72,684,993,396	70,554,000,000
		合 計	63,840,000,000	62,347,000,000	78,434,705,014	72,684,993,402	70,554,000,000

4 令和4年度市町交付金一覧

	市町名	利 交	子 付	割 金	地 交	方 消 費 税 金	ゴルフ場所在市町 交 付 金	自 動 車 取 得 税 交 付 金	環 境 性 能 割 市 町 交 付 金	軽油引取税指定市 交 付 金
西 部	広島市		95,472,000		30,424,344,000		55,744,031	105,690	316,461,000	
	呉市		14,441,000		5,396,415,000		26,694,730	16,968	66,459,000	
	竹原市		1,342,000		601,028,000		22,063,327	2,800	10,965,000	
	大竹市		1,666,000		680,156,000			2,508	9,821,000	
	東広島市		13,966,000		4,839,709,000		114,798,647	22,095	86,539,000	
	廿日市市		7,790,000		2,741,848,000		65,418,343	9,440	36,976,000	
	安芸高田市		1,412,000		676,211,000		26,557,090	6,708	26,275,000	
	江田島市		1,211,000		534,696,000			2,603	10,194,000	
	府中町		4,101,000		1,277,465,000			2,663	10,431,000	
	海田町		2,119,000		749,277,000			1,824	7,143,000	
	熊野町		1,342,000		517,587,000			1,967	7,703,000	
	坂町		723,000		343,780,000			1,009	3,952,000	
	安芸太田町		261,000		148,030,000			2,055	8,049,000	
	北広島町		917,000		471,295,000		17,155,247	7,643	29,937,000	
大崎上島町		313,000		182,624,000			1,383	5,418,000		
	小 計		147,076,000		49,584,465,000		328,431,415	187,356	636,323,000	0
東 部	三原市		5,316,000		2,296,903,000		89,935,623	14,365	56,263,000	
	尾道市		7,864,000		3,301,303,000		12,992,423	14,607	57,212,000	
	福山市		30,048,000		11,549,363,000		46,344,130	42,216	165,347,000	
	府中市		2,131,000		969,034,000			5,139	20,130,000	
	世羅町		730,000		378,733,000		6,206,260	6,414	25,122,000	
	神石高原町		334,000		200,161,000		5,235,440	7,691	30,125,000	
	小 計		46,423,000		18,695,497,000		160,713,876	90,432	354,199,000	0
北 部	三次市		2,760,000		1,301,401,000		4,627,350	14,786	57,912,000	
	庄原市		1,587,000		853,173,000		6,640,830	14,254	55,831,000	
	小 計		4,347,000		2,154,574,000		11,268,180	29,040	113,743,000	0
	県 合 計		197,846,000		70,434,536,000		500,413,471	306,828	1,104,265,000	0
	指定都市分 (広島市)		0		0				185,734,286	5,256,112,361
	総 計		197,846,000		70,434,536,000		500,413,471	306,828	1,289,999,286	5,256,112,361
	広島市計		95,472,000		30,424,344,000		55,744,031	105,690	502,195,286	5,256,112,361

法人事業税 交 付 金	配 当 交 付 金	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	分 離 課 税 所 得 割 指 定 市 交 付 金	合 計
3,548,811,000	1,036,021,000	722,749,000		36,199,707,721
523,775,000	156,406,000	108,901,000		6,293,108,698
55,480,000	14,536,000	10,108,000		715,525,127
68,772,000	18,058,000	12,578,000		791,053,508
462,834,000	152,250,000	106,681,000		5,776,799,742
208,476,000	84,342,000	58,708,000		3,203,567,783
62,960,000	15,287,000	10,635,000		819,343,798
37,383,000	13,105,000	9,106,000		605,697,603
108,737,000	44,472,000	30,993,000		1,476,201,663
69,981,000	22,975,000	16,008,000		867,504,824
26,388,000	14,574,000	10,164,000		577,759,967
48,747,000	7,861,000	5,482,000		410,546,009
12,475,000	2,853,000	1,994,000		173,664,055
53,739,000	9,970,000	6,955,000		589,975,890
17,188,000	3,418,000	2,382,000		211,344,383
<b>5,305,746,000</b>	<b>1,596,128,000</b>	<b>1,113,444,000</b>	<b>0</b>	<b>58,711,800,771</b>
223,335,000	57,622,000	40,146,000		2,769,534,988
321,895,000	85,102,000	59,203,000		3,845,586,030
1,153,524,000	327,417,000	229,318,000		13,501,403,346
98,624,000	23,055,000	16,020,000		1,128,999,139
31,227,000	7,924,000	5,521,000		455,469,674
13,884,000	3,630,000	2,529,000		255,906,131
<b>1,842,489,000</b>	<b>504,750,000</b>	<b>352,737,000</b>	<b>0</b>	<b>21,956,899,308</b>
120,073,000	29,902,000	20,821,000		1,537,511,136
71,185,000	17,208,000	11,985,000		1,017,624,084
<b>191,258,000</b>	<b>47,110,000</b>	<b>32,806,000</b>	<b>0</b>	<b>2,555,135,220</b>
<b>7,339,493,000</b>	<b>2,147,988,000</b>	<b>1,498,987,000</b>	<b>0</b>	<b>83,223,835,299</b>
0	0	0	210,661,000	5,652,507,647
<b>7,339,493,000</b>	<b>2,147,988,000</b>	<b>1,498,987,000</b>	<b>210,661,000</b>	<b>88,876,342,946</b>
3,548,811,000	1,036,021,000	722,749,000	210,661,000	41,852,215,368

## 5 税 務 手 当

### 職員の特殊勤務手当に関する条例（抄）（昭和26年広島県条例第24号）

（税務職員の特殊勤務手当）

第3条 税務職員の特殊勤務手当は、県税の賦課及び徴収に関する事務（次項において「賦課徴収事務」という。）に従事する職員に対して支給する。

2 前項の手当は、次に掲げる額とする。

(1) 賦課徴収事務に常時従事する者

勤務1月につき1万5,300円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

(2) 前号以外の者で、賦課徴収事務に従事したもの

賦課徴収事務に従事した日1日につき550円

### 職員給与の支給に関する規則（抄）（昭和26年人事委員会規則第4号）

（税務職員の特殊勤務手当）

第20条 特殊勤務手当条例第3条第2項第1号に規定する人事委員会規則で定める額は、勤務1月につき1万5,300円（育児短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を、定年前再任用短時間勤務職員にあってはその額に同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を、任期付短時間勤務職員にあってはその額に同条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。

（参 考）

勤 務 場 所	支 給 額
県税事務所に勤務する職員	勤務1月につき 15,300円
本庁に勤務する職員	賦課徴収事務に従事した日1日につき 550円

納 稅 獎 勵

---



# 1 納税貯蓄組合連合会及び納税貯蓄組合の現況

(令和5年4月1日現在)

所 名	納税貯蓄組合 連合会数	納税貯蓄組合数
西 部	10	27
東 部	3	82
北 部	2	2
合 計	15	111
令 和 4 年 度	15	115

## 2 令和4年度口座振替実績

(単位:人、%)

区分 所名	個人事業税		
	課税者数 A	利用者数 B	利用率 B / A
西部	19,428	3,531	18.2
東部	5,696	997	17.5
北部	496	89	17.9
合計 ①	<b>25,620</b>	<b>4,617</b>	<b>18.0</b>
前年度同期 ②	24,611	4,731	19.2
前年比 ① / ②	104.1	97.6	

(注) 令和4年8月31日現在(第1期分)の調である。

(単位:台、%)

区分 所名	自動車税		
	課税台数 A	利用台数 B	利用率 B / A
西部	641,946	59,349	9.2
東部	258,424	28,688	11.1
北部	30,342	3,830	12.6
合計 ①	<b>930,712</b>	<b>91,867</b>	<b>9.9</b>
前年度同期 ②	933,619	93,444	10.0
前年比 ① / ②	99.7	98.3	

(注) 令和4年6月1日現在の調である。

## 減免及び過疎法等に係る課税免除



# 1 令和4年度減免状況

## 1(1) 事務所別・税目別

(単位：千円)

税目 所名	法人県民税		個人事業税		不動産取得税		自動車税種別割		自動車税環境性能割		合計	
	減免税額	件数	減免税額	件数	減免税額	件数	減免税額	件数	減免税額	件数	減免税額	件数
西部	9,175	444	0	0	12,504	64	680,610	18,414	0	0	702,289	18,922
東部	6,294	304	0	0	5,412	48	308,670	8,221	0	0	320,376	8,573
北部	1,155	55	0	0	438	5	48,455	1,303	0	0	50,048	1,363
本庁	—	—	—	—	—	—	52,640	4,685	52,548	759	105,188	5,444
合計	16,624	803	0	0	18,354	117	1,090,375	32,623	52,548	759	1,177,901	34,302

# 1 令和4年度減免状況

## 1(2) 理由別

(単位：千円)

税目	理由	減免税額	件数
法人 県民税	認可地縁団体の減免	7,934	381
	特定非営利活動法人の減免	8,690	422
	小計	16,624	803
個人 事業税	事業用資産に災害を受けた場合の減免	0	0
	住宅・家財に損害を受けた場合の減免	0	0
	生活保護法の適用を受ける者に対する減免	0	0
	特別な理由	0	0
	小計	—	—
不動産 取得税	災害により被害を受けた不動産に対する減免	0	0
	災害による代替不動産に対する減免	619	9
	補助金の交付を受けた不動産に対する減免	7,625	22
	親族間における贈与の取消しに係る減免	973	8
	幼稚園の設置者に対する減免	0	0
	宅地造成工事施工のための土地の取得に対する減免	0	0
	自治会又は町内会が取得した不動産に対する減免	2,616	27
	第一種市街地再開発事業の権利変換手続による不動産取得に対する減免	633	7
	公用又は公共用施設の用に供する土地に対する減免	5,776	43
	宗教法人設立のための不動産の取得に対する減免	0	0
	特別な理由	112	1
	小計	18,354	117
自動車 税種別割	災害により被害を受けた自動車に対する減免	0	0
	地方公共団体の使用する自動車に対する減免	289	15
	レントゲン自動車等に対する減免	3,464	130
	身体障害者の使用等に対する減免	784,100	20,690
	知的障害者の使用等に対する減免	63,962	1,646
	精神障害者の使用等に対する減免	8,770	225
	障害者等の利用に供する特殊構造車に対する減免	93,140	3,293
	公的医療機関の救急自動車に対する減免	0	0
	社会福祉事業を行う者等が所有する自動車に対する減免	88,586	2,427
	生活路線を運行する一般乗合用バスに対する減免	3,019	138
	指定自動車教習所の教習用自動車に対する減免	11,519	637
	中古商品自動車販売業者の所有する自動車に係る減免	30,724	3,353
	特別な理由	2,802	69
	小計	1,090,375	32,623
自動車 税環境 性能割	災害による代替自動車に対する減免	0	0
	身体障害者等の使用等に対する減免	35,620	550
	障害者等の利用に供する特殊構造車に対する減免	14,202	171
	日本赤十字社の救急自動車等に対する減免	0	0
	公的医療機関の救急自動車等に対する減免	0	0
	社会福祉事業を行う者等が取得する自動車に対する減免	2,726	38
	特別な理由	0	0
小計	52,548	759	
合	計	1,177,901	34,302

## 2 令和4年度過疎法等に係る課税免除状況

(単位：千円)

税 目		区 分		過 疎 法 【課税免除】	半 島 振 興 法 【不均一課税】	離 島 振 興 法 【課税免除】	地 域 再 生 法 【不均一課税】	合 計
		個 人	法 人					
事 業 税	個 人	—	—	—	—	—	—	—
	法 人	12,062	—	2,033	—	—	14,095	
不 動 産 取 得 税		49,531	—	—	—	39,144	88,675	
固 定 資 産 税 (大 規 模 償 却 資 産)		—	—	—	—		—	
合 計		61,593	—	2,033	—	39,144	102,770	



## 争 訟 及 び 犯 則 事 件



## 1 不服申立て

(令和4年度)

区分			要処理件数			処理済件数					翌年度の 繰越 件数	
			前年度 からの 繰越	本年度 発生	計	却下	棄却	一部 取消	全部 取消	取下		計
賦 課	個人 事業 税	非自主決定分	—	—	0	—	—	—	—	—	0	0
		自主決定分	—	—	0	—	—	—	—	—	0	0
	不動産取得税	4	—	4	—	2	—	—	1	3	1	
	軽油引取税	—	—	0	—	—	—	—	—	0	0	
	その他の税	2	—	2	—	—	—	—	1	1	1	
徴収			—	—	0	—	—	—	—	—	0	0
その他			—	—	0	—	—	—	—	—	0	0
合計			6	0	6	0	2	0	0	2	4	2

## 2 訴訟

(令和4年度)

区分			前年度 からの 繰越	本年度 発生 件数	計	本年度 中の 完結 件数 ①	①の完結事由別内訳					翌年度の 繰越 件数
							取下	却下	勝訴	一部 敗訴	敗訴	
賦 課	個人 事業 税	非自主決定分	—	—	0	0	—	—	—	—	—	0
		自主決定分	—	—	0	0	—	—	—	—	—	0
	不動産取得税	1	—	1	0	—	—	—	—	—	1	
	軽油引取税	—	—	0	0	—	—	—	—	—	0	
	その他の税	—	—	0	0	—	—	—	—	—	0	
徴 収	滞納処分	—	—	0	0	—	—	—	—	—	0	
	その他	—	—	0	0	—	—	—	—	—	0	
その他			—	—	0	0	—	—	—	—	0	
合計			1	0	1	0	0	0	0	0	0	1

### 3 犯 則 事 件

(令和4年度)

区 分	前年度の から 繰越 数	犯 則 摘 件 数	通 告 処 件 数	通 告 履 行 件 数	直 告 件 数	通 告 履 行 不 了 件 数	起 訴 件 数	有 罪 確 定 数	通 告 処 件 数	知 分 数	翌年度の 繰越 数
ゴルフ場利用税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
軽 油 引 取 税	144条の22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	144条の25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	144条の33第1項	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	144条の33第2項	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	144条の33第3項	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	144条の33第4項	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	144条の41第1項	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	144条の41第2項	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の罪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

参 考 资 料

---



# 1 県税の税率等の推移

## (1) 県民税、事業税、不動産取得税、道府県たばこ税

税目		年度		25	26	27	28	29	30	
		25	26							
道府県民税	個人							(創設) 均等割 年 100 円 所得割 所得税の 5%		
	法人							(創設) 均等割 年 600 円 法人税割 法人税額の 5%	法人税割 5.4%	
	利子割									
府事業税	個人	事業主 控除等	免税点 25,000 円			基礎控除 年 38,000 円	基礎控除 年 50,000 円	基礎控除 年 70,000 円	基礎控除 年 100,000 円	
		税率	第 1 種事業 12% 第 2 種事業 8% 特別所得税 第 1 種業務 6.4% 第 2 種業務 8%					第 1 種事業 8% 第 2 種事業及び第 3 種事業 6% 助産婦業等 4%		
	人	その他						特別所得税を事業税 第 3 種事業とした。		
	業 法 人	税率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%						普通法人 年 50 万円以下 10% 年 50 万円超及び清算 所得 12% 収入金額課税法人 1.5%	
		その他			申告 納付 制度 採用				生命保険事業を収入 金額課税とし、運送 業(鉄・軌道事業を 除く。)を所得課税と した。	損害保険事業を収入金額 課税とした。
不動産取得税								(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1 万円 家屋(建築) 10 万円 家屋(その他) 5 万円	
道府県たばこ税 (道府県たばこ消費税)								(創設) 税率 $\frac{5}{115}$		

31	32	33	34	35	36	37	38	39
所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%			所得割 150万円以下 2% 150万円超 4%		
基礎控除 年 120,000円			基礎控除 年 200,000円		事業主控除と 名称変更			事業主控除 年 220,000円
	第1種事業課税所得 年 50万円以下 6% 年 50万円超 8%					第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%		
	普通法人 年 50万円以下 8% 年 100万円以下 10% 年 100万円超及び 清算所得 12%		普通法人 年 50万円以下 7% 年 100万円以下 8% 年 200万円以下 10% 年 200万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 50万円以下 7% 年 50万円超及び清算 所得 8%			普通法人 年 100万円以下 6% 年 200万円以下 9% 年 200万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 100万円以下 6% 年 100万円超及び清 算所得 8%		普通法人 年 150万円以下 6% 年 300万円以下 9% 年 300万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 150万円以下 6% 年 150万円超及び清 算所得 8%
	地方鉄・軌道事業 を所得課税とした。							
								(免税点) 土地 5万円 家屋(建築) 15万円 家屋(その他) 8万円
税率 8%						税率 9% 課税標準の改正		

40	41	42	43	44	45	46	47
	分割課税に係る 所得割は当分の 間算出税額の 90%						
法人税割 5.5%	法人税割 5.8%	均等割 (イ)資本の金額又 は出資金額が 1,000万円以 下の法人等 年 600円 (ロ)資本の金額又 は出資金額が 1,000万円を 超える法人 年 1,000円			法人税割 5.6%		
事業主控除 年 240,000円	事業主控除 年 250,000円	事業主控除 年 270,000円			事業主控除 年 320,000円	事業主控除 年 360,000円	事業主控除 年 600,000円
				専業専従者控 除に完全給与 制採用			
	農業組合法人の 行う農業は非課 税						
		税率 10.3%					

48	49	50	51	52
			均等割 年 300 円	
	法人税割 5.2%	法人税割 (中小法人等については 5.2%)  (特例条例)	均等割 (ア) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人 (公共法人、公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。以下 (イ) の法人について同じ。) 及び 保険業法に規定する相互会社 年 6,000 円 (イ) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年 3,000 円 (ウ) (ア) 及び (イ) の法人以外の法人等 年 1,800 円	均等割 (ア) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人 (公共法人、公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。以下 (イ) の法人について同じ。) 及び 保険業法に規定する相互会社 年 20,000 円 (イ) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年 6,000 円 (ウ) (ア) 及び (イ) の法人以外の法人等 年 2,000 円
事業主控除 年 800,000 円	事業主控除 年 1,500,000 円	事業主控除 年 1,800,000 円	事業主控除 年 2,000,000 円	事業主控除 年 2,200,000 円
	普通法人 年 300 万円以下 6% 年 600 万円以下 9% 年 600 万円超及び清算所得 12% 特別法人 年 300 万円以下 6% 年 300 万円超及び清算所得 8%	普通法人 年 350 万円以下 6% 年 700 万円以下 9% 年 700 万円超及び清算所得 12% 特別法人 年 350 万円以下 6% 年 350 万円超及び清算所得 8%		
(免税点) 土地 10 万円 家屋 (建築) 23 万円 家屋 (その他) 12 万円				

53	54	55	56
		均等割 年 500 円	
均等割 (ア) 資本の金額又は出資金額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額。以下(イ)から(エ)において同じ。）が 50 億円を超える法人 年 200,000 円 (イ) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人 年 100,000 円 (ロ) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人 年 20,000 円 (ハ) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年 6,000 円 (ニ) (ア)～(ハ)の法人以外の法人等 年 2,000 円			法人税割 6.0% （中小法人等については 5.0%） （特例条例 56. 8. 1 施行）
			税率 4%（7月1日から） ・昭和 56 年 1 月 1 日前に住宅以外の家屋の新築工事に着手した者が、その家屋を昭和 57 年 12 月 31 日までに取得した場合 ・昭和 61 年 6 月 30 日までに住宅を取得した場合 } は 3%

57	58	59	60	61
			均等割 年 700 円	
	均等割 (ア) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 300,000 円 (イ) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 200,000 円 (ロ) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 40,000 円 (ハ) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 12,000 円 (ニ) (ア)から(ハ)の法人以外の法人等 年 4,000 円	均等割 (ア) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 750,000 円 (イ) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 500,000 円 (ロ) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 100,000 円 (ハ) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 30,000 円 (ニ) (ア)から(ハ)の法人以外の法人等 年 10,000 円		
			事業主控除 年 2,400,000 円	
				住宅を取得した場合の税率の特例措置を昭和 64 年 6 月 30 日まで延長
			税率 従価格 8.1% 従量割 1,000 本につき 200 円	特例税率 (61. 5. 1~61. 3. 31 の間) 従量税 1,000 本につき 360 円

62	63	元	2	3	4	5
	所得割 130万円以下 2% 130万円超 3% 260万円超 4%	所得割 500万円以下 2% 500万円超 4%		所得割 550万円以下 2% 550万円超 4%		
			法人税割 5.8% (中小法人等に ついては5.0%)  (特例条例)			
	(創設) 税率 5%					
						事業主控除 年 2,700,000円
		住宅を取得した場合 の税率の特例措置を 平成4年6月30日ま で延長			住宅を取得した 場合の税率の特 例措置を平成7 年6月30日まで 延長	
適用期限の延長 63. 3. 31まで	適用期限の延長 64. 3. 31まで	県たばこ税に名称変 更 1,000本につき 1,129円				

6	7	8	9	10
	所得割 700万円以下 2% 700万円超 4%	均等割 年 1,000 円	所得割 700万円以下 2% 700万円超 3%	
均等割 標準税率 (ア) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 800,000 円 (イ) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 540,000 円 (ロ) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 130,000 円 (ハ) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 50,000 円 (ニ) (ア)から(ハ)の法人以外の法人等 年 20,000 円				
				普通法人 年 400 万円以下 5.6% 年 800 万円以下 8.4% 年 800 万円超及び清算所得 11% 特別法人 年 400 万円以下 5.6% 年 400 万円超及び清算所得 7.5%
	住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成 10 年 6 月 30 日まで延長			住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成 13 年 6 月 30 日まで延長
			1,000 本につき 692 円 (3 級品については 329 円)	

11	12	13	14
所得割 個人住民税の所得割の15%（4万円を上限とする。）の額を税額から控除する定率減税			
事業主控除 年 2,900,000 円			
普通法人 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超及び清算所得 9.6% 特別法人 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超及び清算所得 6.6% 収入金額課税法人 1.3%		(1) 収入金額課税法人 1.3% (2) 特定信託の受託者である信託業を行う法人（普通法人） 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超 9.6% 各特定信託の各計算期間の所得 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超 9.6% 清算所得 9.6% (特別法人) 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 6.6%	各特定信託の各計算期間の所得 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 6.6% 清算所得 6.6% (3) その他の事業を行う法人（普通法人） 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超 9.6% 清算所得 9.6% (特別法人) 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 6.6% 清算所得 6.6%
		住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成 16 年 6 月 30 日まで延長	
1,000 本につき 868 円 (3 級品については 413 円) (5 月 1 日以降)			

15	16	17	18
(創設) 配当割 3% (平成 20 年 4 月 1 日以降 5%) 株式等譲渡所得割 3% (平成 20 年 4 月 1 日以降 5%)			
	外形標準課税 ・所得割 各事業年度の所得 年 400 万円以下…3.8% 年 800 万円以下…5.5% 年 800 万円超 …7.2% ・付加価値割 ……………0.48% ・資本割……………0.2% ※外形標準課税の対象でない法人は従前どおり。		
	資本金が 1 億円を超える普通法人に外形標準課税を導入。		
税率 3% (本則税率は 4%) (平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに不動産を取得した場合)			○住宅又は土地 税率 3% (平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までに取得した場合) ○住宅以外の家屋 税率 3.5% (平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までに取得した場合)
1,000 本につき 969 円 (3 級品については 461 円) (7 月 1 日以降)			1,000 本につき 1,074 円 (3 級品については 511 円) (7 月 1 日以降)

19	20	21
均等割 年 1,500 円 (ひろしまの森づくり県民税条例) 所得割 一律 4% 定率減税の廃止		所得割・株式等譲渡所得割の軽減税率(3%) の延長 (平成 21 年 1 月 1 日 ～平成 23 年 12 月 31 日)
均等割 (ア) 資本金等の額が 5 0 億円を超える法人 年額 840,000 円 (イ) 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 567,000 円 (ウ) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 136,500 円 (エ) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 52,500 円 (オ) (ア) から (エ) の法人以外の法人等 年額 21,000 円  (ひろしまの森づくり県民税条例)		
	○外形標準課税の対象とならない法人 ・所得割 [普通法人] 年 400 万円以下…2.7% 年 800 万円以下…4.0% 年 800 万円超及び清算所得…5.3% [特別法人] 年 400 万円以下…2.7% 年 400 万円超及び清算所得…3.6% ・収入割 0.7% ○外形標準課税の対象となる法人 年 400 万円以下…1.5% 年 800 万円以下…2.2% 年 800 万円超及び清算所得…2.9%  <b>【平成 20 年 10 月 1 日以降に開始する事業年            度から適用 (地方法人特別税 (国税) の創設)】</b>	
	税率 4% (平成 20 年 4 月 1 日以後に住宅以外の家屋 を取得した場合)	○住宅又は土地 税率 3% (特例の延長) (平成 18 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで取得した場合)

22	23	24	25
	所得割・株式等譲渡所得割の軽減税率(3%)の延長 (平成 21 年 1 月 1 日 ～平成 25 年 12 月 31 日)		
清算所得課税制度廃止 (平成 22 年 10 月 1 日以後、 解散分から適用)		○欠損金繰越控除の 2 年延長 (7 年から 9 年に) (平成 20 年 4 月 1 日以降終了事業年度発生分) ○繰越欠損金控除限度を 80%に制限 (中小法人等を除く) (平成 24 年 4 月 1 日以降開始事業年度から適用)	
		○住宅又は土地 税率 3% (特例の延長) (平成 18 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに取得した場合)	
1,000 本につき 1,504 円 (3 級品については 716 円) (10 月 1 日以降)			1,000 本につき 860 円 (3 級品については 411 円) (4 月 1 日以降)

26	27	28
東日本大震災からの復興に関し地方公共団体の防災費確保のため均等割税率を500円引上げ (平成26年度～平成35年度)	ふるさと納税の拡充 ・特例控除額を個人住民税所得割額の2割に引上げ (平成28年度以後の個人住民税から適用) ・ふるさと納税ワンストップ特例制度の導入 (平成27年4月1日以後寄附から適用)	○公的年金からの仮特別徴収税額の平準化 ・仮特別徴収税額を、前年度分の公的年金等の所得に係る個人住民税の1/2に相当する額とする。 (平成28年10月以降に実施する特別徴収から適用)
法人税割の税率改正 標準税率… 3.2% 制限税率… 4.0% (平成26年10月1日以降開始事業年度から適用) (法人住民税引下げ相当分を地方法人税(国税)として創設)	○「資本金等の額」の改正 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額に無償増資・減資、欠損填補を行った調整後の額とする。 (平成27年4月1日以後開始事業年度から適用) ○均等割の税率区分の基準の改正 資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額に満たない場合、資本金等の額は当該合算額とする。 (平成27年4月1日以後開始事業年度から適用)	○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設
	○利子割の納税義務者から法人を除外 (平成28年1月1日以後支払利子等から適用) ○特定公社債等の利子等について、利子割の課税対象から除外し、配当割の課税対象とする。 (平成28年1月1日以後支払特定公社債等から適用) ○源泉徴収口座内の特定公社債等譲渡所得等を株式等譲渡所得割の課税対象とする。 (平成28年1月1日以後の譲渡所得等に適用)	
○法人事業税(所得割及び収入割)の税率改正 資本金1億円超の普通法人 年400万円以下… 2.2% 年800万円以下… 3.2% 年800万円超及び清算所得… 4.3% 資本金1億円以下の普通法人 年400万円以下… 3.4% 年800万円以下… 5.1% 年800万円超及び清算所得… 6.7% 特別法人 年400万円以下… 3.4% 年400万円超及び清算所得… 4.6% 電気供給業等収入金… 0.9% ○地方法人特別税の税率改正 外形標準課税法人… 67.4% 所得割課税法人… 43.2% 収入金課税法人… 43.2% (平成26年10月1日以降開始事業年度から適用) (地方法人特別税を1/3に縮小し、法人事業に還元)	○外形標準課税に係る法人事業税・地方法人特別税の税率改正 付加価値割… 0.72% 資本割… 0.3% 所得割… 年400万円以下 1.6% 年800万円以下 2.3% 年800万円超 3.1% 地方法人特別税… 93.5% (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで開始する事業年度に適用)	○外形標準課税に係る法人事業税・地方法人特別税の税率改正 付加価値割… 1.2% 資本割… 0.5% 所得割… 年400万円以下 0.3% 年800万円以下 0.5% 年800万円超 0.7% 地方法人特別税… 414.2% (平成28年4月1日以後開始する事業年度に適用)
○耐震改修(取得日後6ヵ月以内)による基準適合既存住宅に特例措置適用 ○特例適用住宅に係る課税標準の特例措置(1300万円控除)の適用期限を2年延長 (～平成28年3月31日) ○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 (～平成28年3月31日)	○買取再販に係る不動産取得税の減額措置適用 (～平成29年3月31日) ○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 (～平成29年3月31日) ○住宅又は土地(特例の延長) 税率3% (平成18年4月1日から平成30年3月31日までに取得した場合) ○宅地評価土地(特例の延長) 価格を1/2とする。(～平成30年3月31日)	○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 (～平成30年3月31日) ○認定長期優良住宅に係る課税標準の特例(1300万円控除)を2年延長 (～平成30年3月31日)
		3級品1,000本につき481円 (4月1日以降)

29	30	元
	指定都市への税源移譲により、所得割税率変更 道府県民税… 2% 市民税… 8% (平成 30 年度以後の個人住民税から適用)	○ふるさと納税の対象となる地方団体の指定制度の創設 ○住宅ローン控除の控除期間を現行の 10 年間から 13 年間に拡充 (令和元年 10 月から令和 2 年 12 月までの居住に限る) ○配偶者控除・配偶者特別控除の見直し 配偶者特別控除について、配偶者の合計所得金額の上限を 123 万円以下 (現行 76 万円未満) に引き上げ 配偶者控除及び配偶者特別控除について、納税義務者の合計所得金額に応じて、控除額が通減・消失
		法人税割の税率改正 標準税率… 1.0% 制限税率… 1.8% (令和元年 10 月 1 日以降開始事業年度から適用)
		○法人事業税 (所得割及び収入割) の税率改正 資本金 1 億円超の普通法人 年 400 万円以下… 0.4% 年 800 万円以下… 0.7% 年 800 万円超 … 1.0% 資本金 1 億円以下の普通法人 年 400 万円以下… 3.5% 年 800 万円以下… 5.3% 年 800 万円超 … 7.0% 特別法人 年 400 万円以下… 3.5% 年 400 万円超 … 4.9% 電気供給業等収入金… 1.0% ○地方法人特別税の廃止 (～令和元年 9 月 30 日開始事業年度まで適用) ○特別法人事業税の創設 外形標準課税法人… 260.0% 所得割課税法人(普通法人)… 37.0% 所得割課税法人(特別法人)… 34.5% 収入金課税法人 … 30.0% (令和元年 10 月 1 日以降開始事業年度から適用)
	○ガス供給業を行うもののうちガス中小事業者について所得課税とした。 (平成 30 年 4 月 1 日以降開始事業年度から適用) ○事業税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書への自署押印の廃止 (平成 30 年 4 月 1 日以後提出されるものから適用)	
○買取再販に係る減額措置適用期限を 2 年延長 (～平成 31 年 3 月 31 日) ○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を 2 年延長 (～平成 31 年 3 月 31 日)	○住宅又は土地(特例の延長) 税率 3% (～平成 33 年 3 月 31 日までの取得) ○宅地評価土地 (特例の延長) 価格を 1/2 とする。(～平成 33 年 3 月 31 日) ○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を 2 年延長 (～平成 32 年 3 月 31 日) ○認定長期優良住宅に係る課税標準の特例 (1300 万円控除) を 2 年延長 (～平成 32 年 3 月 31 日)	○買取再販に係る減額措置適用期限を 2 年延長 (～令和 3 年 3 月 31 日) ○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を 2 年延長 (～令和 3 年 3 月 31 日)
3 級品 1,000 本につき 551 円 (4 月 1 日以降)	3 級品 1,000 本につき 656 円 (4 月 1 日以降) 3 級品以外 1,000 本につき 930 円 (10 月 1 日以降)	3 級品 1,000 本につき 930 円 (10 月 1 日以降)

2	3	4
	<p>○住宅ローン控除期間の適用期限延長に係る個人住民税の対応</p> <p>○退職所得課税の適正化（令和4年1月1日以後の支払いを受けるべき退職所得に適用）</p> <p>○非課税限度額等における国外居住親族の取扱い見直し（令和6年度分以後適用）</p> <p>○個人住民税の特別徴収税額通知電子化（令和6年度以後適用）</p>	<p>○住宅ローン控除の見直しに係る個人住民税の対応（住宅ローン控除の適用者について、所得税額から控除しきれなかった額を、一定の控除限度額の範囲内で、翌年度の個人住民税額から控除）</p> <p>○個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備（公的年金等控除額の算定の基礎となる公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額には、個人住民税における他の所得控除等と同様に、退職手当等を含まない合計所得金額を用いる）</p>
		<p>○外形標準課税に係る法人事業税の税率改正（軽減税率の廃止）</p> <p>所得割…1.0% 付加価値割…1.2% 資本割…0.5% （令和4年4月1日以降開始事業年度から適用）</p> <p>○電気事業法の改正に伴う配電事業及び特定卸供給業の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配電事業 収入割…1.0%</li> <li>・特定卸供給業</li> </ul> <p>資本金1億円超の普通法人 収入割…0.75% 付加価値割…0.37% 資本割…0.15%</p> <p>資本金1億円以下の普通法人等 収入割…0.75% 所得割…1.85%</p> <p>○特別法人事業税（配電事業及び特定卸供給業）の税率制定</p> <p>配電事業… 30.0% 特定卸供給業… 40.0% （令和4年4月1日以後終了事業年度から適用）</p>
<p>○電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等を行う法人に係る事業税の課税方式見直し</p> <p>資本金1億円超の普通法人 収入割…0.75% 付加価値割…0.37% 資本割…0.15%</p> <p>資本金1億円以下の普通法人等 収入割…0.75% 所得割…1.85%</p> <p>○特別法人事業税（電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等を行う法人）の税率改正</p> <p>収入金課税法人 … 40.0% （令和2年4月1日以降開始事業年度から適用）</p>		<p>○ガス供給業に係る収入金額課税の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定ガス供給事業</li> </ul> <p>収入割…0.48% 付加価値割…0.77% 資本割…0.32%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定ガス供給業以外のガス製造業者及び経過措置料金規制対象事業者の所得課税適用</li> </ul> <p>（令和4年4月1日以降開始事業年度から適用）</p>
<p>○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 （～令和4年3月31日）</p> <p>○認定長期優良住宅に係る課税標準の特例（1300万円控除）を2年延長 （～令和4年3月31日）</p>	<p>○住宅又は土地（特例の延長） 税率 3% （～令和6年3月31日までの取得）</p> <p>○宅地評価土地（特例の延長） 価格を1/2とする。（～令和6年3月31日）</p> <p>○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 （～令和5年3月31日）</p> <p>○買取再販に係る減額措置適用期限を2年延長 （～令和5年3月31日）</p>	<p>○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 （～令和6年3月31日）</p> <p>○認定長期優良住宅に係る課税標準の特例（1300万円控除）を2年延長 （～令和6年3月31日）</p> <p>○申告がない場合でも課税標準の特例及び住宅用土地の減額について適用可能 （令和4年4月1日取得から）</p>
<p>1,000本につき1,000円 （10月1日以降）</p>	<p>1,000本につき1,070円 （10月1日以降）</p>	

5	6	7	
			個 県
			法 県
			利 子 割
			個 事
			法 事
<p>○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 （～令和7年3月31日）</p> <p>○買取再販に係る減額措置適用期限を2年延長（～令和7年3月31日）</p>			不 動 産
			た ば こ

(2) ゴルフ場利用税、特別地方消費税

税目		年度	25	26	27	28	29	30
道 府	ゴルフ場利用税  〔 1. 平成元年度 名称変更 (旧娯楽施設 利用税) 2. 地方税とし ての入場税を 含む。 〕		(入場税) 第1種の場所 100% 第2種の場所 40% 第3種の施設 100%		(入場税) 税率を従来の1/2に 引き下げた。		入場税を国税に移譲 し、第3種の施設の 利用に対し娯楽施設 利用税を課すること とした。 (1) 料金課税の税率 舞踊・ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の運動 競技の施設利用 10% (2) 外形課税 (月額)の税率 ばちこ場 1台 150円 まあじゃん場 1卓 500円 たまつき場 1台 1,000円	
		県	特別地方消費税  〔 料理飲食等 消費税 遊興飲食税 〕	芸者等の花代 100% カフェー・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%	カフェー・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10% (非課税) 大衆食堂等 1人1回 100円以下 1品価格 50円以下	(非課税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円	芸者等の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェー・バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回 500円以下 5% 1人1回 500円超 10% 宿泊 1人1泊 1,000円以下 5% 1人1泊 1,000円超 10% (免税点) 1人1回 200円以下 食券食堂の1品の価格 100円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円 公給領収証制度の採用 非課税制度を免税点制 度に改めた。	

31	32	33～35	36	37	38～40	41	42～43
	ゴルフ場に対し定額課税を採用した。 1人1日 200円		(1) 料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 400円	料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%		(1) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 600円 (2) (1)のうちゴルフ場所在市町村に対して1/6交付	
	芸者等の花代・カフェー・バー等 15% 宿泊及び上記以外の飲食 10% (免税点) 飲食店 1人1回 300円以下 食券食堂 1品の価格 150円以下 宿泊 1人1泊 800円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円		名称を料理飲食等消費税に変更した。 (免税点) 飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊 1人1泊 1,000円以下	(税率) (1) 1人1回の消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10% (2) 旅館における宿泊料金(1泊につき2食までの料金を含む。) 10% (旅館における基礎控除) 800円		(免税点) 旅館 1人1泊 1,200円 飲食店等 1人1回 600円 チケット制食堂 1品 300円 (奉仕料控除) 旅館及び飲食店等における特定の奉仕料(料金の10%以下等)は課税標準から控除することとした。	

44	45	46	47	48	49	50
		ボウリング場に対し 外形課税を採用した。 ゴルフ場所在市町村 に対して1/3 交付	ゴルフ場について は定額税率によっ て課税する。	ゴルフ場（ゴルフ場 に類する施設を含 む。）の税率 1人1日 800円 ゴルフ場所在市町村 に対して1/2 交付		
(税率) 1人1回の消費金額 の10% (免税点) 旅館 1人1泊 1,600円 飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円		(免税点) 旅館 1人1泊 1,800円 飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円 (基礎控除) 旅館における基礎控 除額 1,000円		(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円 飲食店等 1人1回 1,200円 チケット制食堂 1品 600円 (48. 10. 1 施行)	(基礎控除) 旅館における基礎控 除 1,500円 (49. 10. 1 施行)	(免税点) 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1,700円 チケット制食堂 1品 850円 (50. 10. 1 施行)

51	52	53	54～56	57	58	59～63	元
	ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。） 1人1日 1,000円 外形課税 （月額）の税率 ばちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円				ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。） 1人1日 1,100円 外形課税 （月額）の税率 ばちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円		・ゴルフ場利用税に名称変更 1人1日 800円 ゴルフ場所在市町村に対して 7/10交付
	（免税点） 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円 （52. 10. 1 施行）	（基礎控除） 旅館における基礎控除額 2,000円 （53. 10. 1 施行）		（免税点） 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 2,500円 （58. 1. 1 施行） （チケット制食堂1品1,000円は据え置き）	（旅館における基礎控除） 2,500円 （59. 1. 1 施行）		・特別地方消費税に名称変更 （税率） 3% （免税点） 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 5,000円 （元. 4. 1 施行）

2	3~8	9	10	11	12~14	15	16~元	2	
						非課税区分を新設  対象者 ・ 年齢 18 歳未満 及び 70 歳以上 の者の利用 ・ 障害者 ・ 国民体育大会 での使用 ・ 学生等の利用		非課税措置を拡充  対象者 ・ 国民体育大会の 公式の練習のため の利用 ・ 国際的な規模の スポーツ競技又は その公式の練習 のための利用	ゴルフ場利用税
(免税点) 旅館 1人1泊 15,000円 飲食店等 7,500円 (3.7.1施行)  (交付金) 旅館、飲食店等所 在市町村に対して 1/5交付		(交付金) 交付金を 1/2		廃止 (12.3.31)					特別地方消費税

(3) 自動車税、軽油引取税、その他

税目		年度								
		25	26	27	28	29	30	31	32	
道府県	自動車税	普通自動車 自家用 15,000 円 営業用 10,000 円 トラック及び バス 10,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 4,500 円 その他 3,000 円 三輪車 2,000 円 二輪車 1,000 円 軽自動車 500 円			普通自動車 自家用 30,000 円 営業用 14,000 円 トラック 14,000 円 バス 観光用 25,000 円 その他 14,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 7,200 円 その他 4,200 円 三輪車 2,800 円 二輪車 1,400 円 軽自動車 700 円	普通自動車 自家用 120 吋以下 36,000 円 120 吋超 60,000 円 営業用 120 吋以下 15,000 円 120 吋超 30,000 円 トラック 自家用 揮発油 15,000 円 その他 23,000 円 営業用 揮発油 14,000 円 その他 21,000 円 バス 観光用 揮発油 30,000 円 その他 45,000 円 その他 揮発油 14,000 円 その他 21,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000 円 営業用 8,000 円 三輪車 自家用 4,300 円 営業用 3,300 円 二輪車 2,500 円 軽自動車 1,500 円			トラック及び バスにつ いて「揮発 油を燃料と する自動 車」以外の 税率を「揮 発油を燃料 とする自動 車」の標準 税率まで引 き下げた。	
	軽油引取税							(創設) 税率 1キロリッ トル 6,000 円	税率 1キロリッ トル 8,000 円	
	税	その他	附加価値税が 創設され実施 は昭和 27 年 1 月 1 日からと された。 漁業権税賃貸 料の 10%		附加価値 税の実施 は昭和 28 年 1 月 1 日からと 延期され た。 漁業権税 は廃止さ れた。 狩猟者税 の税率が 改正され た。	附加価値税の 実施は昭和 29 年 1 月 1 日か らと延期され た。 狩猟者税の税 率が改正され た。	附加価値税は廃止され た。	大規模償 却資産に 対する固 定資産税 の特例が 創設され た。		

33	34	35	36	37	38	39	40	41
二輪小型自動車及び軽自動車を市町村税の軽自動車税の課税客体とした。			普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000円 3.048メートル超 60,000円 営業用 3.048メートル以下 15,000円 3.048メートル超 30,000円 トラック 15,000円 バス 観光用 30,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 3,800円	小型四輪車 乗用車 自家用 1リットル以下 12,000円 1リットル超 1.5リットル以下 14,000円 1.5リットル超 16,000円 営業用 1リットル以下 6,000円 1リットル超 1.5リットル以下 7,000円 1.5リットル超 8,000円			自家用乗用車 普通車 3.048メートル以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 小型四輪車 1リットル以下 18,000円 1リットル超 21,000円 1.5リットル以下 24,000円 1.5リットル超 24,000円 営業用乗用車 普通車 3.048メートル以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 観光貸切用バス 45,000円	
	税率 1キロリットル 10,400円		税率 1キロリットル 12,500円			税率 1キロリットル 15,000円		
狩猟者税の税率が改正された。					狩猟免許税と目的税である入猟税が創設されこれに伴って狩猟者税は廃止された。			(鉈区税) 石油又は天然ガスの鉈区に対する税率は現行(試掘90円、採掘180円)の2/3に引き下げられた。

42	43	44	45	46	47	48	49	50
					<p>乗車定員 30人以下 11,500円</p> <p>” 30人超 40人以下 14,000円</p> <p>” 40人超 50人以下 16,500円</p> <p>” 50人超 60人以下 19,000円</p> <p>” 60人超 70人以下 21,500円</p> <p>” 70人超 80人以下 24,500円</p> <p>” 80人超 27,500円</p> <p>一般乗合用のもの及びスクールバス</p> <p>乗車定員 30人以下 20,000円</p> <p>” 30人超 40人以下 25,000円</p> <p>” 40人超 50人以下 30,000円</p> <p>” 50人超 60人以下 35,000円</p> <p>” 60人超 70人以下 40,000円</p> <p>” 70人超 80人以下 45,000円</p> <p>” 80人超 50,000円</p> <p>その他</p>		<p>年1回課税となる。</p> <p>納期限 5月31日</p>	<p>従来の税額の10%を加算した税額とする。ただし、次の軽減措置を講ずる。</p> <p>自動車排出ガス</p> <p>次期規制適合車 電気自動車 } 1/2の税額を控除</p> <p>自動車排出ガス</p> <p>当該年度規制適合車 被けん引車 一般乗合用バス } 1/11の税額を控除</p> <p>(特例条例)</p>
	自動車取得税(目的税)が創設され法定外普通税としての自動車取得税が廃止された。税率 3% 免税点 10万円	自動車取得税の免税点 15万円		狩猟免許税及び入猟税の税率が改正された。		自動車取得税 道路運送車両法第41条の規定による自動車排出ガスに係る保安基準に適合する自動車に係る税率は昭和49年3月31日までに取得されたものにあつては100分の1、昭和49年9月30日までの間に取得されたものにあつては100分の2	自動車取得税(免税点) 30万円 (税率) 軽自動車以外の自家用自動車 5% 上記のうち前項年度の基準に適合する自動車 4%	自動車取得税(税率) 道路運送車両法第41条により昭和51年4月1日以降に適用すべきものとして定められる保安基準に適合する自動車で自治省令で定めるものにつき取得が昭和50年4月1日から昭和51年3月31日までのものは100分の2、51年4月1日以降のものは100分の1を税率から控除する。

51	52	53	54
<p>           自家用乗用車            普通車              3.048メートル以下                70,000円              3.048メートル超                117,000円            小型四輪車              1リットル以下                23,500円              1リットル超1.5リットル以下                27,500円              1.5リットル超                31,500円            営業用乗用車            普通車              3.048メートル以下                26,000円              3.048メートル超                52,000円            小型四輪車              1リットル以下                7,000円              1リットル超1.5リットル以下                8,000円              1.5リットル超                9,000円         </p> <p>           トラック            自家用              20,000円            営業用              17,500円            バス            自家用              39,000円            一般乗合用              14,000円            その他              34,500円            (条例)         </p> <p>           税額の10%を加算した税額とする。ただし、次の軽減措置を講ずる。         </p> <p>           当該年度規制適合車            被けん引車            一般乗合用バス            営業用トラック         </p> <p> <math>\left. \begin{array}{l} \text{当該年度規制適合車} \\ \text{被けん引車} \\ \text{一般乗合用バス} \\ \text{営業用トラック} \end{array} \right\} \frac{1}{11} \text{の税額を控除}</math> </p> <p>           次期規制適合車            電気自動車         </p> <p> <math>\left. \begin{array}{l} \text{次期規制適合車} \\ \text{電気自動車} \end{array} \right\} \frac{1}{2} \text{の税額を控除}</math> </p> <p>(特例条例)</p>		<p>           トラック            最大積載量が8トンを超える被けん引車            ・自家用              8,100円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに4,000円を加算した額            ・営業用              7,100円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに3,600円を加算した額         </p>	<p>           自家用乗用車            普通車              3リットル以下                71,000円              3リットル超                6リットル以下                  77,000円              6リットル超                129,000円            小型四輪車              1リットル以下                25,500円              1リットル超                1.5リットル以下                  30,000円              1.5リットル超                34,500円            営業用乗用車            普通車              3リットル以下                24,000円              3リットル超                6リットル以下                  26,000円              6リットル超                52,000円         </p> <p>           トラック            自家用              22,000円            バス            自家用              42,500円            営業用            一般乗合用のものの以外のもの              36,000円            三輪の小型自動車            自家用              5,500円            (条例)            税額の10%を加算した税額とする。ただし、次の軽減措置を講ずる。         </p> <p>           当該年度規制適合車            被けん引車            一般乗合用バス            営業用トラック         </p> <p> <math>\left. \begin{array}{l} \text{当該年度規制適合車} \\ \text{被けん引車} \\ \text{一般乗合用バス} \\ \text{営業用トラック} \end{array} \right\} \frac{1}{11} \text{の税額を控除}</math> </p> <p>           次期規制適合車            電気自動車         </p> <p> <math>\left. \begin{array}{l} \text{次期規制適合車} \\ \text{電気自動車} \end{array} \right\} \frac{1}{2} \text{の税額を控除}</math> </p> <p>(特例条例)</p>
<p>           税率            1キロリットル              19,500円         </p>			<p>           税率(昭和54年6月1日から昭和58年3月31日まで)            1キロリットル              24,300円         </p>
	<p>           自動車取得税(税率)            昭和53年度規制適合車に係る税率は、昭和52年4月1日から昭和53年3月31日までの取得に対しては0.25%を、昭和53年4月1日から同年8月31日までの取得に対しては0.125%をそれぞれ引き下げる。            鉦区税、狩猟免許税、入猟税の税率を、それぞれ現行の2倍に引き上げる。         </p>		<p>           狩猟免許税を狩猟者登録税に改めるとともに、狩猟者の登録を受ける者に対し課するものとし、放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者は税率を2分の1とした。            入猟税についても、狩猟者の登録を受ける者に対し課するものとした。         </p>

55	56	57	58	59	60	61	62
			超過課税の廃止	普通乗用車 自家用 3リットル以下 81,500円 3リットル超 88,500円 6リットル以下 148,500円 6リットル超 148,500円 営業用 3リットル以下 25,000円 3リットル超 27,500円 6リットル以下 27,500円 6リットル超 54,500円 四輪以上の小型 自動車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超 34,500円 1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 39,500円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超 8,500円 1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 9,500円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 25,500円 営業用 18,500円 バス 自家用 乗車定員40人超 50人以下 49,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超 40人以下 14,500円 一般乗合用以外の もの 乗車定員40人超 50人以下 38,000円 三輪の小型自動車 自家用 6,000円 営業用 4,500円			
			暫定税率が2年間延長される。		暫定税率が3年間延長される。		
自動車取得税 軽自動車以外の自家用自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率及び自動車の取得に係る免税点の特例措置（税率5% 免税点30万円）の適用期限を昭和58年3月31日まで延長した。 狩猟者登録税 道府県民税の所得割額の納付を要しない者のうち一定の被扶養者を軽減税率の適用対象から除外することとした。			鉦区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれ現行の1.1倍程度に改正される。 自動車取得税の暫定措置がさらに2年間延長される。		自動車取得税の暫定措置が3年間延長される。		

63	元	2	3	4	5	6	7	8
	普通自動車 4リットル超 自家用 4.5リットル以下 2リットル超 23,600円 2.5リットル以下 4.5リットル超 45,000円 6リットル以下 2.5リットル超 27,200円 3リットル以下 6リットル超 51,000円 40,700円 3リットル超 3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超 4リットル以下 66,500円 4リットル超 4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超 6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 営業用 2リットル超 2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超 3リットル以下 15,700円 3リットル超 3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超 4リットル以下 20,500円							
暫定税率が5年間延長される。					暫定税率が平成5年11月30日まで延長 平成5年12月1日から平成10年3月31日まで 税率 1キロリットル 32,100円			
自動車取得税の暫定措置が5年間延長される。		自動車取得税の免税点 50万円			自動車取得税の暫定措置が5年間延長される。			

9	10	11	12	13
			キャンピング車 1リットル以下 23,600 円 1リットル超 1.5リットル以下 27,600 円 1.5リットル超 2リットル以下 31,600 円 2リットル超 2.5リットル以下 36,000 円 2.5リットル超 3リットル以下 40,800 円 3リットル超 3.5リットル以下 46,400 円 3.5リットル超 4リットル以下 53,200 円 4リットル超 4.5リットル以下 61,200 円 4.5リットル超 6リットル以下 70,400 円 6リットル超 88,800 円 (経過措置あり)	
	暫定税率が5年間延長される。免税軽油の引き取り等に係る報告義務制度が創設される。			
地方消費税創設 税率 消費税額の25/100	自動車取得税の暫定措置が5年間延長される。	自動車取得税 低公害車に対する特例措置の拡充		自動車取得税 低公害車に対する特例措置を平成15年3月31日まで延長

14	15	16	17
<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成13年4月1日から平成15年3月31日までに新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から2年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 低燃費車かつ「超一低排出ガス」車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>低燃費車かつ「優一低排出ガス」車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>低燃費車かつ「良一低排出ガス」車 <b>通常税率の概ね13%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成13年4月1日から平成15年3月31日まで間に、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成15年度に、新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 低燃費車かつ「超一低排出ガス」車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成15年度に、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成16年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準50%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成17年3月31日までに、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>(参考) ※優良低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準5%向上達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準5%向上達成車」 ※低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準達成車」</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成17年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準50%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成18年3月31日までに、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>(参考) ※優良低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準5%向上達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準5%向上達成車」 ※低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準達成車」</p>
	<p>暫定税率が5年間延長される。</p>		
	<p>自動車取得税暫定措置が5年間延長される。 自動車取得税の低公害車に対する特例措置を平成17年3月31日まで延長</p> <p>産業廃棄物埋立税創設 (税率) 産業廃棄物1トンあたり 1,000円</p>	<p>狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、新たに目的税として狩猟税を創設</p>	<p>自動車取得税の低公害車に対する特例措置を平成19年3月31日まで延長</p>

18	19	20	21
<p>県外転出入に係る月割計算の廃止</p> <p>非課税車等に係る月割課税の徴収方法の変更（証紙徴収→普通徴収）</p> <p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成18年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 燃費基準+20%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成19年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成19年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 燃費基準+20%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成20年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>	<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成20年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b> ○燃費基準+15%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成21年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成21年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b> ○燃費基準+15%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成22年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>
		<p>暫定税率が10年間延長 (ただし、4月のみ失効)</p>	<p>用途制限を廃止（一般財源化）</p> <p>軽油引取税の課税免除のうち、免税証によるものについて、本法附則により平成24年3月31日までとなる。 (石油化学製品製造業は除く)</p>
<p>自動車取得税の低燃費車特例を自動車税と同様に見直しの上2年間延長</p> <p>自動車取得税の環境性能に優れた大型ディーゼル車に対する特例措置の創設(2年間)</p>	<p>自動車取得税の低公害車に対する特例措置を平成21年3月31日まで延長</p>	<p>自動車取得税の暫定措置は10年間延長(ただし、暫定税率は4月のみ失効)</p> <p>自動車取得税の低燃費車特例及び環境性能に優れた大型ディーゼル車特例は見直しの上2年間延長(ただし、4月のみ従前の制度による)</p> <p>自動車取得税のクリーンディーゼル乗用車に対する特例措置の創設(平成20年5月1日～平成22年3月31日)</p>	<p>自動車取得税の用途制限を廃止（一般財源化）</p> <p>自動車取得税の各特例措置は、新車新規登録車両の取得について見直しの上、平成24年3月31日まで延長</p> <p>&lt;特例措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低公害車に対する特例措置</li> <li>・低燃費車特例措置</li> <li>・環境性能に優れた大型ディーゼル車特例措置</li> <li>・クリーンディーゼル乗用車に対する特例措置</li> </ul>

22	23	24	25
<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成22年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○プラグインハイブリッド自動車 ○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成23年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成23年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○プラグインハイブリッド自動車 ○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成24年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成23～25年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成24年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下、12t超 平成21年排出ガス規制NOx10%低減 車両総重量3.5t超12t以下 平成22年排出ガス規制NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成27年度燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>○平成27年度燃費基準達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成25年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成23～25年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成25年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下、12t超 平成21年排出ガス規制NOx10%低減 車両総重量3.5t超12t以下 平成22年排出ガス規制NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成27年度燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>○平成27年度燃費基準達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成26年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成23～25年度 非課税)</p>
<p>10年間の暫定税率を廃止 ただし、当分の間、現在の税率水準を維持</p> <p>原油価格の異常な高騰が続いた場合には、本則税率を上回る部分(特例税率)の課税を停止する。 (通称「トリガー条項」)</p>	<p>原油価格の異常な高騰が続いた場合に、本則税率を上回る部分(特例税率)の課税を停止する(通称「トリガー条項」)の適用を当分の間停止する。 (平成23年4月27日施行)</p>	<p>課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を平成27年3月31日まで延長。 【廃止業種】 電気通信事業、放送事業、建設用粘土製品製造業、鉄鋼業、自動車教習所業、ゴルフ場業</p>	
<p>自動車取得税の低燃費車特例 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を2年延長 ・一定のバス・トラックに対する新たな特例を創設</p> <p>環境性能に優れた大型ディーゼル車特例 ・一定のバス・トラックに対する新たな特例を創設 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を設定</p> <p>クリーンディーゼル乗用車特例 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を5ヶ月延長</p>	<p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車(平成26年3月31日までに取得)に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)</p>	<p>自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成27年3月31日まで延長 &lt;特例措置&gt; ・環境性能に優れた自動車 ・低燃費低排出ガス認定車 ・リアフリー車両に対する特例を創設 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載トラックに対する特例を創設</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車(平成26年3月31日までに取得)に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)</p>	<p>自動車取得税の特例措置 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載自動車に対する特例にバス等を追加</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車(平成26年3月31日までに取得)に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)</p>

26	27	28
<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成26年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下、12t超 平成21年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量3.5t超12t以下 平成22年排出ガス規制 NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成27年度燃費基準+20%達成車(平成32年度燃費基準達成車に限る)かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね75%軽課</b></p> <p>○平成27年度燃費基準+10%達成または+20%達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成27年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね15%重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置を2年延長(平成26~28年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成27年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下、12t超 平成21年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量3.5t超12t以下 平成22年排出ガス規制 NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成27年度燃費基準+20%達成車(平成32年度燃費基準達成車に限る)かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね75%軽課</b></p> <p>○平成27年度燃費基準+10%達成または+20%達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成28年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね15%重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成26~28年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成28年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下、12t超 平成21年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量3.5t超12t以下 平成22年排出ガス規制 NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成32年度燃費基準+10%達成車かつ17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね75%軽課</b></p> <p>○平成27年度燃費基準+20%達成車かつ17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成29年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね15%重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置を3年延長(平成28~31年度 非課税)</p>
	<p>課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を平成30年3月31日まで延長。 【廃止業種】 海上保安庁の航路標識、警察の電気通信設備、消防の電気通信設備、陶磁器製造業</p>	
<p>自動車取得税の税率引き下げ ・軽自動車…2% ・軽自動車以外の営業用自動車…2% ・軽自動車以外の家用自動車…3%</p> <p>自動車取得税の低燃費車特例のうち新車新規登録に係る特例措置を拡充</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)を2年延長(平成28年3月31日までに取得)</p> <p>狩猟税の軽減措置拡充(平成31年3月31日まで)</p> <p>地方消費税 税率 消費税額の17/63</p>	<p>自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成29年3月31日まで延長 &lt;特例措置&gt; ・環境性能に優れた自動車 ・低燃費低排出ガス認定車 ・リアフリー車両に対する特例 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック・バス等に対する特例に、車両安定性制御装置搭載トラック・バス等を追加</p>	<p>環境性能に優れた大型ディーゼル車特例 ・7.5t超のバス・トラックに対する区分を創設</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)を1年延長(平成29年3月31日までに取得)</p>

29	30	元	2
<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成 29 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量 3.5 t 以下 平成 30 年排出ガス規制達成 車両総重量 12 t 超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10% 低減 車両総重量 3.5 t 超 12 t 以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10% 低減</p> <p>○クリーンディーゼル乗用車 ○平成 32 年度燃費基準+30%達成車かつ 30 年排出ガス規制 50%軽減または 17 年排出ガス規制 75%低減車 <b>通常税率の概ね 75%軽減</b></p> <p>○平成 32 年度燃費基準+10%達成車かつ 30 年排出ガス規制 50%軽減または 17 年排出ガス規制 75%低減車 <b>通常税率の概ね 50%軽減</b></p> <p>・重課措置 平成 30 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね 10%重課</b></p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね 15%重課</b></p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成 30 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量 3.5 t 以下 平成 30 年排出ガス規制達成 車両総重量 12 t 超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10% 低減 車両総重量 3.5 t 超 12 t 以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10% 低減</p> <p>○クリーンディーゼル乗用車 ○平成 32 年度燃費基準+30%達成車かつ 30 年排出ガス規制 50%軽減または 17 年排出ガス規制 75%低減車 <b>通常税率の概ね 75%軽減</b></p> <p>○平成 32 年度燃費基準+10%達成車かつ 30 年排出ガス規制 50%軽減または 17 年排出ガス規制 75%低減車 <b>通常税率の概ね 50%軽減</b></p> <p>・重課措置 平成 31 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね 10%重課</b></p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね 15%重課</b></p>	<p>令和元年 10 月 1 日から自動車税に環境性能割が導入、現行の自動車税は自動車税の種別割に変更</p> <p>(環境性能割) ・税率 自動車の燃費性能等に応じて自家用は非課税から 3%、営業用は非課税から 2%の税率を適用</p> <p>・税率の臨時的軽減 令和元年 10 月から令和 2 年 9 月までに登録される自家用乗用車については、税率が 1%軽減</p> <p>・課税標準の特例 バリアフリー車両及び先進安全自動車の取得に対する軽減措置</p> <p>(種別割) ・税率の引下げ 令和元年 10 月 1 日以後に初回新規登録を受けた自家用の乗用車から適用 (キャンピング車含む)</p> <p>・グリーン化税制 令和 3 年 3 月 31 日までに新車新規登録された環境負荷の小さい自動車は、取得した翌年度の自動車税が軽減 環境負荷の大きい自動車 (初回新規登録から一定期間経過した自動車) は税率上乘せ</p> <p>(軽自動車税環境性能割) ・市町の税金であるが、当分の間、県が賦課徴収を行い、納付された軽自動車税環境性能割は、納付のあった翌々月に市町に払い込む。</p>	<p>(環境性能割) ・税率の臨時的軽減 令和 2 年 10 月から令和 3 年 3 月までに登録される自家用乗用車については、税率が 1%軽減</p>
	<p>課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を平成 33 年 3 月 31 日まで延長。 【縮減業種】 電気供給業(対象用途のうち、ガスタービン発電装置の動力源の用途を除外) 【廃止業種】 地熱資源開発事業</p>		<p>次の業種に係る課税免除の特例措置を廃止 【廃止業種】 電気供給業(汽力発電装置の助燃の用途)</p>
<p>自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成 31 年 3 月 31 日まで延長&lt;特例措置&gt;</p> <p>・車線逸脱警報装置搭載車をバス等に追加</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)を 2 年延長(平成 31 年 3 月 31 日までに取得)</p>	<p>自動車取得税の免税点は、15 万円を 50 万円としている措置を平成 31 年 9 月 30 日まで延長</p> <p>自動車取得税の先進安全自動車特例のうち新車新規登録に係る特例措置を拡充</p>	<p>地方消費税 (10 月 1 日から)</p> <p>・標準税率 2.2% (消費税額の 22/78) ・軽減税率 1.76% (消費税額の 176/624)</p> <p>自動車取得税は廃止(令和元年 9 月 30 日)</p> <p>狩猟税の軽減措置拡充(令和 6 年 3 月 31 日まで)</p>	

3	4	
<p>(環境性能割)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税率の臨時的軽減 令和3年4月から令和3年12月までに登録される自家用乗用車については、税率が1%軽減</li> <li>・ 課税標準の特例 バリアフリー車両及び先進安全自動車(ASV車)の取得に対する軽減措置の拡充</li> </ul>	<p>(環境性能割)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ クリーンディーゼル乗用車の税率変更 非課税となる場合の燃費基準を設定</li> </ul>	自動車税
<p>課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を令和6年3月31日まで延長。</p> <p><b>【縮減業種】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉱さい・セメント製造業(適用対象を中小事業者等に限定)</li> <li>・ 廃棄物処理事業(産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について、適用対象を中小事業者等に限定)</li> <li>・ 木材加工業(適用対象から木材注葉業を営む者を除外)</li> </ul>		軽油引取税
		その他

## 2 特例条例に関すること

### ○ 法人の県民税の特例に関する条例（昭和 50 年広島県条例第 9 号）

#### 1 趣 旨

県民の健康と福祉の増進に資する大規模社会福祉施設等（老人福祉団地、障害者療育支援センター、身体障害者リハビリテーションセンター等）の建設資金に充てる財源を確保することを目的とするものである。

#### 2 内 容

##### (1) 税 率

令和 2 年 4 月 1 日以後 5 年以内に開始する各事業年度分の法人税割並びに同期内に解散又は合併した法人の清算所得に対する法人税割に係る法人税割の税率を 100 分の 1.8 とする。

（令和 2 年 2 月議会において 5 年間延長）

##### (2) 中小法人に対する軽減

次のア～ウのいずれかに該当する法人の各事業年度分の法人税割については、税額から 1.8 分の 0.8 を控除する。

ア 資本金額若しくは出資金額が 2,000 万円以下の法人又は資本金額若しくは出資金額を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）

イ 法人でない社団又は財団

ウ 課税標準となる法人税額が年 1,000 万円以下の法人

##### (3) 施行期日

昭和 50 年 4 月 1 日

（最終改正の施行期日：令和 4 年 4 月 1 日）

#### （参 考）

### 大規模社会福祉施設等建設基金条例

昭和 50 年 3 月 13 日条例第 11 号

最終改正：平成 23 年 3 月 14 日条例第 12 号

#### （設置）

第 1 条 大規模な社会福祉施設、医療施設、保健休養施設等（以下「大規模社会福祉施設等」という。）の建設に要する経費の財源に充てるため、大規模社会福祉施設等建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### （積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、次に掲げる金額の合算額とし、予算で定める。

- 一 法人の県民税の特例に関する条例（昭和 50 年広島県条例第 9 号）に基づいて課税することにより、広島県税条例（昭和 29 年広島県条例第 16 号）に基づいて課税した場合より増加した県税収入に相当する金額
- 二 大規模社会福祉施設等の建設資金として受納した寄附金の額に相当する金額
- 三 その他知事が必要と認める金額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、确实かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第6条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

## ○ ひろしまの森づくり県民税条例（平成 18 年広島県条例第 58 号）

### 1 趣 旨

県民全体が享受している県土の保全や水源のかん養などの森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、県民に広く薄く負担をお願いし、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てる事業を推進することを目的とするものである。

### 2 内 容

#### (1) 課税方法

納税義務者は、県内に住所等を有する個人及び事務所等を有する法人。

課税方式は、個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税方式。

#### (2) 税 率

県民税均等割に、次のとおり加算する。

○個人：年額 500 円（均等割額に加算）

○法人：年額 現行の均等割額の 5 %相当額

法人の区分	ひろしまの森づくり県民税	現行の均等割額
・ 公共法人及び公益法人等 ・ 人格のない社団等 ・ 資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社は除く） ・ 一般社団法人（非営利型法人は除く）及び一般財団法人（非営利型法人は除く）※ ・ 資本金等の額が 1 千万円以下の法人	1,000 円	20,000 円
資本金等の額が 1 千万円超～1 億円以下	2,500 円	50,000 円
資本金等の額が 1 億円超～ 10 億円以下	6,500 円	130,000 円
資本金等の額が 10 億円超～ 50 億円以下	27,000 円	540,000 円
資本金等の額が 50 億円超	40,000 円	800,000 円

※一般社団法人（非営利型法人は除く）及び一般財団法人（非営利型法人は除く）については、平成 20 年 12 月 1 日以降に開始する事業年度から適用。

#### (3) 課税期間

個人…平成 19 年度分～令和 8 年度分

法人…平成 19 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日の間に開始する事業年度分

（令和 4 年 2 月議会において 5 年間延長）

#### (4) 税収の使途

「ひろしまの森づくり基金」を設置し、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させ、県民の誰もが心身ともに豊かな暮らしを享受できる森林環境の実現に向け、取組を実施。

○整備の必要性が高い森林の再生…人工林対策、里山林対策、森林病虫害被害対策

○森林資源の利用促進…住宅分野での県産材の利用拡大

○新たな森の守り手の育成…小規模林業経営や地域住民・森林保全活動団体の育成

○県民理解の促進…普及啓発、森林・林業体験への支援など

#### (5) 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日

（最終改正の施行期日：令和 4 年 4 月 1 日）

(参 考)

## ひろしまの森づくり基金条例

平成 18 年 12 月 26 日条例第 62 号

(設置)

第1条 県土の保全、水源のかん養等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識の下に、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的とし、森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源に充てるため、ひろしまの森づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

2 ひろしまの森づくり県民税条例（平成18年広島県条例第58号）第2条及び第3条第1項の規定による加算額に係る収納額に相当する額は、この基金に積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用等)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第7条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

### 3 法定外税に関すること

#### ○ 広島県産業廃棄物埋立税条例（平成 14 年広島県条例第 26 号）

##### 1 制定の理由

産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てることを目的とした産業廃棄物埋立税を新設するため、この条例を制定する。

##### 2 条例の内容

###### (1) 課税の根拠（第 1 条）

地方税法の規定に基づき、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として、産業廃棄物埋立税を課する。

###### (2) 納税義務者（第 3 条）

産業廃棄物を排出する事業者（中間処理業者を含む）

###### (3) 課税対象（第 3 条）

県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入

###### (4) 課税免除（第 4 条）

排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自らが有する最終処分場において処分（自社処分）するための搬入は課税免除とする。（他者の産業廃棄物を中間処理後に自社処分するものは除く。）

###### (5) 課税標準（第 5 条）

最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

###### (6) 税率（第 6 条）

1 トンにつき千円

###### (7) 徴収の方法（第 7 条）

特別徴収とする。ただし、他者の産業廃棄物を中間処理後に自社処分するための搬入については申告納付とする。

###### (8) 特別徴収義務者（第 8 条）

県内の最終処分業者

###### (9) 税収の使途（第 24 条）

産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てる。

##### 3 条例の施行日及び失効日

###### (1) 施行期日

平成 15 年 4 月 1 日

（最終改正の施行期日：令和 4 年 10 月 6 日）

###### (2) 失効

施行日から起算して 25 年を経過した日に効力を失う。

（令和 4 年 9 月議会において、5 年間延長）

(参考1)

## 広島県産業廃棄物抑制基金条例

平成15年3月14日広島県条例第2号

最終改正：平成24年10月10日条例第57号

(設置)

第1条 産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に必要な経費の財源に充てるため、広島県産業廃棄物抑制基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

2 県に納入又は納付された産業廃棄物埋立税額から産業廃棄物埋立税の賦課徴収に要する費用を控除した額は、この基金に積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用等)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第7条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(参考 2)

## 法定外税の実施状況

## (1) 法定外普通税

令和 5 年 1 月 現在

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
北海道	核燃料税	① 発電用原子炉への核燃料の挿入 ② 発電用原子炉を設置して行う発電事業	① 発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ② 発電用原子炉の熱出力	発電用原子炉の設置者	申告納付	①100 分の 8.5 ②37,750 円/千 Kw (3 ヶ月) ①100 分の 8.5 ②34,900 円/千 Kw (3 ヶ月) ①100 分の 8.5 ②29,500 円/千 Kw (3 ヶ月) ①100 分の 4.5 ②48,450 円/千 Kw (3 ヶ月) ①100 分の 8.5 ②48,450 円/千 Kw (3 ヶ月) ①100 分の 12 ②7,000 円/千 Kw (3 ヶ月) ①100 分の 8.5 ②41,100 円/千 Kw (3 ヶ月) (発電用原子炉が認可を受けた廃止措置計画に係るものである場合は 63,000 円/千 Kw (3 ヶ月)) ①100 分の 8.5 ②44,000 円/千 Kw (3 ヶ月) (廃止措置計画の認可後は 22,000 円/千 Kw (3 ヶ月)) ③500 円/kg	昭和 63 年 9 月 1 日施行 平成 4 年 10 月 8 日施行 昭和 55 年 4 月 1 日施行 昭和 59 年 11 月 15 日施行 昭和 58 年 6 月 1 日施行 昭和 58 年 6 月 21 日施行 昭和 55 年 4 月 1 日施行 昭和 54 年 1 月 16 日施行
愛媛		① 発電用原子炉への核燃料の挿入 ② 発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 ③ 発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	① 発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ② 発電用原子炉の熱出力			①100 分の 8.5 ②44,000 円/千 Kw (3 ヶ月) (廃止措置計画の認可後は 22,000 円/千 Kw (3 ヶ月)) ③500 円/kg	昭和 54 年 1 月 16 日施行
佐賀		① 発電用原子炉への核燃料の挿入 ② 発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 ③ 発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	① 発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ② 発電用原子炉の熱出力 ③ 使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 ※貯蔵期間が 5 年超のもの			①100 分の 8.5 ②46,000 円/千 Kw (3 ヶ月) (廃止措置計画の認可日の翌月以降 23,000 円/千 Kw (3 ヶ月)) ③500 円/kg	昭和 54 年 4 月 1 日施行
福井		① 発電用原子炉への核燃料の挿入 ② 発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 ③ 発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	① 発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ② 発電用原子炉の熱出力 ③ 発電用原子炉施設に 5 年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量			①100 分の 8.5 ②51,200 円/千 Kw (3 ヶ月) (廃止措置中は 2 分の 1) ③375 円/kg (3 ヶ月)	昭和 51 年 11 月 10 日施行

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
青森	核燃料物質等取扱税	①ウランの濃縮 ②原子炉の設置 ③原子炉への核燃料の挿入 ④使用済燃料の受入れ ⑤使用済燃料の貯蔵 ⑥廃棄物の埋設 ⑦廃棄物の管理	①ウランの重量 ②発電用原子炉の熱出力 ③原子炉に挿入した核燃料の価額 ④受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑤使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑥廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量 ⑦ガラス固化体の容器の数量	①加工事業者 ②原子炉設置者 ③原子炉設置者 ④再処理事業者 ⑤再処理事業者 ⑥廃棄物埋設事業者 ⑦廃棄物管理事業者	申告納付	①36,500 円/kg ②38,250 円/千kw (3ヵ月) ③核燃料価額の100分の8.5 ④19,400 円/kg ⑤1,300 円/kg (当面の間8,300 円/kg) ⑥52,400 円/m <sup>3</sup> ⑦1,614,600 円/本	平成3年9月28日施行
茨城	核燃料等取扱税	①原子炉の設置 ②原子炉への核燃料の挿入 ③使用済燃料の受入れ ④使用済燃料の保管 ⑤高放射性廃液の保管 ⑥ガラス固化体の保管 ⑦アルストニウムの保管 ⑧放射性廃棄物の発生 ⑨放射性廃棄物の保管	①原子炉の熱出力 ②原子炉に挿入した核燃料の価額 ③受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ④使用済燃料の保管に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑤高放射性廃液の数量 ⑥ガラス固化体の容器の数量 ⑦アルストニウムの重量 ⑧放射性廃棄物の容器の容量 ⑨放射性廃棄物の容器の容量	①原子炉設置者 ②原子炉設置者 ③再処理事業者 ④再処理事業者 ⑤再処理事業者 ⑥再処理事業者 ⑦原子力事業者 ⑧原子力事業者 ⑨原子力事業者	申告納付	①30,500 円/千kW (3ヶ月) ②核燃料価額の100分の8.5 ③60,100 円/kg ④1,500 円/kg ⑤1,594,000 円/m <sup>3</sup> ⑥1,219,000 円/本 ⑦5,100 円/kg ⑧106,000 円/m <sup>3</sup> ⑨5,100 円/m <sup>3</sup>	昭和53年10月18日施行
沖縄	石油価格調整税	揮発油の販売	揮発油の販売に係る数量から規則で定める欠減数量を控除した数量	揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内において揮発油の販売を業とするもので知事が指定するもの(元売業者)	申告納付	1,500 円/k1	【施行期日】 昭和47年6月1日

(2) 法定外目的税

令和5年1月現在

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
三重	産業廃棄物税	産業廃棄物中の 間処理施設又は 最終処分場への 搬入	①最終処分場への搬入：当 該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に 処理係数を乗じて得た重 量	最終処分場又は中間処理施設 へ搬入される産業廃棄物の排 出事業者	申告納付	1,000円/ト	【免税点】 年間搬入量1,000ト未満の場合 【課税免除】 再生施設への搬入 【施行期日】 平成14年4月1日
							【免税点】 年間搬入量500ト以下の場合 【施行期日】 平成16年1月1日
岡山	産業廃棄物 処理税	最終処分場への搬 入	最終処分場へ搬入される産 業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業 廃棄物の排出事業者及び中間 処理業者	特別徴収 (自社処 分は申告 納付)	1,000円/ト	【施行期日】 平成15年4月1日
広島	産業廃棄物 埋立税				特別徴収 ※申告納 付	1,000円/ト	※他者から搬入された産業廃棄物 を自社の処分場において処理する 場合 【課税免除】 ・排出事業者が自ら排出した産業 廃棄物を自社処分する場合 ・公益上その他の事由により課税 が不適当なものとして知事が別に 定めるもの 【施行期日】 平成15年4月1日
							※他者から搬入された産業廃棄物 を自社の処分場において処理する 場合 【非課税・課税免除】 ・排出事業者が自ら排出した産業 廃棄物を自社処分する場合 ・その他知事が別に定めるもの (下水処理汚泥等) 【施行期日】 平成15年4月1日
青森	産業廃棄物 処分場税			・最終処分業者へ産業廃棄物 の最終処分を委託した者 ・自らその産業廃棄物の最終 処分を行う者	特別徴収 (自社処 分は申告 納付)		【非課税】 県が供給する工業用水のうち、河川 の表流水を原水により供給してい るものから発生する汚泥を自社処 理する場合 【施行期日】 平成16年1月1日

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
岩手	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	1,000 円/ト 1,000 円/ト (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については250 円/ト)	【施行期日】 平成 16 年 1 月 1 日 【施行期日】 平成 16 年 1 月 1 日
奈良						1,000 円/ト	【施行期日】 平成 16 年 4 月 1 日
山口					特別徴収 ※申告納付		※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合 【課税免除】 排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自社処分する場合 【施行期日】 平成 16 年 4 月 1 日
新潟					特別徴収 (自社処分は申告納付)		【施行期日】 平成 16 年 4 月 1 日
京都							【施行期日】 平成 17 年 4 月 1 日
宮城							【施行期日】 平成 17 年 4 月 1 日
熊本							【施行期日】 平成 17 年 4 月 1 日
島根	産業廃棄物 減量税					1,000 円/ト 自社処分の場合は 1/2、年間搬入量 10,000 ト超の部分は 1/2	【施行期日】 平成 17 年 4 月 1 日
福島	産業廃棄物税					1,000 円/ト 自社処分の場合は 500 円/ト 1,000 円/ト	【施行期日】 平成 18 年 4 月 1 日
愛知							【施行期日】 平成 18 年 4 月 1 日
沖縄						1,000 円/ト	【課税免除】 ・最終処分場が所在しない離島において、島内で発生した産業廃棄物を市町村が設置する最終処分場へ搬入する場合 ・公益上その他の事由により課税することが適当でない搬入 【施行期日】 平成 18 年 4 月 1 日

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
北海道	循環資源利用促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	1,000円/ト	【施行期日】 平成18年10月1日
	産業廃棄物税			最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分及び設置費用を負担した最終処分場での処分は申告納付)	1,000円/ト (自社処分：500円/ト、設置費用を負担した最終処分場での処分は750円/ト)	【施行期日】 平成18年10月1日
	資源循環促進税						【施行期日】 平成19年4月1日
福岡県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	焼却施設：800円/ト 最終処分場：1,000円/ト	【施行期日】 平成17年4月1日
		ホテル・旅館への宿泊	ホテル・旅館への宿泊数	ホテル・旅館の宿泊者	特別徴収	1人1泊についての宿泊料が 1万円以上1万5千円未満：100円 1万5千円以上：200円	【課税免除】 宿泊料金1人1泊1万円未満の宿泊 【施行期日】 平成14年10月1日
		ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊及び住宅宿泊事業に係る施設における宿泊行為	ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業法に係る施設における宿泊数	ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業法に係る施設における宿泊者		1人1泊についての宿泊料が 7千円以上1万5千円未満：100円 1万5千円以上2万円未満：200円 2万円以上：300円	【課税免除】 宿泊料金1人1泊7千円未満の宿泊 【施行期日】 平成29年1月1日
		乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車運送場へ自動車運送場へ自入り及び他入りを併用する行為	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車運送場へ進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車運送場を運転する者	特別徴収 (シャトルバス、路線バス等については月毎の申告納付)	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外 3,000円/回 ・一般乗合用バス 2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車 1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車 300円/回	【課税免除】 緊急車両等 【施行期日】 平成15年4月1日
		乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自入り及び他入りを併用する行為	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車運送場へ進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車運送場を運転する者			
大阪府	宿泊税	ホテル・旅館への宿泊	ホテル・旅館への宿泊数	ホテル・旅館の宿泊者	特別徴収	1人1泊についての宿泊料が 1万円以上1万5千円未満：100円 1万5千円以上：200円	【課税免除】 宿泊料金1人1泊1万円未満の宿泊 【施行期日】 平成14年10月1日
岐阜県	乗鞍鶴ヶ池環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車運送場へ自入り及び他入りを併用する行為	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車運送場へ進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車運送場を運転する者	特別徴収 (シャトルバス、路線バス等については月毎の申告納付)	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外 3,000円/回 ・一般乗合用バス 2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車 1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車 300円/回	【課税免除】 緊急車両等 【施行期日】 平成15年4月1日

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
福岡	宿泊税	一定の宿泊施設への宿泊行為	宿泊施設における宿泊数	宿泊施設における宿泊者	特別徴収	1人1泊につき200円 ※宿泊に対して税を課す市町村内の宿泊施設への宿泊については、1人1泊につき100円 ※上記に関わらず、北九州市内及び福岡市内の宿泊施設における宿泊に係る宿泊税の税率は1人1泊につき50円	【施行期日】 令和2年4月1日

#### 4 税目別納期限等一覧表

令和5年4月1日現在

税 目	賦 課 期 日	納 期	徴 収 方 法
個人県民税	1月1日	市町村民税と同じ	普通徴収又は特別徴収
法人県民税	なし	(1) 確定申告(法人税と同じ) 各事業年度又は計算期間終了の日の翌日から2月以内(申告期限の延長を認められた場合はその延長月数(6月を超えない範囲内の月数)の期間内) (2) 中間申告 事業年度又は計算期間が6月を超える場合は、当該事業年度又は計算期間開始の日以後6月を経過した日から2月以内 (3) 清算中の法人 イ 各事業年度の終了の日の翌日から2月以内 ロ 残余の財産確定の日の翌日から1月以内 (4) 地方税法第53条第31項に掲げる(均等割のみを課される)公共法人等 4月30日まで	申告納付
県民税利子割	なし	当月分を翌月10日まで	特別徴収(申告納入)
県民税配当割	なし	当月分を翌月10日まで(源泉徴収選択口座内配当等については、特別徴収した日の属する年の翌年の1月10日まで)	特別徴収(申告納入)
県民税株式等譲渡所得割	なし	当年分を翌年1月10日まで(年の中途において源泉徴収口座の廃止届出書の提出等があった場合には、提出等があった日の属する月の翌月10日まで)	特別徴収(申告納入)
個人事業税	なし	第1期 8月15日から同月31日まで 第2期 10月15日から同月31日まで	普通徴収
法人事業税	なし	(1) 確定申告 各事業年度又は計算期間終了の日の翌日から2月以内(申告期限の延長を認められた場合はその延長月数(6月を超えない範囲内の月数)の期間内) (2) 中間申告 事業年度又は計算期間が6月を超えるものは、当該事業年度又は計算期間開始の日から6月を経過した日から2月以内 (3) 清算中の法人 イ 各事業年度終了の日の翌日から2月以内 ロ 残余財産確定の日の翌日から1月以内	申告納付
地方消費税譲渡割	なし	(1) 中間申告 消費税法に規定する当該申告書の提出期限 (2) 確定申告 消費税法に規定する当該申告書の提出期限 ※ 当分の間、国(税務署)が、消費税の賦課徴収の例により行う	申告納付
地方消費税貨物割	なし	消費税法に規定する当該申告書の提出期限 ※ 消費税の申告と併せ、国(税関長)に納付	申告納付

税 目	賦 課 期 日	納 期	徴 収 方 法
不動産取得税	随時	納税通知書に定める日	普通徴収
県たばこ税	なし	当月分を翌月末日まで	申告納付 普通徴収
ゴルフ場利用税	なし	当月分を翌月 15 日まで	特別徴収（申告納入）
自動車税種別割	4 月 1 日	(1) 5 月 15 日から同月 31 日まで (2) 道路運送車両法第 7 条、第 12 条又は第 13 条の規定による登録申請があった自動車について、地方税法第 177 条の 11 第 3 項に規定する期間内に納税義務が発生した場合に限り、当該申請の日	普通徴収 証紙徴収
鉦区税	4 月 1 日	5 月 15 日から同月 31 日まで	普通徴収
自動車税環境性能割	なし	(1) 新規登録検査または使用の届出がされる自動車の取得については、登録検査または届出の時 (2) 登録（届出）自動車に所有者の変更があった場合、使用者の変更により自動車検査証等の記入を受ける場合またはその他の事由による場合の自動車の取得については、当該事由のあった日から 15 日以内  〔その日前に当該登録等を受けたときは、〕 当該登録等の日	申告納付（証紙）
軽油引取税	なし	当月分を翌月末日まで  〔元売業者及び特約業者以外の者が、軽油を輸入する場合は、輸入の時まで〕	特別徴収（申告納入） 申告納付 普通徴収
狩猟税	狩猟者の登録を受ける日	狩猟者の登録を受ける日	証紙徴収 普通徴収
産業廃棄物埋立税	なし	(1) 1 月 1 日から 3 月 31 日までの税額 4 月末日まで (2) 4 月 1 日から 6 月 30 日までの税額 7 月末日まで (3) 7 月 1 日から 9 月 30 日までの税額 10 月末日まで (4) 10 月 1 日から 12 月 31 日までの税額 翌年の 1 月末日まで	特別徴収（申告納入） 申告納付

## 5 令和4年度都道府県税決算(見込)額調

(出典元:地方行財政調査会「2022年度都道府県税決算見込額調(出納閉鎖日現在)」)

(単位:千円、%)

都道府県名	予 算 額		調 定 額		収 入 額		収 入 率	
	税 額	前年度比	税 額	前年度比	税 額	前年度比	4年度	3年度
北海道	645,521,053	105.0	656,198,337	104.6	648,812,713	104.8	98.9	98.6
青森	146,448,240	96.3	148,198,735	96.3	146,864,644	96.3	99.1	99.0
岩手	131,850,000	99.0	133,117,691	98.1	131,591,502	98.0	98.9	99.0
宮城	312,937,000	101.2	315,957,675	101.1	313,224,774	101.1	99.1	99.1
秋田	100,104,782	101.7	100,999,392	100.4	99,920,198	100.3	98.9	99.1
山形	114,800,000	98.4	116,205,102	98.4	115,150,222	98.4	99.1	99.1
福島	244,475,637	99.3	248,296,042	99.3	244,775,180	99.3	98.6	98.5
茨城	422,787,038	107.3	425,653,643	106.0	421,359,398	106.1	99.0	98.9
栃木	259,000,000	102.4	262,386,963	101.7	259,490,120	101.6	98.9	99.0
群馬	260,000,000	99.6	266,178,185	100.6	263,416,144	100.5	99.0	99.0
埼玉	820,300,000	101.9	832,888,809	101.4	823,156,824	101.5	98.8	98.8
千葉	1,304,845,378	115.5	1,311,229,663	113.5	1,299,318,423	113.8	99.1	98.9
東京都	4,965,587,133	107.6	4,971,738,852	102.6	4,933,332,485	102.6	99.2	99.3
神奈川県	1,328,265,241	110.1	1,336,745,927	109.3	1,324,346,431	109.4	99.1	99.0
新潟	284,108,000	104.4	286,076,913	104.2	284,427,925	104.3	99.4	99.3
富山	155,839,000	101.8	158,540,402	101.1	156,542,287	101.2	98.7	98.7
石川	161,180,755	101.5	163,655,328	101.3	161,757,832	101.4	98.8	98.8
福井	132,623,461	109.4	135,174,411	103.9	134,158,864	104.0	99.2	99.2
山梨	101,846,940	105.4	102,391,272	104.0	101,632,663	104.1	99.3	99.1
長野	246,343,566	101.0	248,227,957	101.0	246,619,901	101.0	99.4	99.3
岐阜	257,900,000	102.4	262,466,720	99.7	258,592,118	99.8	98.5	98.5
静岡	490,300,000	102.3	501,755,974	102.0	497,655,756	102.1	99.2	99.1
愛知県	1,284,500,000	108.7	1,306,006,271	107.9	1,294,947,305	108.1	99.2	99.0
三重	276,326,000	107.4	283,821,844	104.8	281,063,424	104.9	99.0	98.9
滋賀	183,029,000	104.4	187,132,091	104.1	184,113,402	104.2	98.4	98.3
京都	290,087,000	99.8	295,797,493	100.4	292,523,988	100.4	98.9	98.9
大阪	1,647,384,000	103.2	1,663,444,143	103.0	1,653,074,525	103.1	99.4	99.3
兵庫県	826,449,249	107.1	836,723,122	106.7	829,599,542	106.8	99.1	99.0
奈良	125,500,000	99.7	127,637,021	98.7	125,751,018	98.8	98.5	98.4
和歌山	102,250,000	105.2	104,617,144	104.3	103,740,493	104.3	99.2	99.1
鳥取	56,937,011	103.1	57,493,139	100.0	57,036,053	100.0	99.2	99.3
島根	75,686,439	104.0	76,794,952	103.9	76,290,366	103.8	99.3	99.4
岡山	273,124,631	112.4	276,229,246	109.0	273,959,799	109.1	99.2	99.1
広島	340,428,482	103.8	343,832,097	100.5	339,579,633	100.6	98.8	98.7
山口	206,108,884	107.8	208,311,229	107.5	206,646,126	107.6	99.2	99.1
徳島	84,000,000	106.3	85,829,360	102.6	85,108,231	102.6	99.2	99.1
香川	128,264,012	101.2	130,318,377	99.4	129,136,111	99.4	99.1	99.1
愛媛	165,900,000	101.9	168,156,394	102.6	167,380,114	102.7	99.5	99.5
高知	68,632,089	98.1	69,467,506	98.1	68,890,504	98.0	99.2	99.3
福岡	729,652,495	106.9	742,828,033	106.4	734,859,758	106.4	98.9	98.9
佐賀	96,372,000	102.2	98,714,157	103.7	97,937,767	103.9	99.2	99.1
長崎	135,970,500	107.8	137,243,431	107.6	136,007,105	107.7	99.1	99.1
熊本	168,541,064	102.4	170,905,661	100.9	169,170,287	100.9	99.0	99.0
大分	142,800,000	108.2	145,420,360	109.0	144,544,454	109.5	99.4	98.9
宮崎	109,360,000	103.2	111,337,721	102.4	110,282,953	102.5	99.1	99.0
鹿児島	159,924,867	101.9	162,353,147	100.3	160,891,099	100.4	99.1	99.1
沖縄	145,860,148	105.0	148,776,587	104.7	146,477,190	104.4	98.5	98.7
合 計	20,710,151,095	106.0	20,923,274,519	104.2	20,735,157,651	104.3	99.1	99.0

(注) 予算額は最終予算額である。

(単位:千円、%)

都道府県名	税目	個人県民税(均等割・所得割)			個人県民税(配当割)			個人県民税(株式等譲渡所得割)		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		143,097,409	139,054,471	97.2	3,093,301	3,093,301	100.0	2,488,465	2,488,465	100.0
青森		34,881,615	33,718,737	96.7	541,424	541,424	100.0	361,987	361,987	100.0
岩手		36,846,178	35,948,364	97.6	559,458	559,458	100.0	423,483	423,483	100.0
宮城		61,987,019	59,919,000	96.7	1,752,648	1,752,648	100.0	1,369,310	1,369,310	100.0
秋田		26,537,925	25,845,765	97.4	429,759	429,759	100.0	360,202	360,202	100.0
山形		32,696,289	31,789,082	97.2	622,782	622,782	100.0	469,167	469,167	100.0
福島		62,543,336	60,216,315	96.3	1,399,994	1,399,994	100.0	983,374	983,374	100.0
茨城		111,995,857	108,796,830	97.1	3,394,115	3,394,115	100.0	2,689,073	2,689,073	100.0
栃木		74,770,868	72,496,455	97.0	2,479,491	2,479,491	100.0	1,840,583	1,840,583	100.0
群馬		71,674,742	69,656,549	97.2	2,238,096	2,238,096	100.0	1,701,343	1,701,343	100.0
埼玉		291,667,929	283,825,456	97.3	10,781,877	10,781,877	100.0	8,377,363	8,377,363	100.0
千葉		266,921,030	257,033,145	96.3	10,868,485	10,868,485	100.0	8,660,444	8,660,444	100.0
東京都		981,567,073	959,231,000	97.7	45,785,012	45,786,534	100.0	35,183,274	35,183,274	100.0
神奈川県		326,957,484	319,033,799	97.6	19,552,462	19,552,462	100.0	15,035,689	15,035,689	100.0
新潟		56,656,414	55,340,493	97.7	2,256,702	2,256,702	100.0	1,571,300	1,571,300	100.0
富山		39,594,606	38,191,403	96.5	1,532,238	1,532,238	100.0	1,088,761	1,088,761	100.0
石川		42,671,756	41,363,211	96.9	1,294,125	1,294,125	100.0	1,214,487	1,214,487	100.0
福井		28,534,051	27,814,359	97.5	1,111,271	1,111,271	100.0	821,660	821,660	100.0
山梨		29,908,866	29,347,352	98.1	894,834	894,834	100.0	777,392	777,392	100.0
長野		72,797,095	71,545,670	98.3	2,156,153	2,156,153	100.0	1,558,349	1,558,349	100.0
岐阜		75,447,173	72,650,564	96.3	2,683,656	2,683,656	100.0	1,987,397	1,987,397	100.0
静岡県		116,298,083	113,074,808	97.2	5,156,670	5,156,670	100.0	5,249,262	5,249,262	100.0
愛知県		298,044,872	289,295,041	97.1	17,142,729	17,142,729	100.0	11,788,975	11,788,975	100.0
三重		69,199,726	67,075,753	96.9	2,912,695	2,912,695	100.0	2,105,101	2,105,101	100.0
滋賀		56,191,747	54,480,130	97.0	1,955,340	1,955,340	100.0	1,546,853	1,546,853	100.0
京都		70,138,867	68,817,219	98.1	5,168,049	5,168,049	100.0	3,578,017	3,578,017	100.0
大阪		287,389,177	280,441,088	97.6	17,897,764	17,897,764	100.0	12,842,478	12,842,478	100.0
兵庫県		198,595,286	192,940,687	97.2	12,694,764	12,694,764	100.0	9,065,725	9,065,725	100.0
奈良		49,071,849	47,834,516	97.5	3,416,738	3,416,738	100.0	2,395,852	2,395,852	100.0
和歌山		29,403,947	28,690,228	97.6	1,471,876	1,471,876	100.0	1,047,586	1,047,586	100.0
鳥取		16,444,593	16,114,900	98.0	523,450	523,450	100.0	415,981	415,981	100.0
島根		20,663,967	20,373,477	98.6	533,211	533,211	100.0	393,658	393,658	100.0
岡山		51,907,666	50,419,007	97.1	2,599,120	2,599,120	100.0	2,040,047	2,040,047	100.0
広島		83,367,264	80,841,557	97.0	3,624,073	3,624,073	100.0	2,536,049	2,536,049	100.0
山口		47,149,337	45,976,279	97.5	1,534,146	1,534,146	100.0	1,133,860	1,133,860	100.0
徳島		23,265,763	22,737,680	97.7	1,380,404	1,380,404	100.0	1,026,992	1,026,992	100.0
香川		33,157,804	32,272,215	97.3	1,567,417	1,567,417	100.0	1,067,889	1,067,889	100.0
愛媛		41,456,505	40,884,238	98.6	1,465,743	1,465,743	100.0	1,205,781	1,205,781	100.0
高知		21,008,208	20,666,789	98.4	607,205	607,205	100.0	683,808	683,808	100.0
福岡		137,487,933	132,859,093	96.6	5,254,426	5,254,426	100.0	4,370,753	4,370,753	100.0
佐賀		24,789,686	24,239,876	97.8	530,807	530,807	100.0	454,666	454,666	100.0
長崎		39,132,555	38,086,385	97.3	804,226	804,226	100.0	777,454	777,454	100.0
熊本		40,781,707	39,594,235	97.1	1,111,896	1,111,896	100.0	950,002	950,001	100.0
大分		34,211,550	33,579,084	98.2	760,811	760,811	100.0	634,484	634,484	100.0
宮崎		30,758,640	30,025,392	97.6	544,078	544,078	100.0	449,226	449,226	100.0
鹿児島		45,520,768	44,415,416	97.6	804,776	804,776	100.0	731,289	731,289	100.0
沖縄		44,819,166	43,254,882	96.5	568,981	568,981	100.0	529,199	529,199	100.0
合計		4,780,011,381	4,651,807,995	97.3	207,459,278	207,460,800	100.0	157,984,090	157,984,089	100.0

(単位:千円、%)

都道府県名	税目	法人県民税			利子割			個人事業税		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		13,274,297	13,142,561	99.0	402,582	402,582	100.0	6,094,707	5,793,691	95.1
青森		2,526,398	2,516,836	99.6	91,557	91,557	100.0	1,073,171	1,054,979	98.3
岩手		3,385,139	3,372,556	99.6	66,292	66,292	100.0	1,167,510	1,131,441	96.9
宮城		9,222,127	9,177,759	99.5	145,639	145,639	100.0	3,493,972	3,366,537	96.4
秋田		2,370,315	2,362,529	99.7	50,112	50,112	100.0	873,594	863,048	98.8
山形		2,665,939	2,654,572	99.6	68,917	68,917	100.0	1,206,237	1,179,437	97.8
福島		5,587,301	5,509,696	98.6	134,273	134,273	100.0	2,123,447	2,016,930	95.0
茨城		9,202,691	9,146,682	99.4	219,968	219,968	100.0	3,803,838	3,703,077	97.4
栃木		6,361,936	6,325,301	99.4	120,436	120,436	100.0	2,497,583	2,461,329	98.5
群馬		7,195,273	7,179,401	99.8	163,084	163,084	100.0	2,535,975	2,485,659	98.0
埼玉		16,666,018	16,598,272	99.6	725,301	725,301	100.0	17,707,934	17,375,502	98.1
千葉		14,700,000	14,574,936	99.1	1,060,921	1,060,921	100.0	11,634,571	11,398,521	98.0
東京都		165,280,123	163,628,629	99.0	8,903,132	8,884,035	99.8	69,651,172	68,181,304	97.9
神奈川県		25,830,976	25,686,286	99.4	939,598	939,598	100.0	24,368,306	23,841,967	97.8
新潟		6,010,080	5,995,298	99.8	148,458	148,458	100.0	2,445,203	2,397,051	98.0
富山		3,700,349	3,680,304	99.5	114,233	114,233	100.0	1,384,198	1,329,482	96.0
石川		3,814,183	3,796,026	99.5	106,488	106,488	100.0	1,818,012	1,729,498	95.1
福井		2,731,085	2,711,433	99.3	76,770	76,770	100.0	1,219,385	1,184,184	97.1
山梨		3,172,494	3,156,411	99.5	68,820	68,820	100.0	1,241,293	1,209,687	97.5
長野		6,481,812	6,455,091	99.6	169,648	169,648	100.0	2,354,849	2,316,137	98.4
岐阜		5,802,336	5,759,712	99.3	171,737	171,737	100.0	3,464,546	3,320,583	95.8
静岡		9,223,392	9,181,215	99.5	445,001	445,001	100.0	6,252,896	6,108,800	97.7
愛知		39,551,957	39,484,188	99.8	947,922	947,922	100.0	17,532,718	17,130,678	97.7
三重		5,669,840	5,652,554	99.7	182,644	182,644	100.0	2,718,758	2,648,138	97.4
滋賀		5,246,531	5,228,068	99.6	189,136	189,136	100.0	1,809,256	1,766,546	97.6
京都		10,723,530	10,583,905	98.7	251,952	251,952	100.0	5,269,437	5,142,647	97.6
大阪		49,796,684	49,673,777	99.8	2,105,605	2,104,113	99.9	22,909,832	22,201,258	96.9
兵庫県		14,330,384	14,259,397	99.5	837,592	829,429	99.0	9,901,699	9,618,258	97.1
奈良		2,566,628	2,543,255	99.1	153,842	153,842	100.0	1,496,782	1,485,353	99.2
和歌山		2,294,296	2,288,101	99.7	94,816	94,816	100.0	1,202,024	1,198,123	99.7
鳥取		1,404,521	1,401,683	99.8	64,811	64,811	100.0	593,556	571,913	96.4
島根		1,899,136	1,891,462	99.6	104,771	104,771	100.0	787,395	751,098	95.4
岡山		6,143,485	6,109,246	99.4	182,603	182,603	100.0	2,241,713	2,160,399	96.4
広島		8,877,517	8,821,216	99.4	325,588	325,588	100.0	4,568,175	4,424,842	96.9
山口		4,200,598	4,189,111	99.7	192,720	192,720	100.0	1,694,013	1,634,918	96.5
徳島		2,340,317	2,331,188	99.6	93,702	93,702	100.0	645,106	631,044	97.8
香川		3,506,218	3,482,734	99.3	151,143	151,143	100.0	959,237	943,280	98.3
愛媛		4,223,235	4,201,727	99.5	205,955	205,955	100.0	1,464,890	1,423,635	97.2
高知		1,575,560	1,555,151	98.7	155,563	155,563	100.0	899,274	874,636	97.3
福岡		16,651,434	16,467,904	98.9	311,833	311,833	100.0	10,010,641	9,627,240	96.2
佐賀		2,318,954	2,312,222	99.7	62,306	62,306	100.0	1,071,528	1,056,772	98.6
長崎		2,882,423	2,869,013	99.5	71,005	71,005	100.0	1,531,928	1,490,190	97.3
熊本		4,855,332	4,828,402	99.4	84,815	84,814	100.0	2,008,509	1,933,066	96.2
大分		3,019,293	3,001,731	99.4	77,530	77,530	100.0	1,202,285	1,172,599	97.5
宮崎		2,708,104	2,693,312	99.5	38,323	38,323	100.0	1,293,868	1,278,018	98.8
鹿児島		3,548,419	3,530,946	99.5	84,551	84,551	100.0	1,545,770	1,520,208	98.3
沖縄		3,422,302	3,382,670	98.8	54,404	54,404	100.0	3,205,483	3,103,031	96.8
合計		528,960,962	525,394,469	99.3	21,418,099	21,389,346	99.9	266,976,276	260,236,734	97.5

(単位:千円、%)

都道府県名	税目	法人事業税			地方消費税譲渡割			地方消費税貨物割		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		143,067,959	142,455,902	99.6	132,566,755	132,566,755	100.0	43,527,102	43,527,102	100.0
青森		26,733,479	26,706,327	99.9	23,959,481	23,959,481	100.0	3,713,132	3,713,132	100.0
岩手		28,769,015	28,723,285	99.8	24,282,326	24,282,326	100.0	255,500	255,500	100.0
宮城		86,846,695	86,673,710	99.8	62,364,697	62,364,697	100.0	17,656,097	17,656,097	100.0
秋田		22,488,701	22,447,448	99.8	18,999,667	18,999,667	100.0	2,290,449	2,290,449	100.0
山形		25,452,672	25,428,910	99.9	22,523,462	22,523,462	100.0	1,009,914	1,009,914	100.0
福島		63,059,576	62,663,818	99.4	42,525,822	42,525,822	100.0	4,126,536	4,126,536	100.0
茨城		103,750,968	103,452,143	99.7	60,896,674	60,896,674	100.0	30,238,471	30,238,471	100.0
栃木		64,442,084	64,054,015	99.4	41,240,893	41,240,893	100.0	600,624	600,624	100.0
群馬		66,681,531	66,612,186	99.9	50,882,306	50,882,306	100.0	264,198	264,198	100.0
埼玉		169,476,240	169,243,029	99.9	142,192,220	142,192,220	100.0	820,725	820,725	100.0
千葉		162,769,664	162,338,823	99.7	118,589,149	118,589,149	100.0	564,081,603	564,081,603	100.0
東京都		1,486,809,013	1,476,794,773	99.3	1,640,337,282	1,640,337,282	100.0	272,140,681	272,140,681	100.0
神奈川県		304,454,817	304,104,151	99.9	173,784,954	173,784,954	100.0	263,203,451	263,203,451	100.0
新潟		66,820,756	66,766,285	99.9	59,803,897	59,803,897	100.0	23,217,469	23,217,469	100.0
富山		38,748,918	38,695,437	99.9	34,310,898	34,310,898	100.0	5,523,787	5,523,787	100.0
石川		41,508,927	41,455,860	99.9	32,643,954	32,643,954	100.0	3,622,662	3,622,662	100.0
福井		34,865,587	34,758,297	99.7	25,805,463	25,805,463	100.0	1,864,828	1,864,828	100.0
山梨		29,877,459	29,815,245	99.8	11,968,003	11,968,003	100.0	120,417	120,417	100.0
長野		67,441,146	67,356,745	99.9	36,158,344	36,158,344	100.0	386,935	386,935	100.0
岐阜		57,139,380	57,024,205	99.8	55,980,503	55,980,503	100.0	306,882	306,882	100.0
静岡		143,001,248	142,829,035	99.9	75,079,182	75,079,182	100.0	28,100,977	28,100,977	100.0
愛知		398,177,677	398,784,109	100.2	134,091,014	134,091,014	100.0	162,296,669	162,296,669	100.0
三重		66,105,166	66,059,387	99.9	32,519,701	32,519,701	100.0	43,352,715	43,352,715	100.0
滋賀		54,270,344	54,206,057	99.9	26,031,838	26,031,838	100.0	174,680	174,680	100.0
京都		102,094,895	101,319,356	99.2	41,726,346	41,726,346	100.0	984,404	984,404	100.0
大阪		444,285,449	444,929,128	100.1	361,085,510	361,085,510	100.0	277,327,168	277,327,168	100.0
兵庫		171,957,167	171,638,417	99.8	107,742,713	107,742,713	100.0	178,610,032	178,610,032	100.0
奈良		23,003,221	22,840,180	99.3	17,844,681	17,844,681	100.0	3,552	3,552	100.0
和歌山		22,254,771	22,240,108	99.9	18,575,374	18,575,374	100.0	6,433,438	6,433,438	100.0
鳥取		13,506,011	13,468,323	99.7	10,229,802	10,229,802	100.0	538,772	538,772	100.0
島根		18,643,458	18,614,284	99.8	15,837,077	15,837,077	100.0	1,252,143	1,252,143	100.0
岡山		61,232,663	61,080,817	99.8	50,940,424	50,940,424	100.0	43,726,805	43,726,805	100.0
広島		98,584,733	98,340,905	99.8	57,804,835	57,804,835	100.0	10,996,451	10,996,451	100.0
山口		44,990,417	44,921,177	99.8	31,194,611	31,194,611	100.0	39,062,808	39,062,808	100.0
徳島		22,075,667	21,982,876	99.6	11,580,209	11,580,209	100.0	4,567,169	4,567,169	100.0
香川		32,016,030	31,888,213	99.6	26,968,137	26,968,137	100.0	4,482,541	4,482,541	100.0
愛媛		42,944,779	42,986,627	100.1	26,380,727	26,380,727	100.0	16,288,370	16,288,370	100.0
高知		15,118,574	14,978,234	99.1	13,974,769	13,974,769	100.0	724,253	724,253	100.0
福岡		173,847,880	172,421,906	99.2	147,226,914	147,226,914	100.0	114,419,863	114,419,863	100.0
佐賀		23,014,499	22,991,624	99.9	17,033,605	17,033,605	100.0	2,000,025	2,000,025	100.0
長崎		27,721,161	27,675,500	99.8	23,666,937	23,666,937	100.0	15,478,413	15,478,413	100.0
熊本		44,563,168	44,376,822	99.6	29,030,411	29,030,411	100.0	1,116,050	1,116,050	100.0
大分		29,404,393	29,289,945	99.6	26,408,161	26,408,161	100.0	20,837,029	20,837,029	100.0
宮崎		26,531,686	26,423,557	99.6	20,810,206	20,810,206	100.0	684,637	684,637	100.0
鹿児島		34,371,207	34,306,198	99.8	29,717,806	29,717,806	100.0	6,651,108	6,651,108	100.0
沖縄		32,204,159	31,916,310	99.1	27,081,443	27,081,443	100.0	3,660,989	3,660,989	100.0
合計		5,257,125,010	5,240,079,689	99.7	4,192,399,183	4,192,399,183	100.0	2,222,742,524	2,222,742,524	100.0

(単位:千円、%)

都道府県名	税目	不動産取得税			県たばこ税			ゴルフ場利用税		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		17,188,045	16,639,628	96.8	7,749,535	7,749,535	100.0	1,493,345	1,488,540	99.7
青森		1,863,636	1,851,499	99.3	1,783,943	1,783,943	100.0	146,055	146,055	100.0
岩手		2,888,881	2,842,965	98.4	1,522,735	1,522,735	100.0	275,821	275,821	100.0
宮城		7,545,718	7,408,623	98.2	2,998,577	2,998,577	100.0	705,956	703,996	99.7
秋田		1,640,437	1,561,306	95.2	1,184,575	1,184,575	100.0	155,243	155,243	100.0
山形		2,091,247	2,049,477	98.0	1,185,769	1,185,769	100.0	114,285	114,285	100.0
福島		4,170,772	4,049,582	97.1	2,589,585	2,589,585	100.0	547,797	539,904	98.6
茨城		5,855,227	5,725,688	97.8	3,775,981	3,775,981	100.0	2,710,824	2,709,606	100.0
栃木		5,185,307	5,130,973	99.0	2,462,005	2,462,005	99.9	2,311,555	2,300,498	99.5
群馬		5,900,944	5,861,636	99.3	2,356,484	2,356,484	100.0	1,122,963	1,122,963	100.0
埼玉		20,800,556	20,415,265	98.1	8,219,496	8,219,494	100.0	2,260,996	2,260,996	100.0
千葉		20,051,781	19,487,263	97.2	7,274,602	7,274,598	100.0	4,442,433	4,442,433	100.0
東京都		93,283,383	92,255,408	98.9	17,023,083	17,023,087	100.0	663,036	663,036	100.0
神奈川県		30,939,534	29,683,999	95.9	9,826,851	9,826,851	100.0	1,619,865	1,619,865	100.0
新潟		4,662,581	4,547,762	97.5	2,487,279	2,487,279	100.0	490,017	484,563	98.9
富山		2,324,666	2,287,217	98.4	1,155,509	1,155,509	100.0	278,375	278,375	100.0
石川		3,495,625	3,312,549	94.8	1,300,705	1,300,705	100.0	540,878	539,290	99.7
福井		2,283,623	2,256,587	98.8	892,328	892,328	100.0	242,066	242,066	100.0
山梨		1,755,691	1,723,123	98.1	1,039,111	1,039,111	100.0	810,920	810,920	100.0
長野		5,028,835	4,953,477	98.5	2,216,535	2,216,535	100.0	820,219	820,219	100.0
岐阜		4,459,004	4,394,335	98.5	2,113,644	2,113,644	100.0	1,645,875	1,645,807	100.0
静岡県		10,326,068	10,096,471	97.8	4,149,514	4,149,514	100.0	2,540,303	2,540,059	100.0
愛知県		27,796,194	27,165,370	97.7	8,455,529	8,455,529	100.0	1,450,192	1,450,192	100.0
三重		3,948,611	3,904,683	98.9	2,075,939	2,075,939	100.0	1,725,341	1,720,276	99.7
滋賀		4,024,962	3,407,957	84.7	1,540,009	1,540,009	100.0	1,067,861	1,067,861	100.0
京都		9,940,113	9,549,991	96.1	2,659,851	2,659,821	100.0	764,871	764,871	100.0
大阪		38,902,295	36,911,643	94.9	11,723,927	11,723,641	100.0	1,430,367	1,430,279	100.0
兵庫県		17,394,333	17,099,354	98.3	5,696,901	5,696,879	100.0	3,596,809	3,596,809	100.0
奈良		2,293,764	2,228,203	97.1	1,264,342	1,264,322	100.0	877,284	874,784	99.7
和歌山		2,000,458	1,944,283	97.2	1,142,787	1,142,787	100.0	322,140	322,140	100.0
鳥取		918,936	869,739	94.6	621,847	621,847	100.0	109,704	108,267	98.7
島根		1,269,260	1,238,852	97.6	681,412	681,406	100.0	97,254	97,254	100.0
岡山		4,575,388	4,508,880	98.5	2,146,864	2,146,762	100.0	666,286	662,225	99.4
広島		9,047,680	8,429,751	93.2	3,084,114	3,084,002	100.0	717,176	717,107	100.0
山口		2,748,159	2,703,265	98.4	1,511,487	1,511,487	100.0	470,686	470,686	100.0
徳島		1,698,021	1,677,530	98.8	844,914	844,914	100.0	245,439	245,439	100.0
香川		1,872,566	1,824,936	97.5	1,109,129	1,109,129	100.0	338,277	338,277	100.0
愛媛		2,715,278	2,680,779	98.7	1,528,358	1,528,330	100.0	353,450	353,450	100.0
高知		1,095,641	1,090,625	99.5	872,348	872,348	100.0	233,081	233,081	100.0
福岡		19,558,720	19,113,251	97.7	6,610,717	6,610,717	100.0	1,105,802	1,096,250	99.1
佐賀		1,930,716	1,890,478	97.9	1,080,811	1,080,811	100.0	298,976	298,976	100.0
長崎		2,563,122	2,505,490	97.8	1,624,719	1,624,719	100.0	313,726	313,726	100.0
熊本		4,911,627	4,765,596	97.0	2,157,674	2,157,674	100.0	627,172	627,172	100.0
大分		2,735,403	2,705,932	98.9	1,390,868	1,390,868	100.0	333,327	333,327	100.0
宮崎		2,226,506	2,202,567	98.9	1,374,467	1,374,467	100.0	398,207	398,207	100.0
鹿児島		4,228,337	4,104,396	97.1	1,916,907	1,916,907	100.0	403,024	403,024	100.0
沖縄		5,587,479	5,423,295	97.1	1,995,455	1,995,455	100.0	878,220	878,220	100.0
合計		429,725,130	418,481,679	97.4	150,419,222	150,418,614	100.0	44,763,499	44,706,440	99.9

(単位:千円、%)

都道府県名	税目	軽油引取税			自動車税(～2019.9)			自動車税(環境性能割)		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		58,747,929	57,674,488	98.2	286,877	24,472	8.5	5,834,894	5,834,431	100.0
青森		13,228,347	13,228,347	100.0	31,137	6,021	19.3	1,151,561	1,151,561	100.0
岩手		14,009,478	13,579,068	96.9	17,908	3,611	20.2	1,051,219	1,051,219	100.0
宮城		24,041,244	24,041,244	100.0	0	0	0.0	2,163,572	2,163,572	100.0
秋田		9,349,467	9,113,903	97.5	7,441	430	5.8	850,675	850,675	100.0
山形		9,128,669	9,128,669	100.0	16,627	1,646	9.9	981,900	991,700	101.0
福島		23,168,347	23,063,060	99.5	211,044	31,519	14.9	1,621,059	1,621,059	100.0
茨城		32,771,979	32,682,249	99.7	0	0	0.0	2,942,809	2,942,809	100.0
栃木		21,322,023	21,321,561	99.9	32,091	720	2.2	2,038,741	2,038,741	100.0
群馬		17,074,134	16,633,777	97.4	48,745	3,592	7.4	2,545,180	2,545,180	100.0
埼玉		51,486,082	51,028,929	99.1	66,832	7,066	10.6	6,973,864	6,973,864	100.0
千葉		39,514,804	39,514,761	100.0	322,261	56,647	17.6	5,839,619	5,829,742	99.8
東京都		37,975,634	36,734,916	96.7	0	0	0.0	13,478,417	13,482,407	100.0
神奈川県		40,961,687	39,422,743	96.2	250,665	31,852	12.7	9,057,495	9,058,769	100.0
新潟		21,912,275	21,855,196	99.7	0	0	0.0	1,913,727	1,913,727	100.0
富山		11,037,537	10,668,130	96.7	24,907	3,836	15.4	1,040,038	1,040,038	100.0
石川		9,814,217	9,742,208	99.3	0	0	0.0	1,323,474	1,323,513	100.0
福井		7,506,008	7,468,810	99.5	35,119	7,254	20.7	856,974	856,974	100.0
山梨		6,991,740	6,991,740	100.0	28,780	15,735	54.7	823,310	823,310	100.0
長野		17,513,477	17,513,477	100.0	54,956	11,021	20.1	1,998,835	1,998,835	100.0
岐阜		17,195,009	16,820,839	97.8	133,347	26,450	19.8	2,475,712	2,475,618	100.0
静岡		37,588,127	37,588,127	100.0	0	0	0.0	3,861,096	3,861,096	100.0
愛知		59,783,890	58,620,886	98.1	187,494	29,235	15.6	11,106,367	11,106,142	100.0
三重		21,320,523	20,956,043	98.3	0	0	0.0	2,264,083	2,264,083	100.0
滋賀		13,187,634	12,746,634	96.7	46,890	8,127	17.3	1,534,062	1,534,062	100.0
京都		14,761,842	14,521,169	98.4	103,454	17,853	17.3	2,562,848	2,562,848	100.0
大阪		46,837,362	46,495,774	99.3	164,018	8,332	5.1	8,850,509	8,850,329	100.0
兵庫県		38,699,344	38,697,984	100.0	155,760	25,607	16.4	6,010,424	6,010,424	100.0
奈良		6,838,157	6,565,937	96.0	39,690	6,979	17.6	1,222,375	1,222,356	100.0
和歌山		6,487,503	6,432,100	99.1	0	0	0.0	853,496	853,496	100.0
鳥取		4,643,174	4,643,174	100.0	4,412	450	10.2	504,230	504,076	100.0
島根		4,974,848	4,974,848	100.0	10,410	1,230	11.8	537,496	537,496	100.0
岡山		19,666,880	19,334,386	98.3	37,455	2,833	7.6	1,887,593	1,887,593	100.0
広島		23,389,189	22,857,393	97.7	39,791	3,128	7.9	2,933,019	2,933,019	100.0
山口		13,207,095	12,933,319	97.9	10,451	2,134	20.4	1,330,945	1,330,945	100.0
徳島		5,436,579	5,433,973	99.9	22,194	3,734	16.8	587,467	587,467	100.0
香川		9,262,176	9,260,165	100.0	0	0	0.0	816,091	816,091	100.0
愛媛		9,945,449	9,907,065	99.6	38,892	3,990	10.3	997,951	997,951	100.0
高知		4,335,121	4,315,283	99.5	13,150	3,043	23.1	484,688	484,688	100.0
福岡		38,509,312	37,895,008	98.4	57,743	8,511	14.7	4,996,724	4,996,724	100.0
佐賀		9,074,209	8,956,694	98.7	0	0	0.0	585,062	585,062	100.0
長崎		6,872,244	6,872,244	100.0	0	0	0.0	789,169	789,169	100.0
熊本		14,733,242	14,733,242	100.0	33,216	2,432	7.3	1,499,529	1,499,529	100.0
大分		8,937,533	8,932,004	99.9	21,204	3,959	18.7	907,646	907,646	100.0
宮崎		8,913,910	8,779,978	98.5	0	0	0.0	767,396	767,396	100.0
鹿児島		11,845,484	11,845,442	100.0	0	0	0.0	1,052,053	1,052,053	100.0
沖縄		7,305,249	7,268,317	99.5	28,864	4,621	16.0	796,240	796,240	100.0
合計		931,306,163	919,795,304	98.8	2,583,825	368,070	14.2	126,701,634	126,705,725	100.0

(単位:千円、%)

都道府県名	税目	自動車税 (種別割)			鉦区税			固定資産税		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		75,448,640	75,041,483	99.5	29,723	29,653	99.8	0	0	0.0
青森		16,289,794	16,210,740	99.5	2,007	2,007	100.0	185,382	185,382	100.0
岩手		17,471,960	17,428,590	99.8	17,606	17,606	100.0	0	0	0.0
宮城		32,957,648	32,776,609	99.5	2,498	2,498	100.0	0	0	0.0
秋田		13,162,833	13,157,828	100.0	8,835	8,835	100.0	0	0	0.0
山形		15,806,067	15,767,274	99.8	2,289	2,289	100.0	0	0	0.0
福島		30,232,849	30,032,783	99.3	10,422	10,422	100.0	2,828,878	2,828,878	100.0
茨城		50,100,459	49,681,323	99.2	3,500	3,500	100.0	0	0	0.0
栃木		34,634,532	34,570,284	99.8	7,649	7,649	100.0	0	0	0.0
群馬		33,752,549	33,669,052	99.8	1,651	1,651	100.0	0	0	0.0
埼玉		84,574,561	84,220,650	99.6	4,907	4,907	100.0	0	0	0.0
千葉		74,349,653	73,958,500	99.5	40,202	40,202	100.0	0	0	0.0
東京都		102,067,486	101,415,997	99.4	2,119	2,119	100.0	0	0	0.0
神奈川県		89,895,059	89,452,988	99.5	0	0	0.0	0	0	0.0
新潟		30,738,567	30,711,915	99.9	31,186	31,186	100.0	0	0	0.0
富山		16,661,806	16,623,063	99.8	708	708	100.0	0	0	0.0
石川		17,683,058	17,510,829	99.0	632	282	44.6	0	0	0.0
福井		12,065,687	12,024,074	99.7	1,738	1,738	100.0	0	0	0.0
山梨		12,900,552	12,858,973	99.7	114	114	100.0	0	0	0.0
長野		31,074,117	30,986,667	99.7	2,532	2,478	97.9	0	0	0.0
岐阜		31,380,230	31,189,513	99.4	15,692	15,692	100.0	0	0	0.0
静岡		53,204,795	52,916,179	99.5	4,148	4,148	100.0	0	0	0.0
愛知		115,614,150	115,120,704	99.6	1,921	1,921	100.0	1,398,710	1,398,710	100.0
三重		27,161,870	27,074,581	99.7	2,705	2,705	100.0	0	0	0.0
滋賀		18,245,825	18,160,981	99.5	6,636	6,636	100.0	0	0	0.0
京都		24,873,801	24,680,324	99.2	508	508	100.0	0	0	0.0
大阪		78,258,076	77,905,592	99.5	40	40	100.0	0	0	0.0
兵庫県		61,328,792	60,967,666	99.4	10,177	10,177	100.0	0	0	0.0
奈良		14,947,982	14,870,186	99.5	680	680	100.0	0	0	0.0
和歌山		11,001,405	10,974,810	99.8	91	91	100.0	0	0	0.0
鳥取		6,951,840	6,941,366	99.8	734	734	100.0	0	0	0.0
島根		8,036,576	8,010,928	99.7	1,169	1,169	100.0	0	0	0.0
岡山		25,659,591	25,583,989	99.7	10,621	10,621	100.0	0	0	0.0
広島		33,230,779	33,134,053	99.7	4,384	4,384	100.0	0	0	0.0
山口		17,634,574	17,609,338	99.9	9,995	9,995	100.0	0	0	0.0
徳島		10,005,770	9,970,263	99.6	1,304	1,304	100.0	0	0	0.0
香川		13,025,459	12,945,681	99.4	12	12	100.0	0	0	0.0
愛媛		15,570,227	15,495,253	99.5	3,017	2,706	89.7	0	0	0.0
高知		7,652,695	7,637,460	99.8	6,946	6,946	100.0	0	0	0.0
福岡		60,859,265	60,633,965	99.6	5,362	4,676	87.2	0	0	0.0
佐賀		10,447,178	10,422,714	99.8	231	231	100.0	0	0	0.0
長崎		12,860,070	12,828,355	99.8	3,649	3,649	100.0	0	0	0.0
熊本		22,257,199	22,174,833	99.6	9,635	9,635	100.0	0	0	0.0
大分		14,175,142	14,145,643	99.8	12,368	12,368	100.0	0	0	0.0
宮崎		13,493,659	13,468,819	99.8	7,919	7,881	99.5	0	0	0.0
鹿児島		18,082,823	17,959,241	99.3	12,964	11,876	91.6	0	0	0.0
沖縄		15,633,146	15,553,380	99.5	6,826	6,771	99.2	0	0	0.0
合計		1,533,460,796	1,526,475,439	99.5	310,052	307,400	99.1	4,412,970	4,412,970	100.0

(単位:千円、%)

都道府県名	法定外普通税			狩 獵 税			法定外目的税		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道	899,960	899,960	100.0	43,605	43,605	100.0	862,593	862,088	99.9
青森	19,502,561	19,502,561	100.0	3,918	3,918	100.0	90,991	90,991	100.0
岩手	0	0	0.0	14,249	14,249	100.0	81,755	81,755	100.0
宮城	181,020	181,020	100.0	10,214	10,214	100.0	477,546	477,546	100.0
秋田	0	0	0.0	1,651	1,651	100.0	230,656	230,656	100.0
山形	0	0	0.0	3,306	3,306	100.0	149,383	149,383	100.0
福島	0	0	0.0	12,882	12,882	100.0	418,748	418,748	100.0
茨城	1,227,254	1,227,254	100.0	34,543	34,543	100.0	0	0	0.0
栃木	0	0	0.0	21,954	21,954	100.0	0	0	0.0
群馬	0	0	0.0	16,997	16,997	100.0	0	0	0.0
埼玉	0	0	0.0	19,312	19,312	100.0	0	0	0.0
千葉	0	0	0.0	28,545	28,545	100.0	0	0	0.0
東京都	0	0	0.0	4,254	4,254	100.0	1,583,818	1,583,128	100.0
神奈川県	0	0	0.0	15,188	15,188	100.0	0	0	0.0
新潟	4,712,634	4,712,634	100.0	10,678	10,678	100.0	142,947	142,947	100.0
富山	0	0	0.0	5,800	5,800	100.0	0	0	0.0
石川	770,452	770,452	100.0	10,242	10,242	100.0	0	0	0.0
福井	14,246,677	14,246,677	100.0	9,007	9,007	100.0	0	0	0.0
山梨	0	0	0.0	11,476	11,476	100.0	0	0	0.0
長野	0	0	0.0	13,850	13,850	100.0	0	0	0.0
岐阜	0	0	0.0	14,187	14,187	100.0	8,152	8,152	100.0
静岡県	1,240,416	1,240,416	100.0	34,796	34,796	100.0	0	0	0.0
愛知県	0	0	0.0	10,350	10,350	100.0	626,287	626,287	100.0
三重	0	0	0.0	19,167	19,167	100.0	519,140	519,140	100.0
滋賀	0	0	0.0	11,964	11,964	100.0	50,523	50,523	100.0
京都	0	0	0.0	17,605	17,605	100.0	141,496	141,496	100.0
大阪	0	0	0.0	7,959	7,959	100.0	1,060,229	1,059,997	100.0
兵庫県	0	0	0.0	35,616	35,616	100.0	0	0	0.0
奈良	0	0	0.0	11,283	11,283	100.0	159,633	159,633	100.0
和歌山	0	0	0.0	13,465	13,465	100.0	0	0	0.0
鳥取	0	0	0.0	6,107	6,107	100.0	10,658	10,658	100.0
島根	748,238	748,238	100.0	11,757	11,757	100.0	311,716	236,007	75.7
岡山	0	0	0.0	16,551	16,551	100.0	527,166	527,166	100.0
広島	0	0	0.0	24,599	24,599	100.0	630,110	630,110	100.0
山口	0	0	0.0	11,527	11,527	100.0	206,061	206,061	100.0
徳島	0	0	0.0	12,343	12,343	100.0	0	0	0.0
香川	0	0	0.0	4,189	4,189	100.0	0	0	0.0
愛媛	1,112,363	1,112,363	100.0	24,191	24,191	100.0	231,233	231,233	100.0
高知	0	0	0.0	18,713	18,713	100.0	0	0	0.0
福岡	0	0	0.0	18,584	18,584	100.0	1,524,127	1,522,140	99.9
佐賀	3,850,425	3,850,425	100.0	8,865	8,865	100.0	152,141	152,141	100.0
長崎	0	0	0.0	7,797	7,797	100.0	127,656	127,656	100.0
熊本	0	0	0.0	17,771	17,771	100.0	136,753	136,753	100.0
大分	0	0	0.0	20,753	20,753	100.0	330,466	330,466	100.0
宮崎	0	0	0.0	20,752	20,752	100.0	308,669	308,669	100.0
鹿児島	1,608,739	1,608,739	100.0	23,479	23,479	100.0	185,753	185,753	100.0
沖縄	942,859	942,859	100.0	2,922	2,922	100.0	47,020	47,020	100.0
合計	51,043,598	51,043,598	100.0	718,963	718,963	100.0	11,333,426	11,254,303	99.3

(単位:千円、%)

都道府県名	税目	旧法による税		
		調定額	収入額	収入率
北海道		614	0	0.0
青森		37,159	37,159	100.0
岩手		11,178	11,178	100.0
宮城		35,478	35,478	100.0
秋田		6,856	6,117	89.2
山形		10,181	10,181	100.0
福島		0	0	0.0
茨城		39,412	39,412	100.0
栃木		16,608	16,608	100.0
群馬		21,990	21,990	100.0
埼玉		66,596	66,596	100.0
千葉		79,896	79,705	99.8
東京都		860	621	72.2
神奈川県		51,838	51,814	100.0
新潟		44,743	33,085	73.9
富山		13,068	13,068	100.0
石川		21,451	21,451	100.0
福井		5,084	5,084	100.0
山梨		0	0	0.0
長野		270	270	100.0
岐阜		42,258	2,642	6.3
静岡県		0	0	0.0
愛知県		654	654	100.0
三重		18,119	18,119	100.0
滋賀		0	0	0.0
京都		35,607	35,607	100.0
大阪		569,694	178,655	31.4
兵庫県		59,604	59,604	100.0
奈良		28,686	28,686	100.0
和歌山		17,671	17,671	100.0
鳥取		0	0	0.0
島根		0	0	0.0
岡山		20,325	20,325	100.0
広島		46,571	46,571	100.0
山口		17,739	17,739	100.0
徳島		0	0	0.0
香川		14,062	14,062	100.0
愛媛		0	0	0.0
高知		7,909	7,909	100.0
福岡		0	0	0.0
佐賀		9,467	9,467	100.0
長崎		15,177	15,177	100.0
熊本		19,953	19,953	100.0
大分		114	114	100.0
宮崎		7,467	7,467	100.0
鹿児島		17,890	17,890	100.0
沖縄		6,181	6,181	100.0
合計		1,418,430	974,310	68.7

## 6 県税調定収入額の推移

年 度	最 終 予 算 額	調 定 額	収 入 額	過 誤 納 額
21	83,071,984	97,747,816	96,523,732	51,053
22	519,127,352	574,606,817	558,531,280	441,786
23	1,465,722,126	1,645,722,208	1,537,402,992	2,829,122
24	2,259,864,001	2,552,070,622	2,307,041,548	4,986,849
25	1,242,360,225	1,923,016,915	1,395,357,884	2,339,372
26	2,422,285,431	2,960,437,340	2,624,507,962	2,884,409
27	2,494,956,685	2,937,325,173	2,558,489,677	2,052,028
28	3,230,026,006	3,734,238,221	3,325,421,841	2,436,581
29	3,118,241,009	3,588,829,611	3,133,301,363	11,384,071
30	2,970,171,020	3,431,611,328	2,978,129,158	8,584,977
31	3,395,210,822	4,017,562,123	3,603,551,351	4,175,668
32	4,328,783,800	5,051,024,436	4,563,487,050	3,806,277
33	4,860,817,500	5,343,234,279	4,935,237,934	3,937,888
34	5,005,542,200	5,599,995,639	5,242,429,717	3,483,894
35	6,555,256,000	7,482,565,783	7,087,064,791	1,879,579
36	8,610,803,000	9,694,124,534	9,165,448,955	3,749,075
37	11,165,650,000	12,381,619,392	11,474,383,761	11,741,085
38	13,483,261,000	14,687,045,255	13,642,335,136	2,562,395
39	16,690,961,000	18,068,947,692	16,875,242,599	997,837
40	18,617,839,000	20,036,391,725	18,880,873,479	1,351,274
41	20,713,460,000	23,746,769,075	22,404,095,731	1,790,885
42	25,533,587,000	29,238,594,539	27,392,532,342	1,502,251
43	32,502,876,000	37,193,351,112	35,168,176,044	392,176
44	41,300,921,000	44,464,413,374	41,864,910,054	86,510
45	49,017,915,000	53,873,688,161	50,842,339,777	90,484
46	54,890,462,000	59,125,087,765	55,966,879,578	170,016
47	64,564,687,000	67,515,029,554	63,608,685,783	127,160
48	82,588,906,000	92,315,997,561	85,277,757,263	605,169
49	106,977,700,000	115,152,525,620	107,119,541,432	564,027
50	101,412,813,000	103,283,417,783	97,206,462,737	211,153

(単位：円、%)

不納欠損額	収入未済額	調定に対する	予算に対する	対前年比率	
		収入率	収入率	調定	収入
2,428	1,272,709	98.7	116.2	—	—
37,033	16,480,290	97.2	107.6	587.8	578.6
232,101	110,916,237	93.4	104.9	286.4	275.3
1,824,999	248,190,924	90.4	102.1	155.1	150.1
112,365,292	417,633,111	72.6	112.3	75.4	60.5
3,767,475	335,046,312	88.7	108.3	153.9	188.1
5,474,232	375,413,292	87.1	102.5	99.2	97.5
15,668,556	395,584,405	89.1	103.0	127.1	130.0
16,925,895	449,986,424	87.3	100.5	96.1	94.2
86,727,079	375,340,068	86.8	100.3	95.6	95.0
70,199,689	347,986,751	89.7	106.1	117.1	121.0
50,207,967	441,135,696	90.3	105.4	125.7	126.6
39,391,879	372,542,354	92.4	101.5	105.8	108.1
26,691,937	334,357,879	93.6	104.7	104.8	106.2
25,156,852	372,223,719	94.7	108.1	133.6	135.2
22,521,201	509,903,453	94.5	106.4	129.6	129.3
21,175,905	897,800,811	92.7	102.8	127.7	125.2
15,723,234	1,031,549,280	92.9	101.2	118.6	118.9
11,286,032	1,183,416,898	93.4	101.1	123.0	123.7
12,644,891	1,144,224,629	94.2	101.4	110.9	111.9
11,522,731	1,332,941,498	94.3	108.2	118.5	118.7
17,811,371	1,829,753,077	93.7	107.3	123.1	122.3
16,119,795	2,009,447,449	94.6	108.2	127.2	128.4
14,552,768	2,585,037,062	94.2	101.4	119.5	119.0
20,130,070	3,011,308,798	94.4	103.7	121.2	121.4
22,805,780	3,135,572,423	94.7	102.0	109.7	110.1
32,777,392	3,873,693,539	94.2	98.5	114.2	113.7
43,297,443	6,995,548,024	92.4	103.3	136.7	134.1
43,335,729	7,990,212,486	93.0	100.1	124.7	125.6
45,939,471	6,031,226,728	94.1	95.9	89.7	90.7

年 度	最 終 予 算 額	調 定 額	収 入 額	過 誤 納 額
51	114,819,000,000	113,004,053,547	103,866,798,095	1,270,968
52	126,563,292,000	126,213,157,993	116,906,845,877	367,948
53	121,769,019,000	135,619,576,437	124,196,399,293	99,157
54	142,995,000,000	160,442,250,259	147,537,375,521	87,792
55	160,003,251,000	177,909,121,188	163,582,156,726	248,393
56	176,793,734,000	194,735,314,615	179,383,945,880	322,373
57	186,717,000,000	202,741,298,276	187,445,294,954	795,359
58	187,156,000,000	207,598,149,863	192,053,764,638	77,771
59	201,508,000,000	218,188,048,332	203,961,867,814	21,215
60	218,731,000,000	235,001,879,379	219,397,701,236	28,325
61	218,903,000,000	238,768,696,451	222,052,442,127	11,772
62	235,173,000,000	255,692,850,330	238,064,979,999	8,433
63	273,600,000,000	291,358,317,274	273,637,564,143	—
元	292,991,000,000	313,233,507,138	294,830,246,474	—
2	313,446,000,000	333,007,937,098	313,855,640,113	—
3	330,621,000,000	348,996,353,323	330,401,449,077	—
4	307,953,000,000	332,655,334,891	312,076,479,730	—
5	291,342,000,000	315,339,475,115	292,967,332,053	—
6	284,188,000,000	310,799,277,284	287,343,920,640	—
7	297,277,000,000	313,142,518,395	301,400,974,686	—
8	301,996,000,000	315,487,448,044	303,044,833,213	—
9	301,378,000,000	316,009,963,391	303,536,035,556	—
10	299,181,000,000	312,913,370,809	301,028,610,537	—
11	286,924,000,000	302,077,425,968	290,354,596,613	—
12	315,567,000,000	330,862,591,279	319,129,740,194	—
13	306,558,000,000	319,114,538,299	307,361,094,504	—
14	268,096,000,000	281,072,309,596	270,083,123,490	—
15	269,633,000,000	281,939,282,839	271,064,203,186	—
16	279,065,000,000	292,891,886,111	282,857,040,001	—
17	306,269,000,000	316,979,971,292	307,543,227,105	—

(単位：円、%)

不納欠損額	収入未済額	調定に対する	予算に対する	対前年比率	
		収入率	収入率	調定	収入
56,164,457	9,082,361,963	91.9	90.5	109.4	106.9
62,296,123	9,244,383,941	92.6	92.4	111.7	112.6
109,662,727	11,313,613,574	91.6	102.0	107.5	106.2
85,200,263	12,819,762,267	92.0	103.2	118.3	118.8
115,833,555	14,211,379,300	91.9	102.2	110.9	110.9
214,876,729	15,136,814,379	92.1	101.5	109.5	109.7
142,031,874	15,154,766,807	92.5	100.4	104.1	104.5
209,286,875	15,335,176,121	92.5	102.6	102.4	102.5
223,790,474	14,002,411,259	93.5	101.2	105.1	106.2
285,298,570	15,318,907,898	93.4	100.3	107.7	107.6
333,575,883	16,382,690,213	93.0	101.4	101.6	101.2
560,197,966	17,067,680,798	93.1	101.2	107.1	107.2
433,985,669	17,286,767,462	93.9	100.0	113.9	114.9
521,011,847	17,882,248,817	94.1	100.6	107.5	107.7
418,042,052	18,734,254,933	94.2	100.1	106.3	106.5
361,470,798	18,233,433,448	94.7	99.9	104.8	105.3
459,516,375	20,119,338,786	93.8	101.3	95.3	94.5
542,203,317	21,829,939,745	92.9	100.6	94.8	93.9
440,400,431	23,014,956,213	92.5	101.1	98.6	98.1
502,315,842	11,239,227,867	96.3	101.4	100.8	104.9
684,851,151	11,757,763,680	96.1	100.3	100.7	100.5
802,226,040	11,671,701,795	96.1	100.7	100.2	100.2
511,538,123	11,373,222,149	96.2	100.6	99.0	99.2
1,408,540,325	10,314,289,030	96.1	101.2	96.5	96.5
741,606,002	10,991,245,083	96.5	101.1	109.5	109.9
1,713,426,214	10,040,017,581	96.3	100.3	96.4	96.3
1,039,674,395	9,949,511,711	96.1	100.7	88.1	87.9
834,989,376	10,040,090,277	96.1	100.5	100.3	100.4
974,089,590	9,060,756,520	96.6	101.4	103.9	104.4
809,250,870	8,627,493,317	97.0	100.4	108.2	108.7

年 度	最 終 予 算 額	調 定 額	収 入 額	過 誤 納 額
18	330,237,000,000	341,709,512,855	332,924,166,488	—
19	375,557,000,000	384,912,111,125	374,870,256,869	—
20	361,041,030,000	376,316,219,262	366,113,415,832	—
21	294,463,030,000	309,337,630,925	298,629,315,257	—
22	274,529,030,000	291,096,586,273	280,976,234,501	—
23	273,504,010,000	284,927,009,382	275,185,982,227	—
24	277,615,000,000	289,889,896,010	280,410,268,926	—
25	289,648,000,000	299,994,165,019	291,147,225,690	—
26	301,688,000,000	310,725,848,824	302,820,322,949	—
27	341,917,040,000	350,182,714,878	343,173,757,380	—
28	343,618,040,000	354,368,906,570	348,071,866,815	—
29	341,141,000,000	351,819,467,766	345,965,283,429	—
30	330,049,000,000	338,266,791,426	332,955,506,554	—
元	325,939,000,000	330,648,159,086	325,794,561,713	—
2	324,147,130,000	333,629,578,102	327,652,177,977	—
3	328,068,096,000	342,026,948,473	337,499,388,147	—
4	340,428,482,000	343,832,096,714	339,579,632,705	—

(単位：円、%)

不納欠損額	収入未済額	調定に対する 収入率	予算に対する 収入率	対前年比率	
				調定	収入
735,289,006	8,050,057,361	97.4	100.8	107.8	108.3
790,044,145	9,251,810,111	97.4	99.8	112.6	112.6
645,393,690	9,557,409,740	97.3	101.4	97.8	97.7
567,707,783	10,140,607,885	96.5	101.4	82.2	81.6
577,986,492	9,542,365,280	96.5	102.3	94.1	94.1
617,561,751	9,123,465,404	96.6	100.6	97.9	97.9
930,311,415	8,549,315,669	96.7	101.0	101.7	101.9
774,795,834	8,072,143,495	97.1	100.5	103.5	103.8
752,429,178	7,153,096,697	97.5	100.4	103.6	104.0
665,523,273	6,343,434,225	98.0	100.4	112.7	113.3
517,897,237	5,779,142,518	98.2	101.3	101.2	101.4
447,715,085	5,406,469,252	98.3	101.4	99.3	99.4
398,081,414	4,913,203,458	98.4	100.9	96.1	96.2
323,438,221	4,530,159,152	98.5	100.0	97.7	97.8
290,376,255	5,687,023,870	98.2	101.1	100.9	100.6
338,086,608	4,189,473,718	98.7	102.9	102.5	103.0
339,646,668	3,912,817,341	98.8	99.8	100.5	100.6

## 課税免除等対象地域について(過疎・離島・半島)

### ○ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の対象市町

(令和5年4月1日現在)

区分	市町(特定期間合併市町村)
全部過疎	府中市、三次市、庄原市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町
一部過疎	呉市(旧音戸町、旧倉橋町、旧下蒲刈町、旧蒲刈町、旧川尻町、旧豊浜町、旧豊町、旧安浦町) 三原市(旧大和町、旧久井町) 尾道市(旧因島市、旧瀬戸田町、旧御調町、旧向島町) 廿日市市(旧吉和村、旧宮島町、旧佐伯町)
特定市町村 (卒業団体)	福山市(旧内海町) 東広島市(旧福富町、旧豊栄町、旧河内町)

### ○ 離島振興法の対象市町

(令和5年4月1日現在)

実施地域	市町(地区(有人離島))
走島群島	福山市(走島)
備後群島	尾道市(百島)
芸備群島	尾道市(細島) 三原市(佐木島、小佐木島)
上大崎群島	大崎上島町(生野島、大崎上島、長島)
下大崎群島	呉市(三角島、齋島)
安芸群島	呉市(情島)
	大竹市(阿多田島)
似島	広島市(似島)

### ○ 半島振興法の対象市町

(令和5年4月1日現在)

実施地域	市町(区域)
江能倉橋島	江田島市(旧江田島町、旧能美町、旧沖美町、旧大柿町の区域)
	呉市[一部](旧音戸町、旧倉橋町の区域)

---

令和6年1月発行

## 広島県税務統計要覧

(令和5年度版) 第67号

編集兼発行 広島県総務局税務課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電話 (082)513-2321

---